

## 平成24年第4回（12月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号（12月12日）	
○開 会	6
○開 議	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○行政報告	6
○会議録署名議員の指名	14
○会期の決定	14
○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第51号の上程、説明、質疑、委員会付託	18
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
○議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
○議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
○議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
○議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
○議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
○議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
○議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
○議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決	59
○議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
○議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
○発議第8号の上程、採決	65
○発議第9号の上程、採決	66

○散 会	6 6
------	-----

第 2 号 (12月19日)

○開 議	7 1
○諸般の報告	7 1
○委員会の中間報告を求める件	7 1
○一般質問	7 3
長 塚 誠 君	7 4
芹 澤 廣 行 君	8 1
中 澤 莊 也 君	9 1
中 野 暉 君	1 0 6
鈴 木 多津枝 君	1 1 7
○議案第51号の上程、委員会審査報告、質疑、討論、採決	1 3 2
○川根本町議会議員派遣の件	1 3 5
○閉 会	1 3 5

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	長	塚		誠	君
2番	中	澤	莊	也	君
3番	芹	澤	廣	行	君
4番	中	村		優	君
5番	中	野		暉	君
6番	高	畑	雅	一	君
7番	森		照	信	君
8番	中	澤	智	義	君
9番	久	野	孝	史	君
10番	鈴	木	多	津枝	君
11番	中	田	隆	幸	君
12番	板	谷		信	君

不応招議員（なし）

## 平成24年第4回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成24年12月12日(水) 午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 4号 専決処分した事件の承認について(平成24年度川根本町一般会計補正予算(第5号)について)
- 日程第 4 議案第51号 川根本町長島ダム水源地域振興及び環境・水資源保全基金条例の制定について
- 日程第 5 議案第52号 川根本町農林業関係事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第53号 川根本町役場総合支所建設基金条例を廃止する条例について
- 日程第 7 議案第54号 川根本町が島田市に委託する消防に関する事務の変更について
- 日程第 8 議案第55号 川根本町と焼津市との間の消防通信指令事務の委託の廃止について
- 日程第 9 議案第56号 公の施設の指定管理者の指定について(川根本町福祉センター)
- 日程第10 議案第57号 公の施設の指定管理者の指定について(高齢者デイサービスセンター)
- 日程第11 議案第58号 公の施設の指定管理者の指定について(川根本町生きがい対応型デイサービスセンター)
- 日程第12 議案第59号 公の施設の指定管理者の指定について(川根本町自然休養村管理運営施設)
- 日程第13 議案第60号 公の施設の指定管理者の指定について(川根本町自然休養村農林水産物直売所)
- 日程第14 議案第61号 公の施設の指定管理者の指定について(川根本町自然休養村農林水産物直売所)
- 日程第15 議案第62号 公の施設の指定管理者の指定について(川根本町接岨峡温泉休憩施設)
- 日程第16 議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について(川根本町寸又峡温泉野天風呂施設)
- 日程第17 議案第64号 平成24年度川根本町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第18 議案第65号 平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

- 日程第 19 議案第 66 号 平成 24 年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 20 議案第 67 号 平成 24 年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 21 議案第 68 号 平成 24 年度川根本町温泉事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 22 議案第 69 号 平成 24 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算  
(第 3 号)
- 日程第 23 発議第 8 号 川根本町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 発議第 9 号 川根本町議会会議規則の一部を改正する規則について

出席議員（12名）

1番	長塚誠君	2番	中澤莊也君
3番	芹澤廣行君	4番	中村優君
5番	中野暉君	6番	高畑雅一君
7番	森照信君	8番	中澤智義君
9番	久野孝史君	10番	鈴木多津枝君
11番	中田隆幸君	12番	板谷信君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤公敏君	副町長	小坂泰夫君
総務課長	西村一君	企画課長	羽倉範行君
税務課長	澤本勝美君	福祉課長	栗原卓君
生活健康課長	山下安男君	産業課長	長嶋一幸君
建設課長	大石守廣君	商工観光課長	筒井佳仙君
教育総務課長	大村敏正君	生涯学習課長	藤森敦君
会計管理者兼 出納室長	渡邊清君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長 前田修児

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（板谷 信君） ただいまから、平成24年第4回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（板谷 信君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

12月4日、町長から第4回定例会の招集告示をした旨通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、承認1件、議案19件が町長から提出されております。このほか、発議2件も提案されておりますので、後ほどお諮りいたします。

次に、川根本町議会会議規則第121条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査及び定期監査、財政援助団体監査の結果について報告がありました。

なお、内容についてはお手元に配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（板谷 信君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねましてごあいさつ

があります。町長、佐藤公敏君。

○町長（佐藤公敏君） 皆さんおはようございます。

本日は、平成24年第4回定例会の開催をお願いいたしましたところ、御多用の折にもかかわらず、議員全員の御出席をいただきましてありがとうございます。

議会におかれましては、10月2日から4日にかけて視察研修を実施されました。福島県いわき市、会津若松市を訪ね、いわき大王製紙株式会社と株式会社グリーン発電会津ではバイオマス発電施設を見学され、会津若松市議会では、現在川根本町議会においても懸案となっている議会基本条例について学ばれ、小名浜港では、東日本大震災の被災状況、復旧・復興の状況を視察され、その報告会を11月21日、22日の両日にわたって開催されました。議会自らが住民の皆様に積極的にアプローチしようという姿勢に心から敬意を表する次第であります。行政としても、町の施策を理解していただくため、積極的な広報、説明の必要性を感じております。

秋から暮れにかけては、SLフェスタ、産業文化祭、奥大井ふるさとまつり、あるいは各種団体等が主催するイベントなど、大きな事業が集中いたしました。それらもほぼ終了しようとしております。議員の皆様には、お忙しい中を会場にお出かけいただき、御参加をいただきました。誠にありがとうございました。

年間を通して様々なイベントが開催されておりますが、住民が企画から準備、そして運営に至るまで協力し合って一つのことを成し遂げる、その過程では、住民が主体的に参画する、相互に触れ合う、時間をかけて合意の形成を図り企画をまとめる、汗を流し苦労しながら準備を行う、当日の成功へと結びつける、さらに、終了後には反省会を開き次回の成功につなげるという流れをつくっていくことが非常に大切だと思っております。苦労すればするほど達成感は大きくなるはずですが、限られた時間と予算という制約の中で進められるものでありますので、難しさもあろうと思いますが、マンネリ化を防ぎながら持続させるためには大切なポイントであると思っております。まずは輪に入ること、だれもが入りやすい輪にしていかなければなりません。

12月1日には、恒例の静岡県市町対抗駅伝大会が開催されました。昨年は、残念ながら最下位という結果に終わりましたが、本年は、監督をはじめ、選手たちも厳しい練習を重ね、最高のパフォーマンスを発揮していただき、2時間32分02秒という今までの最高タイムを記録し、町の部で10位に食い込み、昨年よりもタイムでは3分38秒、順位で2ランク上げることができ、敢闘賞を受賞いたしました。これも、実行委員会、監督、コーチ、選手が一丸となって頑張ったたまものであり、限りない底力を秘めていることを実感しました。長い間の厳しい練習、そして大会当日の緊張感から解放された皆様、本当にお疲れさまでした。そして、ありがとうございました。

「そのうち」が「いつ」なのか注目を集めました。野田首相は安倍自民党総裁との党首討論において、突然11月16日の衆議院解散を表明、12月4日公示、16日投票が決まり、既に



選挙戦も終盤を迎えております。衆参のねじれ現象下、なかなか物事が決まらない、決められないという国会の混乱状態が続いておりましたが、解散を機に、第三極ねらいの小党が幾つも立ち上がっては他党と合流して消えるという離合集散が繰り返され、政局はさらに混迷の度合いを深める模様となっております。

しかしながら、今回の総選挙は、長引くデフレ克服に向けた金融政策と円高是正など経済分野のほか、外交・安全保障政策、社会保障と税の一体改革、財政運営、原発・エネルギー政策、憲法改正、地方分権、TPP参加の是非などなど、我が国の将来を左右する重要な課題が山積する中での選挙戦であります。政局に明け暮れることなく、正々堂々と政策を議論できる国会とするためにも、住民の関心を高めるとともに、投票率の向上に努めたいと考えております。

11月21日、全国町村長大会が開催されました。衆議院解散後の大会ということもあって、衆議院の先生方の御臨席はありませんでしたが、野田総理は臨席され、東日本大震災からの復旧・復興、社会保障制度を揺るぎないものとするための社会保障と税の一体改革、足下の厳しい経済状況に対する切れ目ない経済対策、地域主権改革の4点について力説されました。町村長大会ということもあってか、三位一体改革で傷んだ地方の再生と、地方交付税の持つ財源調整機能の重要性を強調されましたが、町村会で反対するTPPについては触れませんでした。

全国町村長大会では「町村の多くは農山漁村であり、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源涵養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。このような国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の心のふるさとである農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である」として、現在の農山漁村の極めて深刻な状況からの脱出と被災地の本格的な復興を進めるため、町村は相互の連携を一層強固にし、地域特性や資源を生かした個性豊かな地域づくりに邁進することを決意し、1、日本大震災からの早期の復興を図るとともに、全国的な防災・減災対策を強力に推進すること、2、真の地方分権改革を強力に推進すること、3、地方交付税を復元・増額するとともに、財源調整、財源保障の両機能を堅持すること、4、自動車取得税及び自動車重量税を見直す際は、町村の代替財源の確保を前提とすること、5、食料・木材自給率の向上により農村漁村の再生、活性化を図ること、6、地域経済、社会の崩壊を招くTPPには参加しないこと、7、国民皆保険を堅持するため、都道府県を軸とした保険者の再編、統合を推進し、医療保険制度の一本化を図ること、8、領土・外交問題に毅然とした姿勢で臨むことの8項目を決議しました。

さらに、特別決議として、都道府県制度のどこに問題があるのか、道州制は何をもたらすのか、国と道州と基礎自治体の具体的な役割、税財源制度等について明らかにされないまま、あたかも今日の閉塞状況を打破しうるかのような期待感だけを持たせる道州制の導入に対して、国土の多様な姿に見合った多彩な市町村の存在こそが地方自治体の本来の姿であるとし

て、反対することを追加して決議しました。

11月16日には、全国過疎地域自立促進連盟の定期総会が開催され、平成25年度過疎対策関係政府予算・施策に関する要望として、1、地方交付税による財源保障機能の充実・強化を図ること、2、過疎対策事業債の必要額を確保すること、3、住民が安心・安全に暮らせる生活基盤を確立すること、4、高度情報通信・高速道路網社会の恩恵を享受できるインフラの整備を図ること、5、地域資源を活用した産業振興を支援し、新たな雇用を創出すること、6、集落対策と地域社会の活性化に対する支援を強化することの6項目を決議いたしました。

以上、全国町村会と、過疎地域を含む自治体で構成する過疎地域自立促進連盟の最新の状況を報告させていただきましたが、国の特定地方行政機関、いわゆる出先機関について国と県との二重行政の無駄を排除するという観点から、国から2以上の都道府県が加入する広域連合に移譲するという考えが示されております。3・11の大震災において、国土交通省地方整備局の活躍が各方面から大きな評価を受けましたが、このような緊急事態に、数件にまたがる広域連合で迅速かつ的確な対応が果たしてできるのかと考えると、首をかしげざるを得ません。このような点から、全国の市町村から広域連合への権限移譲に反対する運動が起こっております。私も同様の危惧を抱くものであります。

11月16日発表の月例経済報告によると、景気は世界景気の減速等を背景としてこのところ弱い動きとなっているとし、4カ月連続で下方修正しました。また、輸出は弱含み、生産は減少と、輸出や生産の低迷が個人消費や設備投資にも影響を与え、国内景気が後退局面に入っていることを裏づける内容となりました。個別項目で見ると、個人消費は弱い動きとなっているとしておりますが、これはエコカー補助金打ち切りによる新車販売の低迷に加え、秋物衣料や旅行が不振だったことによります。

長期的な景気の低迷が続き国民の懐ぐあいが悪くなっているせい、秋物衣料も旅行も不振、総じて消費の動きが鈍いという中で、本町の観光については、入り込み客数はおおむね3年前の水準にまで達し、お土産品等の売り上げもある程度回復、旅館への宿泊数も若干持ち直しているのではないかと報告を受けております。本年は寸又峡・夢の吊り橋が死ぬまでに一度は行ってみたいつり橋として上位にランクされたことや、紅葉が美しかったということから、テレビなどのメディアに露出する機会も多く、入り込み増加につながったのではないかと思います。つり橋ハイクやもみじ狩りなど比較的安価でできる旅行、いわゆる安・近・短の旅行が不景気の中で主流になっているのではないかと思います。

新東名の開通など新たな要素はあるものの、インターチェンジを出てから本町への道路事情や受け入れ態勢などには大きな進展はなく、観光客の入り込み数が減少を続ける中で、紅葉という季節の移り変わりが観光資源になるという大自然の魅力に改めて感謝を申し上げるものであります。

現在、平成25年度の予算編成を進めております。

長期的に経済が低迷を続け、財政事情も悪化する中、国においては、8月に平成25年度予

算の概算要求組替え基準についてが閣議決定され、「我が国財政の持続可能性の確立に向け、市場の信認を確保するためにも、財政運営戦略に定められた財政健全化目標の達成に向けた取り組みを進めていく必要がある」とし、「財政規律を維持しつつ、経済成長と国民生活の質の向上に向け、省庁の枠を超えた大胆な予算の組み替えにより、グリーン、エネルギーですとか環境、ライフ、健康、農林業、6次産業化に係るものについて、日本再生戦略を踏まえた重点分野へのめり張りのきいた予算配分と歳出の大枠の遵守を図る」としております。

川根本町は、合併以降、平成18年10月に策定した行政改革大綱に基づき、持続可能な行政運営を目指して、町の歳入規模に見合った予算編成、予算執行に努めてきました。平成23年度一般会計決算では、国の財政対策もあって、歳入61億円、歳出56億円と大きく膨らんでおりますが、財政構造の硬直度を示す経常収支比率は87.1%と依然として高く、景気低迷の長期化により町税収入の増額が見込めない現状では、厳しい財政状況の好転は望めず、地方交付税や国・県の交付金や補助金への依存は避けられません。

地方交付税については、合併後の10年度は、合併前の旧市町村ごとに算定される額の合算額を下回らないように普通交付税を算定し、その後の5年度は段階的に縮減するという合併算定替えがなくなることから、平成27年度以降段階的に減額され、さらに5年度経過後には、大幅に地方交付税が減額することとなりますので、このことを踏まえた長期的な展望に立った財政運営が求められます。

このような中で、住民生活に最も身近な町の行政運営への関心が高まっております。殊に、南海トラフを震源域とする巨大地震や台風、ゲリラ豪雨による洪水など、自然災害に備えての安全対策を求める声が強まり、安心して暮らせる生活環境の整備促進が大変重要な課題となっております。

各課では、このような住民の関心や地区からの要望に重点を置き、財政事情を考慮し、事務事業評価による事業の見直しを積極的に行い、その上での確かな予算要求に努めるよう進めているところであります。

予算編成方針としては、昨年度見直した第1次総合計画後期基本計画に沿って、水と森の番人が創る癒しの里・川根本町、豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、誰もが安心して暮らせるふるさとの実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

基本的には、地域を取り巻く環境に大きな変化がないことから、前年度と同様、安全で安心のまちづくり、元気で活力に満ちたまちづくり、住民が夢を持って明るく前向きに取り組めるまちづくりを重点施策として進めていきたいと考えております。

安全と安心のまちづくりについては、住民の皆様の命と財産を守る最も重要な施策であり、予想される巨大地震に備えて可能な限り町土の強靱化を進めていかなければなりません。

自然災害に強いインフラ整備については、従来から国道や県道の改良整備、土砂崩壊や水害などの防災対策としての治山・治水対策など、様々な機会をとらえ要望活動に努めてまいりました。また、緊急経済対策交付金事業などを活用し、町道や農林道の整備促進、学校施

設など町有施設の耐震補強や改修等を進め、安全・安心の確保に努めるとともに、利用者の便宜等に努めてまいりました。まだまだ整備を要する箇所はありますので、引き続き予算獲得に努め、整備を図っていかねばなりません。

福祉、医療の面でも、高齢化、少子化が急速に進む中で「治療から保健」を重視することとし、高齢者や子供たちに優しいまちづくりを進めてまいりました。ふじのくにねつによる遠隔診療支援システムは、山間過疎地域における地域医療連携のモデルとして注目を集めつつありますが、さらに成長させ、拡充を図る必要があると考えております。

今後はさらに、高齢者の介護に当たられる方、子育てに当たられる方の環境の整備、改善を図って、安心して朗らかな気持ちで暮らせるまちづくりを進める必要があると考えております。

また、学校教育については、児童・生徒の減少により、複式学級を導入するとか、中学校の部活動に支障が出ているというような事例も見られるようになっておりますので、川根本町の教育はどうあるべきかについて教育委員会を中心に検討を進めていきたいと考えております。

元気で活力に満ちたまちづくりについては、核家族化、ライフスタイルの変化、人口減少時代の到来、高齢化、少子化などの社会変化が急速に進み、さらにデフレの長期化、円高が追い打ちをかけるという中で、財価や茶価は低迷し、販売不振に陥っております。まず、政府のデフレ克服に向けた金融政策、円高是正のための経済対策を求めていかねばなりません。

町の産業振興対策であります。茶業については、町の主要産業として位置づけ、これまできめ細かな補助制度を設け、茶園整備や製茶技術の向上など生産技術指導を中心に行ってまいりましたが、流通面での対応策も必要であるとの観点から、東京圏での知名度アップをねらって、厳しい冬を越してはぐくまれる山間地茶の魅力をアピールするなど販路拡大にも努めてまいりました。茶園喫茶の開設や川根時間の開催などにも取り組み、現在、お茶とお菓子のコラボレーションのためのスイーツ・コンテストを予定しているところであります。

現在、中国竜泉市との友好提携を進めておりますが、世界有数の磁器として知られる竜泉市の青磁と川根茶の取り合わせや、お茶の薬効成分を理論的に裏づけるための研究など、川根茶のブランドとしての価値をさらに高めるための戦略についても検討していきたいと考えております。竜泉市との友好提携に関しては、静岡県と浙江省との友好交流30周年記念事業の一環として組織される訪中団に加わり、竜泉市をも訪問する予定でしたが、尖閣諸島に係る問題が発生したため12月に延期されました。これへの参加要請がございましたが、年末の慌ただしい時期でもあり、この日程では竜泉市の訪問が困難となるため、今回は取りやめ、次年度暖かくなるころに予定したいと考えております。

林業では、森林組合の運営支援や林業労務に従事する人材の養成のほか、林道・作業道などの路網整備や、伐採・集材・出材などの省力化、効率化を図るための機械導入などを進め

てきましたが、林業環境は極めて厳しく、新たな方向として、F S C森林認証制度の導入と森林認証を生かすための東京港区との連携など、新たな取り組みも始めております。

基本的には、建築資材として川根材が持続的、安定的に供給できる体制を構築する必要があるのでないかと思っております。政府の森林・林業再生プランでは、公共建築物への木材利用の推進が位置づけられ、そのための計画の策定に取り組んでいるところであります。

商工業の振興については、商工会が行う経営改善普及事業への支援や勤労者福祉共済会への支援などのほか、地域内での消費拡大を図るためのプレミアムお買い物券の発行、住宅リフォームに対する補助、売れるものづくり支援事業、おもてなしのお店づくり支援事業などを進めてまいりました。

プレミアムお買い物券の発行やリフォーム事業は大変好評だったと聞いております。両事業とも既に3年を経過した事業であります。地域経済が冷え切って、以前として回復の見通しが立たない状況にありますので、少しなりとも消費意欲を高め地域内循環を促進するため、プレミアムお買い物券発行事業を復活させ、リフォーム事業は継続していきたいと考えております。

地域における商工業者の存在は、買い物や雇用などのほか地域コミュニティの維持にとっても大変重要であります。この人たちの自助努力が前提であります。持続的、安定的な経営が可能となるような環境づくりが重要であります。

観光はトータル産業と言われるように、まちづくりそのものであります。本年、寸又峡温泉が開湯50周年を迎え、様々な記念イベントを行っております。往時に比べ、宿泊施設や飲食店の数が半分以上になり、旅行形態も変化する中で、宿泊客数も大幅に減少しておりますが、50周年を機に新しい時代の観光、ニューツーリズムに向けて新たな挑戦をスタートさせなければなりません。現在、観光振興計画の策定を進めておりますが、この計画をもとに、有識者など外部の意見も取り入れながら、まずは地域で議論を起こし、納得して取り組めるしっかりとした方向づけを行う必要があると思っております。

静岡、山梨、長野の3県、10市町村で構成する南アルプス世界自然遺産登録推進協議会では、世界遺産登録のための足がかりとして、ユネスコエコパークへの登録を目指しております。南アルプス、奥大井のブランドアップのため、今後も他の市町と足並みをそろえながら推進してまいります。

観光振興の面では、大井川鉄道の存在を忘れてはいけません。S Lの動態保存、アプト式鉄道と湖上駅など魅力を秘めた井川線、これは単なる乗り物としての鉄道としてではなく、鉄道そのものが観光資源として大きな役割を担っております。デフレ下にあって格安旅行が主流となっておりますが、料金を格安にするためには、距離と所要時間を圧縮しようとするため、S Lの乗車区間も従来千頭駅までだったものが、家山駅で下車してバスで戻るというような傾向が強くなっております。このようなことから、大井川鉄道株式会社の経営も非常に厳しくなっております。できるだけ乗車区間を長く乗っていただくため、井川線をもっと

強くアピールする必要もあるでしょうし、千頭駅周辺の魅力を高める必要もあるのではないかと考えております。大井川鉄道とも連携をとりながら対応を考えていかなければなりません。

観光振興については、まちづくり観光協会への補助のほか、奥大井ふるさとまつりなどのイベント開催、ファムトリップ、観光宣伝、パンフレット作成、エコツーリズムの推進、観光施設の維持管理など、様々な事業展開を行っていましたが、観光利用者の一歩も二歩も前を進まない限り、ニューウェーブを起こそうという気構えがない限り、多様な観光ニーズに対応できません。しかし、観光あるいはレジャーが、人間としてほっとするひととき、我に返る瞬間を求める営みだとすれば、いろいろな手が打てるのではないかと思います。

高速交通から低速交通へのスローダウン、川根時間を満喫していただくための仕掛けが必要です。静岡県では、日本で最も美しい村連合に倣って、ふじのくに美しく品格のある邑（むら）連合を立ち上げ、35の市町、45の地域を登録しました。単に美しいだけではなく品格をうたっております。ゆったりとした川根時間を楽しんでいただくためのおもてなしの作法として、かつて江戸町方の商人道、生活哲学として広がった江戸しぐさならぬ川根しぐさによって品格のある邑づくりを考えてみたらいかがでしょうか。川根茶もおもてなしの大事なツールとなることはもちろんです。

いずれにしても、地域産業が元気を取り戻し、地域に雇用を生み出すことが町の元気につながるわけでありますので、少しでも投資意欲を引き出せるような展開にしていかなければなりません。

住民が夢を持って明るく前向きに取り組めるまちづくりについては、地方自治体は住民の福祉の増進を目指すことを基本としておりますので、地域住民が積極的にまちづくりに参加することは当然のことであり、そのための場をつくっていかねばなりません。

近年、全国の市町村で、地域住民との協働、いわゆるパートナーシップを掲げ、住民への対応や住民との関係の見直しを進めております。

見直しのポイントは、一つには住民の目線であります。従来は中央政府や県の指示や通達に従い、地域の意向や事情に十分対応できない面がありましたが、近年は地元住民の意向やニーズを把握し、敏感で迅速な反応、対応を心がけるようになっております。

二つ目は、住民との協働であります。従来自治体と住民の接点は施策立案後に自治体主導で行う広報・広聴活動が中心でありましたが、近年は、政策立案や事業執行、チェックなど自治体運営の様々な局面に住民や民間団体の実質的な参加を求めるようになっております。

川根本町においても、住民の皆様へ情報を共有していただくため、広報誌の発行、会議の公開など様々な機会をとらえて情報公開に努め、住民の皆様からの意見を伺うためのアンケートやパブリックコメントの実施、必要によっては出向いての事業説明なども行っております。また、政策立案や事業執行に当たっても、委員会等に住民代表の参加を求め、外部評価も実施しているところであります。しかしながら、まだ十分浸透する段階にまでは至ってお

りません。近年は、事業実施過程に住民の参画する仕組みを導入し、住民の自助を促す傾向が顕著になっております。地方主権時代にあつては住民の自助を促すことが極めて重要であり、そのためにも自治体と住民は単に共有する関係から共感し合える関係になっていかなければなりません。共感し合える良好な関係をつくり上げるべく努力したいと考えております。

本定例会では、承認1件、条例制定1件、条例改正1件、条例廃止1件、事務の変更1件、事務の廃止1件、公の施設に係る指定管理8件、補正予算6件の計20件について御審議をいただきます。

よろしく御審議の上、御採択いただきますようお願い申し上げまして、行政報告にかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 誠に充実した行政報告、御苦労さまでした。

---

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（板谷 信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番、芹澤廣行君、4番、中村優君を指名します。

---

◇

◎日程第2 会期の決定

○議長（板谷 信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの8日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月19日までの8日間に決定しました。

---

◇

◎日程第3 承認第4号 専決処分した事件の承認について（平成24年度川根本町一般会計補正予算（第5号）について）

○議長（板谷 信君） 日程第3、承認第4号、専決処分した事件の承認について（平成24年度川根本町一般会計補正予算第5号について）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 承認第4号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第5号の概要について説明いたします。

これは、11月20日付で専決処分させていただいておりますが、今回の補正は、衆議院解散に伴い、平成24年12月16日に執行する第46回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費の補正をお願いするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般6ページをごらんください。

第2款総務費、第5項選挙費は999万3,000円の増額です。これは12月16日に執行する衆議院議員総選挙に係る報酬、手当、需用費、委託料等の経費です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般7ページをごらんください。

第14款県支出金、第3項委託金は999万3,000円の増額です。これは選挙費の財源として選挙費委託金を充てるものであります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 専決の質疑を求められて大変うれしいです。

この補正予算ですけれども、全額県の委託金となっていて、1円残さず県委託で賄う補正予算が出ていることにはかなり前進だなというふうに感じました。

それで、問題は、質問したいことは、投票所を半減したことで、高齢者の方とか交通弱者の方々から、歩いて投票所へ行けなくなって、自分たちの選挙権というか投票権というかはどうなるんだという不満や批判がかなり高まっていることについてです。これに対して、交通弱者の投票の権利をどう保証されるお考えか、先ほどの町長の行政報告の中にも投票率を高めるよう努力をしなければならないというふうにおっしゃっておられて、私はありがたいなというふうに思いました。ぜひ前向きな御回答をお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） ただいまの交通弱者ということでお話がありましたけれども、これについて、投票を、当日投票できない方は事前に投票を行うことができる期日前投票、また、病院や老人ホームで、指定施設となっているところで投票することができる不在者投票、または、身体に一定の重度の障害がある方が自宅において投票できる郵便投票というのがございます。そういう制度をいろいろ使っていただきまして投票をしていただきたいと思います。



す。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 今総務課長が答えられたことは、これは投票所が削減される前もずっととられていた交通弱者への対策であって、半減をしたことで、その地区の中で今まで歩いて投票に行けていた方々が、車を使わないととても投票所に行けないと、その車が、例えば、もう最悪どうしても行こうという決意を持った人はタクシーを頼んで行くとか、そういうことも必要だし、期日前投票は以前に比べれば日数も長くなって時間も長くなったので、かなりやりやすくなっただけですけれども、そういう期日前投票に行くのでも、例えばどなたかに頼んでみんなで誘い合っただけで行けるようなそういう対策、支援というんですか、ガソリン代は支援しますよとか、そういうときの何か考えないと、今切られてしまった人たちの意識を、投票率を高めるために、意識が強い人たちは自分たちで行くでしょうけれども、そうでない方々は、もうこんな投票所減らしたんだから行かなくていいんだよ、私らどうせもう見捨てられたんだよというふうな声も聞くわけです。これで投票率を上げようと町が努力しているとはとても思えません。投票所をもとに戻すという考えが一番いいわけですが、そういうことをしないということであれば、全く検討をしないということであれば、何らかの交通手段を確保すべきだと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 高齢者の方や身体が不自由な方などは、幾ら近くてもなかなか投票所に足を運べないというのが現状だと思います。先ほども言いましたけれども、期日前投票については期間も長くなりました。それに基づきまして、2カ所の期日前の投票所がございまして、そちらを利用していただいて、外出支援サービス、それからデマンドタクシー、町営バス、御家族の外出時等に合わせまして、ぜひ投票所の方に足を運んでいただければありがたいと思います。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ちょっと最初の部分が、高齢者や身体が御不自由な方々は幾ら近くに投票所があっても行けないというふうな言われ方というのは、投票所を遠くした方が、行政が言うことではないと私は思うんです。これは非常に、投票に行きたくても行けなくなった人たちへの非常に、何て言うのかな、権利侵害に当たる発言ではないかと、私はもうそう言われても仕方がない発言ではないかと思うんです。

やっぱり近ければ歩いて行けるけれども、遠くなれば歩いて行けない人たちはたくさんいらっしゃるわけです。そこをどうするのかということを知っていて、確かにデマンドタクシー、バス、町営バスなどで行かれると思います、意識が高い人たちは。でも、切られてしまったと思われて、投票率が下がるのを防ぐ行政の責任というのがあるんじゃないですか。そのところをお聞きしているんですけれども。

○議長（板谷 信君） 明快な行政の見解をお願いします。

総務課長でいいですか。

(「いいです」の声あり)

○議長(板谷 信君) 総務課長。

○総務課長(西村 一君) 町としましても、いろいろなそういう足のなかなか運べない方に対しては、そういうようないろいろな支援をしていると思います。高齢者につきましては、全国的なレベルでやはりいろいろな問題があると思います。

(「意識の問題です、意識の」の声あり)

○総務課長(西村 一君) そういう問題があると思いますので、いろいろな方法があると思うんですけども、制度上いろいろな制約がございますので、全国的なレベル等でも考えて、いろいろなこれから問題として考えていきたいと思います。

○議長(板谷 信君) 副町長。

○副町長(小坂泰夫君) 投票区、こちら川根本町内の投票区の集約化したということについては、いろいろな御意見もあるし、御不便、御迷惑もおかけしているということはおわびするところもあります。

ただ、いろいろな方法の中に、例えば、現在東日本大震災の避難所等で避難されている方々に、移動投票所というようなそういうのも実施されているというようなところもありますけれども、当町においても、こういう地域的な状況の中で移動投票所等も検討して、具体的に実施できないかというようなことも行ったんですけども、やはり法的な規制もあって現状はなかなか難しかったということもございます。

ただ、これは今後のいろいろな国等々機会の中で、こういう地域的なものも勘案した移動投票所のようなものも常に訴えていきたいと思いますし、投票自体に対しては、直接支援というのは選挙法の中にいろいろ制約等もございまして、いろいろ考えていかなければならない問題もありますけれども、ただ、交通弱者というんですか、そういう方々についていく施策としてどういうものがあるかというものも今後の検討課題であるというふうには認識しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(板谷 信君) 10番、鈴木君の質疑は既に3回になりましたので、ここで質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第4号、専決処分した事件の承認について（平成24年度川根本町一般会計補正予算第5号について）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、承認第4号、専決処分した事件の承認について（平成24年度川根本町一般会計補正予算第5号について）は原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第4 議案第51号 川根本町長島ダム水源地域振興及び環境・  
水資源保全基金条例の制定について

○議長（板谷 信君） 日程第4、議案第51号、川根本町長島ダム水源地域振興及び環境・水資源保全基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第51号、川根本町長島ダム水源地域振興及び環境・水資源保全基金条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

平成13年度に長島ダムも完成し、ダム周辺の施設整備も平成19年度の湖岸遊歩道の完成でほぼ完了しています。平成20年度以降は、それぞれの使用目的に応じて事業実施するとともに、各基金の管理運営をしてきました。主に全体では、基金充当事業施設等の維持管理及び水資源の保全等に基金の繰り出しを行っております。

ダムの関係基金に関しては、長島ダム水源地域の振興ということで、最終的な目的は一つであります。基金の一本化を図り、今後は主に基金充当事業施設等の維持管理、水源地域の環境保全等の事業に基金充当を行っていきたくと思っています。一本化により、用途の明確化と基金の管理上の明確化が図られます。運営上大きな課題はないと考えています。

提案しました条例は、既存の4つの条例を廃止し、4つの基金の目的、内容に沿った条例を新たに制定するという形をとっています。これは、4つの基金の長島ダム水源地域の振興という大きな目的、内容を取り入れ、新しい条例を制定するという考えであります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第51号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、川根本町長島ダム水源地域振興及び環境・水資源保全基金条例の制定については、第1常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第5 議案第52号 川根本町農林業関係事業分担金徴収条例の  
一部を改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第5、議案第52号、川根本町農林業関係事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第52号、川根本町農林業関係事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正議案は、国庫補助事業である農業体質強化基盤整備促進事業による農業生産基盤施設の整備を町が実施するに当たり、その受益者から事業費の一部を負担いただくため、川根本町農林業関係事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案を上程するものです。

内容は、以前より町内の防霜施設任意組合から要望を受けていた茶防霜ファンの更新事業を、任意組合に代わって町が実施し完了後引き渡すという事業に対して、その受益者から事業費の30%、耕作放棄地などとみなされる受益地に対しては20%の負担をいただくための改正規定です。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

1点目は、30%の受益者負担ということで、負担が重いとか、茶業も本当に低迷していて、これから先将来の展望が持てないなどということで更新を断念する人たちがいらっしゃると思うんですけども、そういう人たちを、防霜ファンの更新は断念しても茶業は続けていかれるわけですから、もうお茶はだめだよという気持ちにさせないように、どうやって励ます

お考えかお聞きします。

それから、2点目ですけれども、もしこの補助事業が終わってから、補助事業というか更新事業が終わった後、茶園として更新しなかった人たちの茶園の部分で再生したいとか、耕作放棄地になっていくと思うんですけれども、いずれは。そういうところを再生して取り組みたいという人たちがあらわれた場合などに、防霜ファンの更新もしなければならぬと思うんですけれども、そういう場合はどういうふうな助成があるのか伺います。

それから、3点目ですけれども、更新をしたくても資金がなくてできない人たち、更新したいんだという人たちに対してどのような援助を考えていらっしゃるのか。例えば、借金をしてその利子補給を考えると、そういう検討がされているかどうかお聞きします。

それから、4点目ですけれども、実施要綱の4条と5条に規定している事業対象者の要件が、3人以上の団地で受益茶園面積が合計1ha以上、1団地当たり10a以上と規定されていますけれども、これ以下の小規模な団地というんですか、面積、組合、補助のこの要件に当たらないところ、例えば、全体では1ha以上あっても、その1団地当たりというのが私よくわからないんですけれども、10a以上ない方が加入したいとかそういう場合もあると思うんですけれども、そういうことに対してはどのような対応がされるのか。全くもうそういう対象者の要件を満たさなければ対象にはなりませんよというのかどうか、多分そういうことはないんじゃないかと思うので、お聞きいたします。

4点です。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（長嶋一幸君） ただいまの質問にお答えします。

内容は4点あるかと思いますが、まず初めに、更新を断念した人たちをどう励ますかというようなことでございますけれども、町は今回の事業において、川根茶の生産の安定化、品質のさらなる向上、また、農地が持つ多面的機能から、15%の町費の追加支援を行うことで受益者の負担を軽減する意味合いを持ちまして事業に取り組んでおります。

そのような中であって、各防霜組合の事情により更新ができないというような組合等があるかと思いますが、その組合に対しては、農協とも協力いたしまして、その事情を把握し、それに対応する解決策等を検討、対応支援を図っていきたいと思います。まず、それが1点目でございます。

続きまして、2点目の防霜ファンの更新をした場合は、新たに出てきた場合、今回終わって新たにまた出てきた場合はということでございますけれども、現行として3分の1の助成制度はございます。小さな面積でもそういったものに対応できるかどうかということは、それぞれの補助事業が持つ意味合いをもって個々の要望に対して対応を図っていきたく思いますし、あくまでも川根茶の振興を図っていくというような面で対応を図っていきたく思っています。

3番目ですけれども、資金がなくて対応しきれなかったというようなことでございませ

れども、今回の事業は、御承知のとおり町が行うものでして、近代化資金等の政策資金は対応はできません。したがって、農協さんによる資金貸し付け等に当たるかと思えますけれども、それらもなかなか充実しております、3種類ほどございます。農業資金1.975%、それから農業者ローン0.87%、また、アグリビジネスローンといったような1.6%などの資金がありまして、それぞれ意味合いを持った融資でございますので、これもやはり農協さんと協力させていただいて対応を図っていきたいと思います。

最後に4点目でございますけれども、要綱第4条、5条の規定による事業者の対象要件、それから面積要件、それから下限面積要件というような3点でございますけれども、防霜ファンはその機能上、一体性、連続性が必要であります。県の茶業試験場による防霜ファン効果範囲についての試験データから、効率性や効果を勘案し、飛び地に対しては最低要件として10aを基準としています。それから、団体要件、要するに3名以上の人数を欲しいということとか、面積の要件、1haを全体で欲しいですよというようなことは、国の事業の中に基づいてそれらの要件が設定されていますので、それに乗るような形で私たちも事業を推進していくというようなことでございます。

最後に、小規模な面積にしかないというようなことでございますけれども、先ほど来より述べさせていただいておりますように、そのほかの補助事業や融資といったようなものを紹介するなど、それぞれの要望に合った対応を図っていきたく思いますので、今後とも御支援よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ありがとうございます。

2点目の一たん放棄して耕作放棄地になって、その後また再生したいという場合への支援としては、3分の1の耕作放棄地に対する支援があるということですが、防霜ファンというこういう機械の更新もその3分の1の補助に入るのでしょうか。

それともう一点ですが、3点目の町の近代化資金の対象にはならないと、貸し付け対象にはならないというのはどうしてなのでしょう。

この2点お願いします。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（長嶋一幸君） それで、最初の耕作放棄地を防霜ファンを設置した場合どうなるか、更新した場合どうなるかということでございますけれども、耕作放棄地については、営農再開とかそういった再生事業といったもを持ってしまして、それを進めた場合には実は2分の1、耕作放棄地にあつては2分の1の補助対象となります。施設も補助になりますので、防霜ファン等の乗せ替え等も耕作放棄地だけであるなら対象となります。

それから……

（「近代化資金」の声あり）

○産業課長（長嶋一幸君） すみません。近代化資金の関係ですけれども、これはあくまで町が行う事業でございます。農家が行う事業ではありませんので、その残については、農協さんともいろいろ相談させて、また、県の方とも相談させていただきましたけれども、近代化資金、要するに政策資金は対象にはなりません。ですので、農協さんが持つ、先ほども言いましたように、いろいろな融資制度がございます。それらをもって対応を図っていくというようなことございますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号、川根本町農林業関係事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第52号、川根本町農林業関係事業分担金徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第53号 川根本町役場総合支所建設基金条例を廃止する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第6、議案第53号、川根本町役場総合支所建設基金条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第53号、川根本町役場総合支所建設基金条例を廃止する条例の概要について説明いたします。

この条例は、平成8年3月12日に、本川根町庁舎建設基金条例として制定され、合併により、現在の川根本町役場総合支所建設基金条例となっております。

この条例の目的は、川根本町の総合支所建設に要する経費を充てるために基金を設置するための条例で、この基金及び合併特例債を活用し、平成20年度に本体工事及び備品購入等が施工され、平成21年度に仮庁舎の解体工事等が施工されており、その後においては、平成22年度に総合支所2階の空調設備工事及び文化財収納庫耐火工事費として活用し、平成23年度においては、総合庁舎の庁舎窓ガラスの飛散防止フィルム張りつけ経費として基金を活用させていただいております。

今回、この条例の目的が達成されているため、基金条例を廃止するよう上程させていただきました。

なお、この基金の残余金については、建設等に当たって借入れを行った合併特例債の未償還残額のうち、地方交付税で算入される額を除いた30%を減債基金に積み立て、残りを財政調整基金へ積み立てるよう精算させていただきたいと考えております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番です。

基金を取り崩して名目を変えるというか、基金の名目を変えることになるみたいですけども、結局、基金から基金ということで、縛られている財政、財源というんですか、のままなのかなということで質疑通告を出しました。定期とか、それから国債などに運用されると聞いたんですけども、例えば、今すぐやりたいこと、大きなことが起きたときに、こういう基金が活用できない、こういう基金では活用できなくて、町の活性化に果たせなくなるかなと心配したんですけども、現時点で、そういうすぐに取り崩して充てることができる額がどれくらいあるのかということ。

それから、合併特例債など、ほかのそういうときに借入れも起こせる、そんなにすぐにはできないかもしれないんですけども、時間をかければ借入れも起こせるし、合併特例債の借入れ枠もかなり残っていると思いますので、そういう借入れ枠の残高、それから、基金がどれくらい今積み立てられているのか、起債残高はどれくらいなのか、それぞれ通告しましたので回答をお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 合併特例債は合併年度から10年間限りということで制度がなされておりましたけれども、平成24年6月20日に5年間延長される法律が成立しまして、15年間の制度となりました。

この制度を活用しまして実施した事業としましては、先ほど町長が言われましたように、平成18年度に地域振興基金を創設するために9億5,000万円の借入れを行いました。また、同年度に農林センターの整備のために3,830万円を借入れて、平成20年度には北部地域の



振興センターの建設に1億6,000万円、それから、平成21年度には総合支所の仮庁舎の解体のための1,200万円を借りておりました、総額11億6,030万円の借り入れを行っております。

御質問の合併特例債の借り入れ枠についてですけれども、標準全体事業費として41億7,000万円のうちの95%分の39億6,100万円、標準基準規模として1億2,000万円のうちの95%のうちの9億6,900万円、総額49億3,000万円が起債をすることが可能な額となっております。基金に係る借り入れについてはもう完了しております。終わっております。標準全体事業費については、今後の起債可能額ですか、議員が言われる借り入れ枠の残高と言われる今後の起債可能額は37億5,070万円となっております。

合併特例債の未償還額については、平成24年度から償還完了までの元本の未償還額の合計が7億7,053万2,000円、未償還の利子の合計が8,284万5,000円。それから、その合計が8億5,337万7,000円となります。そういうこととなります。

それから、基金の残高の総額につきましては、10月末現在で41億3,880万円、それから、起債の残高の総額ですけれども、これは3月末ですけれども、現在で59億5,722万円となっております。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。  
（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。  
（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第53号、川根本町役場総合支所建設基金条例を廃止する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第53号、川根本町役場総合支所建設基金条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

————— ◆ —————

◎日程第7 議案第54号 川根本町が島田市に委託する消防に関する

## 事務の変更について

○議長（板谷 信君） 日程第7、議案第54号、川根本町が島田市に委託する消防に関する事務の変更についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第54号、川根本町が島田市に委託する消防に関する事務の変更について、提案の理由を説明申し上げます。

議案10ページをごらんください。

なお、変更に関する協議書案を参考としてあわせてごらんいただきたいと思います。

本議案は、焼津市との消防通信指令事務の委託の廃止後、川根本町の消防通信指令事務を島田市に委託するため、地方自治法第252条の14第2項の規定により、島田市と協議の上、消防に関する事務を変更し、規約を変更することについて、同法第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、川根本町が島田市に委託する消防に関する事務の変更について説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 1点目は、焼津市へ今委託しているわけですが、それを島田市への委託が変わるということで、委託の条件とか負担、財政の支出などに何か大きな変化があるのかどうかお聞きします。

それから、今後のこの通信指令事務の見通しについて説明をお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 焼津市から島田市に委託が変わるということで、どういうふうな条件が変わるかということですが、住民の皆さんが消防署への救急車とか消防車の要請をするということについては、今までと住民の方には全く変わりはありません。2月28日から3月1日という期間に、焼津から島田の方に切り替わるんですが、その点についても十分住民の皆さんに迷惑をかけないようにということで今事務を進めておりますし、現場においても、119番を回した場合においては、その3月1日のというか、2月28日の夜中におきましても十分対応できるということで進めております。

それから、町への影響ということでございますけれども、常備消防業務を島田市へ、消防通信業務を焼津市へ委託していたものが、今度両方ともすべてが島田市へ委託するための事務の整理ということになります。それなものですから、経費面におきましては、平成20年度から本年度までの委託を焼津市にしていたんですが、大体平均しますと594万4,000円、年額にしますとその程度焼津市の方に支払ってございましたけれども、島田市への委託料につきましては110万円、少なくなります。この点につきましては、なぜ少なくなったというこ

とになりますと、焼津市の方においてはリース料で対応していたものですから、594万4,000円という形でリース料も含めて人件費も含めて払っていたものですからこの額、島田市へは本年度1,929万6,000円で指令の方を整備いたしましたものですから、これについてはなくなるということでこの差額が出ております。

それと、今後の見通しですけれども、見通しにつきましては、災害が多様化いたしまして、大規模に加えて救急事情の増大もしております。高齢者が増えることによって増大しております。それから、大規模地震等の考えもあるものですから、そういう問題に対処するためには広域化が避けられないものではないかということで今取り組みをしております。本年6月1日には静岡地域消防救急広域化運営協議会を設置いたしまして、平成28年度4月1日の広域化に向かって準備をしております。

この点につきまして、今後の見通しということですが、いろいろな詰めをやっておりまして、人員配置の問題とか、人件費の負担について最終調整を行っております。その後、運営計画策定指針にあるように、川根本町としましては、経費についてはできるだけ現行の消防費の範囲内でやっていただきたいということで調整を進めております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 広域化に向けての取り組みが本当によくわかったんですけれども、広域化することでは、一方では、大災害なんか起きたとき都市部に消防とか救急とかが集中して、こういう離れたところにはなかなか支援といいますか、回らないんじゃないかということで、島田市などでも危惧する議員の発言を聞いたことがあります。そういうことに対しても、やはり広域化をするときの取り決めの中では発言をしていかなければいけないんじゃないかと思うんですけれども、取り残されない、指令系統が静岡に全部行ってしまうと町の主体性がなくなってしまうよとか、そういうことに対してどのように対応されているのか。

また、静岡市との広域化で、県の計画に入って、川根本町だけでやるよとは言えないことなので仕方がないし、今、現行の消防費の範囲内でなるべくやれるよという努力もされているということですが、入るときにはまた設備の分担金などがかなり大きなものがあるんじゃないかと思うんですけれども、もしその予測がありましたら教えてください。どれくらいかかるのかということ。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 今の実際にかかる金額につきましては、静岡市、あとほかの町村とも話をしている段階です。具体的な数字につきましては煮詰めている段階ですが、まだ決定はしておりません。

それで、あと、大規模災害があった場合に静岡市に集中するんじゃないかという点についてもやはり話が出ておりまして、その点についても今検討中でございます。

以上です。

(「総額ぐらいは」「それで話は進んでいます」の声あり)

○議長(板谷 信君) もう少し回答できますか。総務課長。

○総務課長(西村 一君) 先ほど一番最初にも申し上げましたけれども、運営計画策定指針をつくりまして、それに基づいて、経費については現行の消防事務に係る費用は増加しないという前提のもとで話し合いを進めております。

以上です。

(「もう一回ある」の声あり)

○議長(板谷 信君) もう一回いいよ。10番、鈴木君。

○10番(鈴木多津枝君) 運営費の方の努力は大いにありがたいなと思うんですけども、広域化するその整備に経費がすごくかかるんじゃないかというのを聞いた覚えがあるんです。そういうことはないんですか。もうそのまま県との静岡市との広域化に入れるんですか。今、島田市がデジタル化ですか、広域化というのは、デジタル化が前提なわけですから、そのデジタル化していく費用というのがすごい大きなお金がかかると思うんですけども、その方の例えば、静岡市がこれくらいの事業計画になるよとか規模になるよとか、川根本町がこれくらいの負担になるんじゃないかとか、そういうことは全くどこの部分もわからないんですか、まだ。

○議長(板谷 信君) 総務課長。

○総務課長(西村 一君) その点についても今検討中でございます、28年4月にはデジタル化ということは最終目標、どちらにしても、広域化した場合におきましても必要ですし、島田市とうちだけで単独になった場合も必要なことです。どちらになった場合においても、今現在いろいろな試算がありまして、両方で試算をしているところでございます。

○議長(板谷 信君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) これで質疑を終わります。

若干ここで休憩をとります。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

○議長(板谷 信君) それでは、会議を再開いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号、川根本町が島田市に委託する消防に関する事務の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第54号、川根本町が島田市に委託する消防に関する事務の変更については原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第55号 川根本町と焼津市との間の消防通信指令事務の委託の廃止について

○議長(板谷 信君) 日程第8、議案第55号、川根本町と焼津市との間の消防通信指令事務の委託の廃止についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第55号、川根本町と焼津市との間の消防通信指令事務の委託の廃止につきまして、提案の理由を説明申し上げます。

議案11ページをごらんください。

なお、廃止に関する協議書案を参考としてあわせてごらんいただきたいと思います。

本議案は、焼津市と藤枝の消防救急広域化に伴い、川根本町と焼津市との間の消防通信指令事務の委託について、地方自治法第252条の14第2項の規定により、焼津市と協議の上、平成25年2月28日をもって廃止することについて、同法第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、川根本町と焼津市との間の通信指令事務の委託の廃止について説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第55号、川根本町と焼津市との間の消防通信指令事務の委託の廃止についてを採決します。

会議を戻します。

質疑が終わりましたので、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号、川根本町と焼津市との間の消防通信指令事務の委託の廃止についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第55号、川根本町と焼津市との間の消防通信指令事務の委託の廃止については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時30分といたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時30分

○議長(板谷 信君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇

◎日程第9 議案第56号 公の施設の指定管理者の指定について

(川根本町福祉センター)

○議長(板谷 信君) 日程第9、議案第56号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町福祉センター)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第56号、公の施設の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。

川根本町福祉センター、川根本町本川根福祉センター、それから川根本町老人福祉センター憩の家いずみにつきましては、平成25年3月31日に指定の期間が満了するに当たり、川根本町社会福祉協議会会長、原田全修氏より指定管理者指定申請書の提出があり、11月27日に

川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請者の申請を行った結果、当該施設の指定管理者を川根本町社会福祉協議会会長、原田全修氏に選定しました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議案を上程いたします。

議審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

これから議案第60号まで公の施設の指定管理者の指定についてということを出るんですけども、まとめてというか、その都度質問をしても同じことの繰り返しになりますので、代表をしてここで一括で質問をさせていただきます。63号までか。

社協のように、不正受給が発覚しまして返還などのペナルティーで損失が出た指定管理者や、観光施設などでも、もう建物の老朽化がひどくて使用がなかなかきちんとされて、管理はされているんですけども、目的に合わせて使用ができない状態になっているとか、それぞれにいろいろな問題を抱えているという施設を全協で状況を教えてもらいましたけれども、どのように委員会でこの継続と、今までの指定管理者でいいよというふうに継続と判断したのか、どういう調査をもとに判断が出されたのかということについてお聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 一応、一つの審査会でやっていますもので、全体的な説明をして結構です。

ただ、あくまでもこの議題について審議をいたします。総務課長。

○総務課長（西村 一君） 社会福祉協議会でいろいろな問題があったという御意見がありましたけれども、社会福祉協議会が実施する介護保険事業や地域福祉事業のあり方につきましては、社協においてもっと検討していただく必要があるとは考えておりますけれども、趣旨目的のための施設管理についての川根本町の福祉センターの管理運営をしていただくということにつきましては、十分に指定管理者として対応していただいているということで、選定をさせていただきました。

そしてまた、建物の修繕等、やはり老朽化が進んでいるものもあるんですけども、それにつきましては指定管理者と協議の上検討して、町の負担分、指定管理者の負担分、はっきり分けて検討していきたいと考えております。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） まず、指定管理者の指定の手續に関する委員会についてでございますけれども、審査委員会でございますが、一応私が委員長ということに規定でなっておりますので、まず総括的に言わせていただきますと、今回の案件については、8件の件目につきまして、前期の指定に基づく継続ということで、また、申請も各施設について継続する指定者というんですか、指定された者、これのみが申請をされたということがまず第一にあります。

それから、一番の主たるところは、この指定管理者の指定の手續等に関する条例等に基づいて審査をしていくわけでありましてけれども、まず公の施設の設置目標に合致している事業がなされているかどうかと、それから、特にその施設の管理について基準、またそういう業務の範囲の中で適正になされているかどうか。それから、管理者をもって管理をさせるその指定する期間、これが期間が適正であるかどうか、期間の適当性を判断する。それから、先ほど言いましたような申請の方法論、これは公募によるものか公募でないものかというようなものを審査をいたします。

これらのことに基づいて審査をしていくわけでありましてけれども、それぞれ各おのおのについては、例えば福祉センターであれば、その福祉センターの条例の中に定めてある情報がございます。これは、例えば福祉相談業務をやっているのか、地域福祉活動事業を行っているのかどうかとか、それから教育娯楽活動とか、中には介護保険事業の規定もございましてけれども、そういうものをまずやっているかどうかということ、それから、その施設の管理について、まずこの努力というんですか、管理努力を適正に行っているかどうかと、そういうところにおいてまず審査をまいります。

そういう中においては、おおむねどの施設においても、例えば、その余剰が出れば返還をしているとか、そういう部分もしっかりやっておりますし、24年、本年のこの予算の中にも計画、それから予算の組み立ても適正になされていたところから、総合的に選定の基準に達しているというふうに解釈をしておるものです。

ただ、先ほどの事例の中にありましたように、社会福祉協議会において、介護保険事業においてですね、事件というんですか、不正受給関係とかそういうものもあったということは事実でありますし、それらについては非常に遺憾なことで判断をしておりますけれども、総体的においては、事業運営においてはそれはなされているという形の中で、また、所定のペナルティー等も課されている中においてそういう処置もされているということもあって、総合的に判断しております。

それから、施設の中においては、ちょっと目的から外れているのではないかというようなこともお問い合わせがあるんですけれども、総括的にその施設の設置については、位置的な形の中で一部、全体でないにしても、一部の中においてその活用が図られているということを総合的に判断した中で選定としたものです。

ただ、これについては、今後の中においては協定というものがありますので、協定の中で今後の方向性とかそういうものは各課も加えて検討していってもらいたいということになります。これは最終的には町長決裁ということになりますので、そういう中において審査はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） どういう基準で審査がされたかということではちょっと、丁寧な



説明の中にも、その基準とかいうことでは漠然としているような気がするんです。

私たちは、以前ウッドハウスの指定管理者を大新東さんにというときに、ちゃんと指定管理料が、委託料がどのように使われたかということを確認しましたし、全協でもそういうことを言ったんですけれども、結局何も出されなかったということで、今何かこの場所で支出、委託額というんですか、資料が出されているんですけれども、これ見ましても私にはほとんど理解ができない状態です。説明もいただいているし、こんな形で採決でいいのかなというのを非常に疑問を感じるんですけれどもね。

施設の管理という面では確かにそれぞれ、ここの議案第56号の社協へというのでも、福祉センターを社協へというのでも、施設そのものの管理はきちんとされていると思うんです。壊れたところは壊れたよ、修繕は修繕したよというような要望も出されてちゃんとやっている。その目的に合った使われ方をしているかという点でも目的に合った使われ方をしていると思うんです。だけど、指定管理者に出している指定管理料がどのように使われて、副町長が言われたように、残ったものについては返還を求めてきちんとさせているということなんですけれども、そこのところは私には見当が付きません。この資料をいただいても、どういうふうに判断していいかわからないんですけれども、資料の説明でも構いませんし、そこどころがわかるような説明をいただけないでしょうか。

○議長（板谷 信君） 審査の内容について、もう少しそれじゃ具体的なものが。

（「この説明でもいいです、今、見方」の声あり）

○議長（板谷 信君） 具体的な説明、審査の内容だけで結構です。どのような審査がなされて、どういうふうに、その結果としてこういう判断になったというところの説明をお願いします。先ほどと同じ説明なら、同じ説明でも結構です。総務課長。

○総務課長（西村 一君） 資料の方はただいま分けさせていただきましたけれども、今までの委託費の町から指定団体への支出したものが1枚目に載っております。これにつきましては実績に基づきましてという、先ほどお話ししましたとおり、金額、一番上の福祉センターのものにつきましても精算して、この分についてお支払いしているという状況です。それから、あとの0というのは、その委託料は払っておりません。生きがい対応型デイサービスセンターにつきましては、これは町の事業として行っているものですからそれについて記述しておりまして、高齢者デイサービスセンターにつきましては介護保険事業で賄っているということで、支払いの方はしておりません。あとの方でちょっと……

○議長（板谷 信君） 総務課長、議題となっている部分だけで。

○総務課長（西村 一君） 失礼いたしました。

○議長（板谷 信君） 今議題となっているのは、福祉センターの部分です。

○総務課長（西村 一君） 福祉センターの部分については、こういうふうな委託費を支払っております。それから、24年については予算額をここに書かせていただいております。

次のページにつきましては、22年度と23年度の指定管理の福祉センターの部分の差し引き

の金額を載せております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番……あ、副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 今総務課長が申し上げたように、その数字に基づくものをしておるんですけれども、実際には、例えば公募等による場合という中においてですね……

（「今議題になっているもので答えてください」の声あり）

○副町長（小坂泰夫君） 議題になっているもの。

（「福祉センター」の声あり）

○議長（板谷 信君） 議案第56号について今審査しております。これについて答弁をお願いします。質疑も同じようにお願いします。

○副町長（小坂泰夫君） まずは福祉センターについて、この福祉センターについて、管理に係る方針及び運営方法が適正であるか。それから、管理に係る人員とかその他の管理体制、これが適正であるか。それから、管理の業務の収支予算が適正に出されているかどうか。それから、サービスの向上に関することが適正にされているかどうか、これは定款等を見ますけれども。それから、最終的に施設の有効な利用、それから適切な管理、施設に基づくものですけれども、その施設の例えば遊ばせていないかどうかとか、そういう有効な利用があるかどうか。それから、適切な管理をその部分が実施されているか。この5項目について主に審査をしております。これについては申請書の中において、予算書、それから22、23の方の事業実績等、これらを出させまして、これについて、また総括的には定款等もその事業実施について、その定款に合って、そぐった事業としているかどうか等を審査した中で、選定の可否をとっております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 今副町長の説明の中で、実績も審査の対象に入ると言われましたね。ということであれば、全協で、今も言われたように、例えば社協の問題については、非常に町民の人たちも関心を持っている問題なわけです。どのように解決したのだろうか、あの問題を。どうやって処理をしたのか、お金、運営はどうなるのか、赤字赤字と言われていることに対してどのように対策がとられるんだろうかということ、町民の人たち、多くの人が関心を持ち始めている状況です。そこに、私たちは、実績も何も関係なしに、その施設の管理についての状況が良好ならば指定管理者としてふさわしいということで継続をしたのかと、私は思っていたんですよ、今までの説明で。ところがそうではなくて、実績も審査の対象になったということであれば、やはり運営状況というのは、問題が出たところが介護事業の部分だから外してもいいよと考えるのかどうかわかりませんが、町が委託している部分ではないということなのか、そのところがわかりませんので、そのところを答えていただきたいわけなんですけれども、社協に対しての、社協が信頼できないというんじゃなくて、社協の運営を、改善を求めなければいけないということではみんな同じ思いだと思うんで

す。そこのところをどのように社協と話し合っているのか、対策、問題点を確認しておられるのか。その点をはっきりさせないと、そこに委託を、指定管理をしましたよということでは、何もわからない状態で指定管理しましたよ、オーケーしましたよということではなかなか納得得られないんじゃないかと思うんですけれども、その点の説明をお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） まず、その施設の運営という部分だと思うんですけれども、この運営という、実績を出すというのは、その公の施設、これが当町の条例等によって設置、設置条例があるわけですが、その中に、いわゆる趣旨と相違はないかとそういうもの、運営がなされていないかと、そういうことを調べていくということになります。

実際にその運営状況が極端に、例えばゼロに近いような状況とか、半減してしまうとか、そういうようなことになれば、その各、社会福祉協議会にかかわらず、その事業が、じゃ適正に運営の方向に向かっているかということになりますので、それは審議の対象になってまいりますけれども、例えば、いろいろな諸条件の中で減少傾向があるとか、そういうようなものについては、それは営業努力をしていただくということになりますので、今回のその選定条件にはなっていないということになります。

ただ、今御指摘の中のいろいろな問題点については、これはかなり町としても大きな問題でありますので、現在も、例えば社会福祉協議会には組織的な立て直しというんですか、そういうものについて1名を派遣しておりますし、内部の事務を進める方と、そういうもの、内部についての説明についても職員を1名派遣して、2名派遣すると。少ない私どもの行政の方も非常に厳しい人員配置ではあるんですけれども、そういう中においても重要なことでありますので派遣をしております。

今後においては、社会福祉協議会からの受け入れというんですか、職員一部受け入れもするとか、そういう事務のいろいろな管理等、そういう部門についても踏み込んでいきたいというふうには思っておりますけれども、何分にこれは、社会福祉協議会が自らどういうふうにしていくかという問題が一番大きなところにあります。

町の方のチェック班としても、例えば社会福祉施設、これらの運営の委員会とか、それにかかわるものとか、例えば、こちらの方も行政側も理事、評議員も出しております。それから、議会側からも同じように理事、評議員も出されておられるということもあります。そういう中で、社協も含めた中で話し合いを進めながら、どういう方向性が一番いいのかとか、いろいろなものを協議しながら、お互いがいい方向に進むようにやっていかなければならぬというふうを考えております。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町福祉センター)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第56号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町福祉センター)は原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第57号 公の施設の指定管理者の指定について  
(高齢者デイサービスセンター)

○議長(板谷 信君) 日程第10、議案第57号、公の施設の指定管理者の指定について(高齢者デイサービスセンター)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第57号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

川根本町高齢者デイサービスセンター、川根本町中川根高齢者デイサービスセンター、川根本町本川根高齢者デイサービスセンターにつきましては、平成25年3月31日に指定の期間が満了するに当たり、川根本町社会福祉協議会会長、原田全修氏より指定管理者指定申請書の提出があり、11月27日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請者の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を川根本町社会福祉協議会会長、原田全修氏に選定しました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議案を上程いたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号、公の施設の指定管理者の指定について（高齢者デイサービスセンター）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第57号、公の施設の指定管理者の指定について（高齢者デイサービスセンター）は原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第58号 公の施設の指定管理者の指定について

（川根本町生きがい対応型デイサービスセンター）

○議長（板谷 信君） 日程第11、議案第58号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町生きがい対応型デイサービスセンター）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第58号、公の施設の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。

川根本町生きがい対応型デイサービスセンター、川根本町老人福祉センター憩の家いずみ、それから川根本町高齢者生きがいの郷、川根本町高齢者むつみの郷につきましては、平成25年3月31日に指定の期間が満了するに当たり、川根本町社会福祉協議会会長、原田全修氏より指定管理者指定申請書の提出があり、11月27日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請者の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を川根本町社会福祉協議会会長、原田全修氏に選定しました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条の規定により、議案を上程いたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町生きがい対応型デイサービスセンター）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第58号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町生きがい対応型デイサービスセンター）は原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第59号 公の施設の指定管理者の指定について  
（川根本町自然休養村管理運営施設）

○議長（板谷 信君） 日程第12、議案第59号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町自然休養村管理運営施設）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第59号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

川根本町自然休養村管理運営施設（奥大井自然休養村管理センター）につきましては、平成25年3月31日に指定の期間が満了するに当たり、川根本町まちづくり観光協会会長、望月孝之氏より指定管理者指定申請書の提出があり、11月27日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請者の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を川根本町まちづくり観光協会会長、望月孝之氏に選定しました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条の

規定により、議案を提出いたします。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町自然休養村管理運営施設）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第59号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町自然休養村管理運営施設）は原案のとおり可決されました。



### ◎日程第13 議案第60号 公の施設の指定管理者の指定について

#### （川根本町自然休養村農林水産物直売所）

○議長（板谷 信君） 日程第13、議案第60号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町自然休養村農林水産物直売所）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第60号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

川根本町自然休養村農林水産物直売所、寸又峡直売所の施設につきましては、平成25年3月31日に指定の期間が満了するに当たり、寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合代表理事、望月孝之氏より指定管理者指定申請書の提出があり、11月27日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請者の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を寸又峡美女づくりの湯

観光事業協同組合代表理事、望月孝之氏に選定しました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議案を上程いたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「ある」の声あり）

○議長（板谷 信君） すみません、質疑のところですね。1番、長塚君。

○1番（長塚 誠君） 観光施設ということで、もともと地域の要望でつくられた施設ではないかと思われませんが、全員協議会などの情報で、やや老朽化といたしますか、それはその次の三盃の方も関係してくるようですが、そういった観光施設が景観上やや老朽化したり、機能的にもしかして役割が推移してきて問題が出てきたりというようなことの場合、今後の展望といたしますか、どのようにこの施設を考えていかれるのかというようなことが問題になってきていると思うんですが、その点をお聞かせいただきたいということでございます。

あと、すみません、観光施設ということで関連なものですから、接岨峡温泉休憩施設に関しましても、やや地域の方の高齢化による運営が大変だというようなこともお聞きしていますけれども、こういった点も、公募みたいな形の方針の転換みたいなことも今後いかなものかみたいなことも含めまして、ちょっとお聞きしたかったんですけども、お願いします。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（長嶋一幸君） 御質問にお答えさせていただきます。

今、案件として上がっています自然休養村施設については、昭和51年から54年に奥大井自然休養村整備事業ということで、観光施設及び宣伝と農林水産物の利用、販売及び販路拡大等の観光農林業の振興を目的として整備されたものでございます。

御指摘のとおり、当施設につきましては、耐用年数は24年の年限であるところを築34年余りが経過してございます。この関係につきましては皆様も御心配のとおり、地元と管理者も協議を図りながら、町の方向性をもって、この指定管理の3年間の間に方向づけをしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（板谷 信君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。



(「質疑なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町自然休養村農林水産物直売所)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第60号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町自然休養村農林水産物直売所)は原案のとおり可決されました。



#### ◎日程第14 議案第61号 公の施設の指定管理者の指定について

(川根本町自然休養村農林水産物直売所)

○議長(板谷 信君) 日程第14、議案第61号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町自然休養村農林水産物直売所)を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、森照信君の退席を求めます。

(森 照信君 退席)

○議長(板谷 信君) 本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第61号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

川根本町自然休養村農林水産物直売所、三盃直売所の施設につきましては、平成25年3月31日に指定の期間が満了するに当たり、奥大井ふるさと特産振興会会長、森照信氏より指定管理者指定申請書の提出があり、11月27日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請者の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を奥大井ふるさと特産振興会会長、森照信氏に選定しました。なお、今回の指定期間は、申請者とも今後の施設のあり方について協議を進めていくこととし、平成26年3月31日までの1年間としました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議案を上程いたします。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町自然休養村農林水産物直売所）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第61号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町自然休養村農林水産物直売所）は原案のとおり可決されました。

森照信君の入場を許します。

（森 照信君 入場）



## ◎日程第15 議案第62号 公の施設の指定管理者の指定について

### （川根本町接岨峡温泉休憩施設）

○議長（板谷 信君） 日程第15、議案第62号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町接岨峡温泉休憩施設）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第62号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

川根本町接岨峡温泉休憩施設、接岨峡温泉会館につきましては、平成25年3月31日に指定の期間が満了するに当たり、接岨区長、小林健雄氏より指定管理者指定申請書の提出があり、11月27日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請者の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を接岨区長、小林健雄氏に選定しました。なお、今回の指定期間は申請者から

の申し出によりまして、平成27年3月31日までの2年間としました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議案を上程いたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町接岨峡温泉休憩施設）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第62号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町接岨峡温泉休憩施設）は原案のとおり可決されました。



◎日程第16 議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について

（川根本町寸又峡温泉野天風呂施設）

○議長（板谷 信君） 日程第16、議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町寸又峡温泉野天風呂施設）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

川根本町寸又峡温泉野天風呂の施設につきましては、平成25年3月31日に指定の期間が満了するに当たり、寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合代表理事、望月孝之氏より指定管

理者指定申請書の提出があり、11月27日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請者の審査を行った結果、当該施設の指定管理を寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合代表理事、望月孝之氏に選定しました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議案を上程いたします。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町寸又峡温泉野天風呂施設）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町寸又峡温泉野天風呂施設）は原案のとおり可決されました。



◎日程第17 議案第64号 平成24年度川根本町一般会計補正予算  
(第6号)

○議長（板谷 信君） 日程第17、議案第64号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第6号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第64号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第6号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,769万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億2,396万8,000円としたいものであります。

第2表では、債務負担行為について、事業の限度額について補正したいものです。

第3表では、地方債の限度額について補正をしたいものであります。

今回の補正予算は、コミュニティー施設の修繕に係る自治会への補助金の増額、役場総合支所建設基金条例の廃止に伴う基金の精算、住宅リフォーム補助金等の増額、電源立地地域対策交付金事業の事業費変更に係る財源更生、繰越金の全額計上に伴う臨時財政対策債借入限度額の減額、まちづくり基金等の財源更生、市町村職員共済組合負担金の財源率改定に伴う負担金の増加及び人事異動等に伴う職員人件費の補正が主なものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般13ページ、14ページをごらんください。

第1款議会費、第1項議会費は24万5,000円の減額です。職員人件費の補正です。

第2款総務費、第1項総務管理費は3億2,356万3,000円の増額です。一般管理費については、特別職及び職員人件費と退職手当組合負担金の補正です。基金管理費については、地域振興基金の途中売却に伴う売却益の増加、役場総合支所建設基金条例廃止に伴う基金残額を財政調整基金と減債基金への振り分け、自治会振興費はコミュニティー施設の修繕に係る補助金の増額、庁舎管理費については本庁舎関係の工事費の精算と本庁舎役場内の電気温水器の故障に伴う機器更新工事費の追加、開発センター裏側の町有地の有効活用に向けての工事請負費の追加、総合支所管理費については燃料費の精算と合併浄化槽放流ポンプ故障に伴う修繕費の追加です。

15ページをごらんください。

第2項企画費は126万3,000円の増額です。企画総務費及びダム水源地域振興費は職員人件費の補正です。

15ページ、16ページをごらんください。

第3項徴税費は332万2,000円の減額、第4項戸籍住民基本台帳費は195万8,000円の増額です。これは職員人件費の補正です。

16ページ、17ページをごらんください。

第5項選挙費は159万1,000円の減額です。これは平成24年4月15日に執行した川根本町議会議員補欠選挙費の精算です。

17ページをごらんください。

第6項統計調査費は2万9,000円の減額です。これは職員諸手当の補正です。

17ページから19ページをごらんください。

第3款民生費、第1項社会福祉費は1,470万2,000円の増額です。社会福祉総務費は、人件費の補正と福祉センターの合併浄化槽バッキ層漏水工事施工に伴うくみ取り手数料及び工事

費の増額、福祉センターの工事施工実績に伴う工事費の減額、福祉センター内に設置した電話機器故障に伴う主装置及び電話機器取り替え経費の追加、繰越金の全額計上に伴う社会福祉基金の財源更生をお願いするものです。老人福祉費は、職員人件費の補正といきいきクラブ連合会補助金返還金の増額、繰越金の全額計上に伴う社会福祉基金の財源更生をお願いするものです。国民年金事務費は職員人件費の補正です。国民健康保険費は職員人件費の補正等に係る特別会計繰出金の減額です。介護保険費は、介護保険低所得者負担軽減措置事業費補助金返還金の増額と職員事件費等の補正に係る特別会計繰出金の増額です。後期高齢者医療費は職員人件費の補正です。

20ページ、21ページをごらんください。

第2項児童福祉費は85万7,000円の減額です。児童福祉総務費は職員人件費の補正です。児童福祉施設費は、職員人件費の補正と過年度保育料変更に伴う還付金の追加です。子育て支援対策費は職員人件費の補正です。

21ページ、22ページをごらんください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は733万7,000円の減額です。保健衛生総務費は人件費の補正です。予防費は、当初インフルエンザワクチン接種経費の助成について委託料で計上しておりましたが、65歳以下の方々への助成を扶助費へ振り分けるための補正です。診療所管理費は職員人件費等の補正に係る特別会計繰出金の減額です。環境衛生費は職員人件費の補正です。簡易水道施設費は、人件費補正及び配水管布設等に係る工事費の補正に伴う特別会計への繰出金の増額及び電源立地地域対策交付金事業の事業費変更に伴う財源更生です。

22ページ、23ページをごらんください。

第2項清掃費は6万8,000円の減額です。これは職員人件費の補正です。

23ページから25ページをごらんください。

第6款農林水産業費、第1項農業費は4,267万9,000円の増額です。農業総務費は人件費の補正です。地域農政総合推進事業費は耕作放棄地再生利用対策事業費補助金の増額です。茶業推進対策費は、防霜ファン更新に伴う工事費の追加と茶園管理機械購入に伴う補助金の増額です。農林業センター運営費は人件費の補正です。農地費は、人件費の補正と電源立地地域対策交付金事業の事業費変更に伴う財源更生及び工事費の減額です。農業農村整備事業費は県営中山間地域総合整備事業の事業費増加に伴う負担金の増額です。地籍調査事業費は職員人件費の補正です。

25ページ、26ページをごらんください。

第2項林業費は420万円の増額です。林業総務費は職員人件費の補正です。林道費は、職員人件費の補正と林道整備に係る重機借り上げ料の増額、林道ヒラト線開設工事に伴う立木伐採補償費の増額です。

26ページから28ページをごらんください。

第7款商工費、第1項商工費は467万4,000円の減額です。商工総務費は人件費の補正です。

商工業振興費は住宅リフォーム推進事業補助金の増額です。観光費、音戯の郷運営費は職員人件費の補正です。茶茗館運営費は、入館者の増加に伴う委託料の増加と駐車場への歩道さく設置に伴う工事費の追加です。温泉施設費は、電源立地地域対策交付金事業の事業費変更に伴う財源更生と千頭温泉改修工事費の差金の返金及び人件費補正に伴う特別会計繰出金の増額です。もりのくに運営費は、施設修繕費の増額と製氷機故障に伴う備品購入費の追加です。

28ページ、29ページをごらんください。

第8款土木費、第1項土木管理費は109万6,000円の減額です。職員人件費の補正です。

第2項道路橋梁費は350万8,000円の増額です。県道事業追加に伴う県道整備事業負担金の増額と人件費の補正です。

29ページ、30ページをごらんください。

第3項河川費は270万円の増額です。これは小規模施設修繕業務委託料の増額と台風17号における田代排水機場の応急ポンプ及び発電機の借り上げ料の追加です。

30ページをごらんください。

第4項住宅費は40万円の増額です。これは町営住宅の修繕料の増額です。

30ページ、31ページをごらんください。

第9款消防費、第1項消防費は544万円の増額です。消防施設費は、第8分団1部の詰所建築工事に係る設計監理委託料及び工事費の増額と国道362号元藤川地内の道路拡幅工事に伴う消火栓移設工事費の追加です。災害対策費は、同報系の防災無線の修繕費と県と共同で進めている防災行政無線デジタル化に伴う桑野山地内の無線中継局舎施工に係る測量調査業務委託料の増額をお願いするものです。

31ページをごらんください。

第10款教育費、第1項教育総務費は220万6,000円の増額です。事務局費は職員人件費の補正です。

第2項小学校費は68万9,000円の減額です。職員人件費の補正とまちづくり基金の充当の減額です。

32ページをごらんください。

第3項中学校費は58万円の減額です。職員人件費の補正とまちづくり基金の充当の減額です。

32ページ、33ページをごらんください。

第4項社会教育費は58万1,000円の減額です。社会教育総務費及び文化会館運営費は職員人件費の補正です。

33ページ、34ページをごらんください。

第5項保健体育費は534万9,000円の増額です。海洋センター運営費は、職員人件費の補正と海洋センタープール棟改修工事に伴うB & G財団助成金の増額に伴う電源立地地域対策交

付金の減額と一般財源の減額です。学校給食施設費は、職員人件費の補正と栄養管理システム異常に対応するための食材や献立等のデータ移行に係る手数料の増加と、調理室系統空調設備故障に伴う改修工事費の追加です。工事については電源立地地域対策交付金を充当し施工したいと考えております。

34ページをごらんください。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費は80万円の増額です。これは台風17号による智者山線災害復旧工事に伴う変更設計委託料の増額です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般9ページをごらんください。

第11款分担金及び負担金、第1項分担金は1,410万円の増額です。これは防霜ファン更新工事に係る分担金の追加です。

第12款使用料及び手数料、第1項使用料は129万円の増額です。これは茶茗館来館者の増加に伴う施設使用料の増額です。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金は2,480万円の増額です。これは防霜ファン更新工事に係る国庫補助金の追加です。

10ページをごらんください。

第14款県支出金、第2項県補助金は65万5,000円の増額です。農林水産業費補助金は茶園管理機械購入に係る補助金に対する県補助金の増額です。電源立地地域対策交付金は事業の事業費変更に伴う財源更生です。

第15款財産収入、第1項財産運用収入は1,827万8,000円の増額です。これは地域振興基金を途中売却したことによる売却収益の増額です。

第17款繰入金、第1項特別会計繰入金は255万4,000円の増額です。これは、千頭温泉改修工事費の差金の返金に伴う温泉事業特別会計からの繰入金の追加をお願いするものです。

11ページをごらんください。

第2項基金繰入金は1億7,548万1,000円の増額です。今回の補正による一般財源の調整として、財政調整基金繰入金を5,432万6,000円減額、まちづくり基金繰入金を2,900万円減額、社会福祉基金繰入金を1,500万円減額するものであります。また、役場総合支所建設基金条例廃止に伴う基金残額の繰入金の追加です。

12ページをごらんください。

第18款繰越金、第1項繰越金は2億4,416万4,000円の増額です。これは前年度繰越金で、今回の補正で全額計上となります。

第19款諸収入、第5項雑入は637万7,000円の増額です。これは、消防施設移転補償金として国道362号元藤川地内の道路拡幅工事に伴う消火栓移設に係る補償金の追加です。教育費雑入は海洋センタープール棟改修工事に伴うB&G財団助成金の増額です。

第20款町債、第1項町債は1億円の減額です。これは臨時財政対策債の借り入れ限度額の



減額をお願いするものです。

第2表債務負担行為補正につきましては、一般4ページをごらんください。

平成25年度中学生海外英語研修委託事業について、限度額を137万1,000円増額し、797万1,000円とするようお願いするものです。

第3表地方債補正につきましては、一般5ページをごらんください。

臨時財政対策債の起債限度額を2億円に減額補正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告をほとんどしてあるんですけども、通告をしようとしたものが2点ありますので、先にそれをお聞きします。

4ページの債務負担行為、第2表のところの債務負担行為で、中学生海外英語研修委託事業費の増額137万1,000円ですけども、これはこの事業を続けるかどうか、今後どうするかということを検証するために、教育委員会の職員が一人一緒に同行するための増額だという説明だったんですけども、5日分の旅費、滞在費ということですけども、考えてみると、137万1,000円というのは一人の旅費、滞在費にしては多過ぎるのではないかと思うんです。どのような計算をしたのか説明を、一人……二人ですか。

（「二人、職員二人」の声あり）

○10番（鈴木多津枝君） では、私のメモ間違いでした。これは却下します。

それから、もう一点、地域振興基金の、10ページですけども、歳入のところで、地域振興基金の売却利益というのが1,827万8,000円計上されているんですけども、私は満期が来て勝手に思い込んでいたら途中売却ということで、なぜ途中で売却したのかというその理由を、説明をお願いいたします。

それから、通告に従いまして順次言いますけれども、13ページの一般管理費の3節の職員退職手当組合負担金1,681万7,000円の増額ですけども、勸奨退職者の二人分の増額という説明だったと思うんですけども、これも額が多過ぎるのではないかと思います。積算根拠を求めます。

それから、14ページの7目の基金管理費で、ここに、ごめんなさい、ありました、ここに。通告してありました、先ほど言ったのは飛ばします。

その中で、7目の基金管理費の中で、地域振興基金については先ほど聞きましたけれども、減債基金に積み立てる4,582万4,000円ですけども、今後の総合支所の起債返還に、建設費の返還に充てるというんですけども、交付税算入される分を引いた町の支出分という説明がありました。それは当然利子分も計算して含んでいるのかどうかをお聞きいたします。

それから、8目の自治会振興費のコミュニティ施設整備事業費補助金の1,701万6,000円ですけれども、どこのどんな工事なのか、工事の説明と積算根拠を求めます。

それから、23ページの5目です。茶業推進対策費の工事請負費、防霜ファンの更新なんですけれども、70戸で15ha分という説明でしたけれども、単純に平均にならずと1ha分が313万円以上になって、条例には200万円というふうに、対象が1ha以上、それと事業費が200万円以上というふうに書いてありましたけれども、この313万円になる事業費の見積もりはどのようにされたのか。そしてまた、ここでやめる方の戸数と面積がどれくらいあるのか。それから、負担額が、これもならしますと1戸約20万円ほどになるんですけれども、平均では。そのお宅によって額が違うと思うんですけれども、最高の負担額になるお宅の額は幾らなのかについてお聞きいたします。

それから、一つ飛ばしまして、31ページの災害対策費ですけれども、31ページ災害対策費で、修繕料で140万9,000円と、デジタル移動通信システム設備設計業務委託料176万2,000円の増額がありますけれども、この事業の説明を、内訳を教えてください。事業の内容もいいです、どういうことをやるのかということ。これだけの当初予算も組まれているんですけれども、追加になったことについての説明をお願いいたします。

それから34ページです。学校給食の施設費の工事請負費525万円ですけれども、これは学校給食センターの空調設備が不調ということで、1系統をすべて取り替えるとの説明だったんですけれども、調理場の空調設備、室内機、室外機、すべてということなんですけれども、ここは建設して、通告には10年と書きましたけれども、11年たって12年目だということなんですけれども、今年が。電気製品の更新、すべて更新ということにしては早過ぎるのではないかなと思ひまして通告をしました。当初に入れたメーカーとか業者名、それから設置した費用などについてお聞きいたします。

以上です。

○議長（板谷 信君） 答弁をお願いします、総務課長から。総務課長。

○総務課長（西村 一君） 総務課の分の方から御説明させていただきます。

一般管理費の中の職員の退職金の手当の負担金が1,681万7,000円の増額はどのような計算式でなされているのかという御質問ですけれども、退職手当の特別負担金というのは、自己都合の退職による積算額と勧奨退職等による支給額との差額を納付するものでございます。議員が言われるように、勧奨退職者2名の特別負担金の積算根拠を示すようありましたけれども、具体的に言いますことがちょっと対象者の処遇のプライバシーの問題になりますので、個別の公表は差し控えさせていただきますけれども、今回の早期退職者につきまして、大体の額は自己都合退職者と勧奨退職者による退職金の差額が約、2名ということですので、750万円ほど生じております。計算式を申し上げますと、自己都合退職者、大体32年勤続の積算で出させていただきますけれども、退職時の給料の月額に対して32年勤続の年数の方は43.9%の支給乗率を掛けます。これが自己都合の場合です。勧奨の退職の場合は、やはり退

職時の給料の月額に1年について2%加算ということになります。10年ですと20%加算ということになります。それに対して、32年勤続の場合は54.444、これが組合で定められている勸奨の支給乗率です。これの差額分につきまして、今回2名分1,500万円程度上げさせていただきまして、また、その他に対しまして、定年制が3年内におきますと、昇格等による給料の変動によって特別負担金が生じまして、これにつきまして該当する人が3名ありまして、これが100万円ほどあります。3名で100万円ほどあります。それを足しますと、全額で1,681万7,000円ということになります。

それから、減債基金の4,582万4,000円の今後の起債の持っていく方ということで、利子分が含まれているかという御質問ですけれども、これにつきまして、詳しくはこの先ほどの総合支所の建設基金条例の中でお話ししましたとおりなんですけれども、平成20年度に北部地域の振興センター建設のための経費として1億6,000万円を借りまして、それから、平成21年度に総合支所の仮庁舎の解体の経費として1,200万円を借りております。この経費について合併特例債を活用し対応しましたけれども、平成25年度から償還までの未償還元金が1億3,567万2,000円、未償還利子額が1,707万4,000円、合計で1億5,274万6,000円となります。このうち、先ほども議員が言われたとおり、70%が交付税算入される予定ですので、利子を含めた残金の30%、4,582万4,000円を減債基金の方に積み立てさせていただくというものでございます。

それから、8目自治会振興費のコミュニティ施設整備事業費の補助金が増えた積算根拠はということですが、これにつきましては、八木、沢間、桑野山、寺馬、千頭西、前山、坂京、この7地区ですけれども、おきまして、耐震補強工事を実施するに当たりまして、予算化をさせていただいているんですけれども、耐震に関する評定委員会の方において審査を受けましたところ、補強の追加の指示を受けまして、そのことにより設計変更となりまして、1,668万6,000円の増額、それから、ちょっと全協でちょっと落としたんですけれども、梅高地区に駐車場の用地を購入したいという希望がございましたものですから、33万円を追加させていただきまして、1,701万6,000円ということで追加補正をお願いするものでございます。

それから、P31の災害対策費の関係で修繕料が140万9,000円の増額。それから、デジタル移動通信施設設計業務委託料が176万2,000円の増額の説明ということですが、修繕料につきましては、同報無線の定期点検の結果において、総合支所の管内ですけれども、同報無線中継所6カ所及び遠隔制御装置のバッテリーの交換などの指摘を受けまして、点検を受けまして、これにつきましては緊急を要するものですから、補正の方で大至急やらせていただきたいと思ひまして、修繕として上げさせていただいております。

それから、もう一つ、デジタル移動通信システム設計業務委託料ですが、これにつきましては、桑野山の無線中継局、行政無線です、これは。このデジタル化ということで、最初当初予算でやらせていただいております、9月におきまして補正をさせていただいております。それにつきましては、地籍の調査ということでお話しさせていただきました

れども、それにつきまして、地形の状況につきましても平成9年の鉄塔工事の書類がありましたものですから、それを使えば、やって経費を落とそうと思ってやって、書類の方を見たんですけれども、それだけでは不十分であるということになりまして、申し訳ありませんけれども、地盤の高さなど、先ほど町長が説明したとおり、地形状況の追加測量が必要になってきましたものですから、追加補正をお願いするものでございます。

以上です。総務課からは以上です。

○議長（板谷 信君） 総務課長のところで、地域振興基金を満期まで持たずにという部分のところ。

会計管理者、お願いします。

○会計管理者兼出納室長（渡邊 清君） それでは、議員の質問にお答えをします。

地域振興の基金の売却の内訳と途中売却の件の質問ですけれども、地域振興の基金3件の債権を売却をいたしました。まず大きいもので、大阪府公募公債、これは償還日平成32年2月、7年余りあるわけですけれども、額面2億5,000万円、購入価格が2億5,042万1,472円、売買金額が2億6,102万2,500円、売却益が1,060万1,028円です。次のあと2件ですけれども、政府保証10回日本高速道路保有債券、これは償還日平成25年3月27日です。額面が2億円。購入価格が2億116万円、売買金額が2億144万8,000円、売却益が28万8,000円です。もう一件ですけれども、平成14年第10回大阪市公募公債、償還日、これも平成25年2月27日、額面2億円です。購入価格が1億9,281万2,000円、売買金額が2億20万円です。売却益としまして738万8,000円の益を得ております。合計で1,827万7,028円の売却益となりました。

この途中売却としましたのは、証券会社とそのときの意見、提案等をお聞きしまして、総務課財政とも協議をしまして運用をいたしました。

以上です。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（長嶋一幸君） 先ほどの質問の関係で、6款5目工事請負費、茶業推進対策費の工事請負費についてお答えさせていただきます。

先ほど言いましたように、受益者、個々の面積により受益者の負担額が大きく今回の事業については変化するものでございまして、また、更新工事ですのでファン載せ替えを基本工事としていますが、制御盤の新設また電線の取り替え、新たな新設であるようなことがありまして、10a当たりの事業費も変化してまいります。今回の工事に当たっては、業者からの参考とする見積もりをとりました。その内容を精査すると、単純面積割で既存ファン載せ替えが10a当たり30万円を切るところ、新設である場合で55万円程度の見積もり額となっております。なお、配電盤の増設などもこの見積もりに含まれていることから、合わせて1ha当たり、先ほど1ha当たりにすると313万円、10a当たりにすると31万円となりまして、今まで進めてきました地元説明会等の中で30万円程度であろうというようなことに近い数字となっております。

なお、今回の最高負担額の受益者でございますけれども、負担額であらわすのは、まだ入札も終わっておりませんので、面積でいいますと1.2ha程度となっております方がおります。

今回の実施地区で、今すぐファンをやめてしまうというような方は現時点では聞いておりませんけれども、今後事業を進めていく、また組合へお渡しした時点で、それらのことを精査していかなければならないかと思ひますし、その関係につきましては、産業課としても支援を行っていきたいと思っております。

最後に、町の事業実施要領に採択要件として200万円の最低事業費と記載されておりますけれども、これは国庫補助事業、前半で申し上げたとおり、農業体質強化基盤整備促進事業の採択要件が1地区200万円以上とうたわれているものですから、この部分については変えることはできませんので、そのまま上げさせてもらっております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大村敏正君） それでは、10款5項4目の34ページですけれども、学校給食施設の工事費の空調関係の議員の質問にお答えいたします。

学校給食共同調理場の空調設備は施設1階の調理関係フロア部分を3系統に分け、空調を行うよう建設されています。今回の補正は、そのうちの調理室、炊飯室及びあえもの室を効果範囲とする系統の機器に故障が発生したことを受け、その1系統を改修するための工事請負費の補正であります。

今回の故障は、空調機器内の心臓部である熱交換器で発生した故障であり、空調設備維持点検業者、株式会社エム・エー・フジタさんですけれども、非常にまれな故障であるが、故障箇所の修繕に要する費用も改修工事費に近い高額となること、また、該当部品等を交換する修繕を施した場合も同様の故障が再発する可能性が高いと言える等の指摘があり、該当する室外機1台、室内機6台を交換する改修工事を行うこととし、それに要する費用を計上いたしました。なお、冷気等の送風パイプ等は既設のものを洗浄し、継続使用するものであります。

空調設備に関しては、夏期の室温上昇を抑制するためにも必須設備であり、文部科学省が定めた学校給食衛生管理基準においても室温25度以下を保つよう努めることとされています。空調設備の性格上、施設稼働時期での施工は衛生管理上困難であり、施設休業期の春休み期間において工事を完了し、来年の夏期に対応するためにも今回の補正で対応したいと考えました。

平成12年度の施設竣工から11年余りを経過した段階での取り替えは早過ぎるのではないかと指摘ありますが、今申し上げたとおり、設備機器の故障に起因したものであり、通常使用及び適切な設備管理を行っていた状況でも発生した機器の故障であることから、単純な経年劣化による交換とは異なるものと判断しております。

なお、平成12年度当初の施設空調設備工事施工業者は島田市の朝日設備株式会社であり、

契約金額は税込ですけれども3,526万7,400円であります。設置した空調設備機器のメーカーは三菱重工業株式会社製であります。

以上です。

○議長（板谷 信君） 再質問を許します。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 非常に答弁が充実して、議長の言葉をおかりしますと。

一つだけ確認をさせていただきたいのは、14ページの8目の自治会振興費のコミュニティ施設整備事業費補助金1,700万円、場所を7カ所ということで、7地区でこれは当初予算に計上していたものが何か補強をさらにやらなきゃいけないということで、その補強工事の強化のための指示を受けて事業費が、補助金が増額したんだという説明だったと思うんですけども、こういう地元負担がない事業ですよ、これは、全く、耐震の場合は。それで、これで終わりというか、もう全部完了ということではないと思うんですけども、これからも要望があればというか、必要があれば続けていくのか確認をいたします。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 耐震基準に基づいたものはこれで全部完了ということで聞いております。

この点につきまして、また要望等あればやってはいきたいと思っておりますけれども、修繕等についてはやっていきたいと思っております、順次。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第64号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第6号は原案のとおり可決されました。



**日程第18 議案第65号 平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）**

○議長（板谷 信君） 日程第18、議案第65号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第65号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ718万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,678万9,000円としたいというものであります。

今回の補正予算は、人事異動等に伴う職員人件費の補正と退職被保険者等療養給付費、保険税の還付金について補正するものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の国保6ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は177万2,000円の減額です。これは職員人件費の補正です。6ページ、7ページをごらんください。

第2款保険給付費、第1項療養諸費は780万4,000円の増額です。一般被保険者療養給付費については、財源更生により一般財源に不足が生じたため、保険給付費等支払準備基金を繰り入れするものです。退職者被保険者等療養給付費については、被保険者数の増加などによる医療費の増加が見込まれるため、給付費の増額をお願いするものです。退職者被保険者等療養費は療養給付費交付金の財源更生です。

7ページをごらんください。

第2項高額療養費は68万8,000円の増額です。これは高額な入院、手術などがあったことによる高額療養費の増額です。

第3款後期高齢者支援金、第1項後期高齢者支援金は、保険給付費等支払準備基金繰入金の財源更生です。

8ページをごらんください。

第6款介護給付費、第1項介護給付費は、今年度第1号の補正予算の電算入力の際に、入力誤りによる介護納付金に保険給付費等支払準備基金を繰り入れてしまったため、後期高齢者支援金に繰り入れるための財源更生です。

第11款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は46万9,000円の増額です。これは、遡及して被保険者資格を喪失したために保険税を還付しなければならない事案が発生したため、被保険者だった者に保険税を還付するために補正するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の国保4ページをごらんください。

第4款療養給付費交付金、第1項療養給付費交付金は849万2,000円の増額です。これは退職者医療に係る療養給付費が増加したことによる交付金の増額です。

第9款繰入金、第1項一般会計繰入金は177万2,000円の減額です。人件費補正分の繰り入れの補正です。

第2項基金繰入金は46万9,000円の増額です。これは過誤納還付金等の補正に従い、財源更生により一般財源に不足が生じた保険給付費に支払い準備基金を取り崩して対応するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 質問の1点目は、退職者の医療給付費と高額療養費の増額補正が主な補正なんですけれども、この療養給付費が増えたと、高額も増えたということに対して、受診控えとか事務超過とかが心配されるわけなんですけれども、資料、全協でいただいた24年度実績及び推計表によると、一般退職の被保険者数及び一人平均医療費が、人数がわからないものですから、一人の平均医療費など比較ができません。推移や前年度の対比でこの医療費、高額療養費の受給者数の推移など、前年対比でどうなのか、この重症化あるいは受診控えなどについてのコメントが、説明がありましたらお聞きしたいんですけれども、よろしく願いします。

それから、2点目ですけれども、8ページの11款のところでは諸支出金、過誤納還付金46万9,000円が計上されていますけれども、当初で88万9,000円あったのを増額をして135万8,000円にするものですけれども、対象の人数と過誤納が発生した主な理由について説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（板谷 信君） 生活健康課長。

○生活健康課長（山下安男君） では、答弁させていただきます。

一つ目の退職者の療養給付費、高額療養費、それにかかわる一般退職の被保険者数、それから一人の平均医療費の関係、それから、高額療養費受給者数の推移、前年対比等の関係を答弁させていただきます。

まず、退職被保険者数の推移ですが、23年度の平均被保険者数234人に対して、24年度の平均見込み被保険者数は248人で、前年との比較で約6%の増加となっています。逆に、一般被保険者数については、23年度の平均被保険者数は2,252人に対して、2,168人とマイナス3.7%の減少となっています。

次に、退職被保険者の一人当たりの医療費の比較についてですが、23年度の一人当たり療養給付費が17万5,447円に対して、24年度の実績及び推計療養給付費から算出する一人当た



りの療養給付費は18万7,254円となる見込みで、前年度の比較で6.7%の増加となっています。一般被保険者分については、23年度22万2,037円に対して、24年度の実績及び推計療養給付費から算出する金額は22万3,048円で、約0.5%の増額となっています。

一人当たりの医療費の推移については、退職被保険者分は21年度以降減少傾向で推移してきましたが、24年度では伸びる傾向を示しています。これは、被保険者数が増加傾向にあることと、24年度は5月と9月に費用が100万円を超える入院が4件あったことも影響していると思われます。

次に、高額療養費の受給者数についてですが、退職被保険者の高額療養費対象レセプト件数で比較すると、23年度は1カ月当たり平均が2.6枚に対して、24年度の10月支払い決定分までの1カ月当たり的高額療養費対象レセプトは3.3枚となっています。一般被保険者分においては、23年度が73.5枚に対して、24年度10月支給決定分までの1カ月当たりの平均レセプト数は77.4枚と、退職、一般ともにレセプト件数は増加傾向にあり、対象レセプト件数も伸びる傾向となっています。

次に、二つ目の過誤納還付金、対象人員と過誤納発生の主な理由ということですが、今回補正させていただく過誤納還付金46万9,000円につきましては、平成24年10月に届け出があり、平成21年4月1日までさかのぼって国保の資格を喪失した被保険者が1名、19年9月15日までにさかのぼって国保の資格を喪失した被保険者が1名いらっしゃいます。この2名は同一世帯に属する被保険者であったものです。

過誤納金が発生した理由については、本人の就業等により職場の健康保険に加入していましたが、世帯主または本人が国民健康保険の資格喪失の手続をしていなかったために、本来国保の資格を喪失した期間で納付済みの保険税を還付させていただくものです。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 1点お聞きいたします。

最初の方の質問なんですけれども、レセプトも増えているし、一人当たりの医療費も少し、若干増えてきている。それと高額でも増えていて、時々高額療養の人が出ている。これは本当に仕方がないというか、保険制度があつてよかったなということなんですけれども、それでも、行政としてはやっぱり重症化を防ぐ、受診控えを防ぐ、早期発見、早期治療の指導、きめ細かい受診を促す指導とか、健康チェックとか、そういうことは本当に欠かせないことで、当町でも保健師さんが本当に温かいというか、きめ細かいというか、もう本当に見逃さないよというぐらいの熱意でやってくださっているというのには本当に頭が下がるんですけども、住民の側からいうと、お医者さんにかかるのは時間もいるし、お金もかかるし、何ともなければ行きたくないよという気持ちもあつたりして、なかなか早期発見、早期に、例えばチェックが、町でやる健康診査でチェックがついてもなかなかその後のお医者さんに行ってというふうなこともできない方、あるいはなかなか意識が向かない方もいらっしゃるの

ではないかと思えます。そういうところを防いでいって、明るく、健康で、楽しいまちづくりを進めていくのが行政の務めだと思えますので、例えば、保健師さんたちがとても大変な仕事、時間に追われて、大勢の人を対象にしなければならないという状況がありますけれども、町としては、そういうことに対してどのような対応を考えているのか、対策など考えておられたら答弁をお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 生活健康課長。

○生活健康課長（山下安男君） 対策はあれですけれども、今、病気の予防は大変大切なことだとは考えております。それで、生活習慣の改善、あとは病気の予防のために特定健診を勧めて、年1回実施しているところです。特定健診の未受診者の方には追加健診の回覧等を差し上げて、未実施者がいないようなことを図っている次第です。

また、地区の保健委員さん、62名の方がいらっしゃいますが、その方には大変御苦労いただきまして、特定健診の取りまとめ、あるいは未受診者対策として地区集会所へのポスターの掲示等もお願いしているところであります。

何にしましても、今後も生活習慣の改善や病気の予防のために特定健診などを勧めまして、病気の予防の推進を図っていきたいと考えております。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第65号、平成24年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時からです。

休憩 午後 零時09分

再開 午後 1時00分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。



◎日程第19 議案第66号 平成24年度川根本町介護保険事業特別  
会計補正予算（第2号）

○議長（板谷 信君） 日程第19、議案第66号です。平成24年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第66号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,625万2,000円としたいというものであります。

今回の補正予算は、人事異動等に伴う職員人件費の補正と国庫支出金等返還金を補正するものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の介護7ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は320万9,000円の増額です。これは職員人件費の補正です。

第5款地域支援事業費、第2項包括的支援事業・任意事業は185万2,000円の減額です。これは職員人件費の補正です。

8ページをごらんください。

第7款諸支出金、第2項償還金及び還付加算金は1万円の増額です。これは、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業に係る補助金の確定に伴う補助金の返還金を補正するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の介護5ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第2項国庫補助金は73万2,000円の減額です。これは、地域支援事業、包括支援事業における職員人件費補正に伴う国庫補助金の減額です。

第5款県支出金、第3項県補助金は36万6,000円の減額です。これは、地域支援事業、包括的支援事業における職員人件費補正に伴う県補助金の減額です。

6ページをごらんください。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金は285万3,000円の増額です。これは、地域包括支援事業費繰入金、包括的支援・任意事業として、地域支援事業、包括的支援事業における職員人件費補正に伴う繰入金の減額と、その他一般会計繰入金として、職員人件費補正分の増額、介護報酬改定に伴う改修事業に係る補助金の返還に伴う繰入金の増額です。

第2項積立基金繰入金は38万8,000円の減額です。これは、地域支援事業、包括的支援事業における職員人件費補正に伴う介護給付費準備基金繰入金の減額をお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第66号、平成24年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

---

◇

**◎日程第20 議案第67号 平成24年度川根本町簡易水道事業特別  
会計補正予算（第1号）**

○議長（板谷 信君） 日程第20、議案第67号、平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第67号、平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算第1

号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,025万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,625万5,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、人事異動等に伴う職員人件費の補正と簡易水道の計装設備等の修繕費の増額と配水管等の布設工事費の追加をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の簡水6ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は30万9,000円の減額です。これは、職員人件費の減額補正と一般会計からの繰り入れに係る積立金の増額です。

第2款水道事業費、第1項水道管理費は1,056万4,000円の増額です。これは、簡易水道に係る計装設備や落雷等による修繕費の増額と、藤川、徳山簡易水道用、何ていうんですか、これ、水道用留沢というんですか。

(「用留沢」の声あり)

○町長(佐藤公敏君) 用留沢、はい。水道用留沢補助水源導水管布設工事費及び南部簡易水道塩郷地内、松島ですけれども、配水管移設工事費の追加をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の簡水5ページをごらんください。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金は26万9,000円の増額です。これは、職員人件費補正に伴う繰入金の減額と工事請負費の増額に伴う繰入金の増額です。

第2項基金繰入金は945万4,000円の増額です。これは、修繕料及び工事請負費の増額に伴う繰入金の増額をお願いするものです。

第5款繰越金、第1項繰越金は53万2,000円の増額です。これは前年度からの繰越金で、今回の補正で全額計上となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

1点目は、6ページの水道維持管理費のところですけども、1款1項1目じゃなかった、2款1項1目の水道維持管理費、修繕費の479万円のうち、落雷によるものは修繕料は幾らでしょうか、全額なのかどうかお聞きします。

それから、結局それが補償の金額に、補償される金額になるのかどうか確認します。

それから、2点目ですけども、工事請負費の577万4,000円のうち、松島の売店の前の配水管移設工事費は幾らでしょうか。これを聞くのは、どちらも水道の基金を945万4,000円取

り崩して充てるということにしているんですけれども、落雷の保険が入った場合は、また基金に積み戻すのでしょうか。

それから、3点目ですけれども、もともと維持管理費ということで、水道料金を充てるということをやっているわけですが、また、基金を足りない場合は入れるということですが、基金もなくなれば、維持管理、維持修理費とか管理費が多くなると、水道料金を上げなきゃいけないというふうにつながってしまうのがとても心配になります。

それで、施設が合併前の施設なども結構あって、老朽化も進んでいることでしょうし、これから修繕費もどんどん増えてくるのではないかと思います。そういうときに、修繕費も建設費同様に一般会計からの繰入率というんですか、を定めるべきではないかと思うんですけれども、そういうことについてお考えをお聞きます。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） それでは、ただいまの御質問についてお答えいたします。3点ほどございましたので、順番にお答えいたします。

まず最初の御質問ですが、水道維持管理費の修繕費でございますが、479万円のうち落雷によるものは幾らかという御質問でございますが、落雷が原因によります修繕費につきましては180万円ほどでございます。

この落雷事故、落雷被害につきましては、共済に加入をしておりますので、修繕が終了し、被害額が確定したところで共済金の請求をする予定であります。この共済金が現段階では幾ら入るかというのはわかりませんが、この共済金が入れば、修繕費の財源として充当をしてみたいと思います。

それから、2番目の御質問ですが、工事請負費577万4,000円のうち、松島売店前の配水管移設工事費は幾らかという御質問ですが、松島売店前の配水管移設工事にかかわる工事費につきましては、150万円ほどを予定をしております。

それから、3番目になりますが、修繕費も建設費同様に一般会計からの繰り入れを考えるべきではないかという御質問ですが、現在、水道会計の一般会計繰入金につきましては、総務省及び町独自の繰り入れ基準によりまして、建設費分として事業内容ごとに繰り入れを行っていただいておりますが、議員御指摘のとおり、今の繰り入れ基準にはこの修繕についての繰り入れ基準というものはございませんので、今後、財政担当とも協議をいたしまして、検討をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号、平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第67号、平成24年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。



◎日程第21 議案第68号 平成24年度川根本町温泉事業特別会計  
補正予算(第1号)

○議長(板谷 信君) 日程第21、議案第68号、平成24年度川根本町温泉事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第68号、平成24年度川根本町温泉事業特別会計補正予算第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ265万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,175万7,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、人事異動等に伴う職員人件費の補正と千頭温泉ポンプ改修工事費の差金を一般会計へ戻すための繰出金の追加をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の温泉4ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は10万3,000円の増額です。これは職員人件費の補正です。

第5款諸支出金、第1項繰出金は255万4,000円の増額です。これは、昨年度繰越明許事業として施工した千頭温泉ポンプ改修工事費の差金を一般会計へ繰り戻すための繰出金の追加をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の温泉3ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は5万5,000円の増額です。これは職員人件費補正に伴う繰入金の増額をお願いするものです。

第4款繰越金、第1項繰越金は260万2,000円の増額です。これは前年度からの繰越金で、今回の補正で全額計上となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号、平成24年度川根本町温泉事業特別会計補正予算第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第68号、平成24年度川根本町温泉事業特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。



◎日程第22 議案第69号 平成24年度川根本町いやしの里診療所  
事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（板谷 信君） 日程第22、議案第69号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第69号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第3号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,349万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,495万1,000円としたい



ものであります。

第2表では、債務負担行為について新たに事業を追加したいものであります。

今回の補正予算は、人事異動等に伴う職員人件費の補正と電子カルテ導入に伴うIP使用料及びADSL増設に伴う電話料の増額と、医師住宅外構植栽工事費の追加をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の診療所6ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は1,364万1,000円の減額です。これは、職員人件費の減額補正と電子カルテ導入に伴うIP使用料及びADSL増設に伴う電話料の増額と、医師住宅外構植栽工事費の追加をお願いするものです。

第2款医業費、第1項医業費は14万6,000円の増額です。これは電子カルテ導入に伴う保守料の追加をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の診療所5ページをごらんください。

第1款診療収入、第1項外来収入は1,040万9,000円の減額です。これは、国民健康保険診療報酬収入、社会保険診療報酬収入、後期高齢者医療保険診療報酬収入とも、上半期の診療実績に下半期の予測をもとに減額補正をお願いするものです。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は308万6,000円の減額です。これは職員人件費補正等に伴う繰入金の減額です。

第2表債務負担行為補正につきましては、診療所2ページをごらんください。

これは、いやしの里診療所医師募集広告掲載事業について、これまでの日本医事新報への掲載を医療求人サイト「e-doctor」に変更したいことに伴い、同サイトが1年契約となるため債務負担行為の追加をお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第69号、平成24年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第3号は原案のとおり可決されました。



◎日程第23 発議第8号 川根本町議会委員会条例の一部を改正する  
条例について

○議長(板谷 信君) 日程第23、発議第8号、川根本町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

お諮りします。

発議第8号は会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第8号、川根本町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号、川根本町議会委員会条例の一部を改正する条例については原案

のとおり可決されました。



◎日程第24 発議第9号 川根本町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（板谷 信君） 日程第24、発議第9号、川根本町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

お諮りします。

発議第9号は会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第9号、川根本町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号、川根本町議会会議規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決されました。



◎散 会

○議長（板谷 信君） お諮りします。

12月13日から12月18日までの6日間、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、12月13日から12月18日までの6日間休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時24分

## 平成24年第4回川根本町議会定例会会議録

### 議 事 日 程 (第2号)

平成24年12月19日(水) 午前9時開議

- 日程第 1 川根本町議会基本条例検討特別委員会に付託中の、川根本町議会基本条例検討について、委員会の中間報告を求める件について
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第51号 川根本町長島ダム水源地域振興及び環境・水資源保全基金条例の制定について
- 日程第 4 川根本町議会議員派遣の件

出席議員（12名）

1番	長塚誠君	2番	中澤莊也君
3番	芹澤廣行君	4番	中村優君
5番	中野暉君	6番	高畑雅一君
7番	森照信君	8番	中澤智義君
9番	久野孝史君	10番	鈴木多津枝君
11番	中田隆幸君	12番	板谷信君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤公敏君	副町長	小坂泰夫君
総務課長	西村一君	企画課長	羽倉範行君
税務課長	澤本勝美君	福祉課長	栗原卓君
生活健康課長	山下安男君	産業課長	長嶋一幸君
建設課長	大石守廣君	商工観光課長	筒井佳仙君
教育総務課長	大村敏正君	生涯学習課長	藤森敦君
会計管理者兼 出納室長	渡邊清君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長 前田修児

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（板谷 信君） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。なお、説明員は12月12日の日と同様ですので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（板谷 信君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

12月12日午後1時48分から、第1常任委員会を開催し、議案第51号、川根本町長島ダム水源地域振興及び環境・水資源保全基金条例の制定について熱心に御審議していただきました。誠にありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎委員会の中間報告を求める件

○議長（板谷 信君） 日程第1、川根本町議会基本条例検討特別委員会に付託中の、川根本町議会基本条例検討について、委員会の中間報告を求める件についてを議題といたします。お諮りします。

川根本町議会基本条例検討特別委員会の中間報告を求めたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、川根本町議会基本条例検討特別委員会に付託中の、川根本町議会基本条例検討について、委員会の中間報告を求めることに決定いたしました。

川根本町議会基本条例検討特別委員会委員長の発言を許します。

鈴木委員長。

○議会基本条例検討特別委員長（鈴木多津枝君） 皆様、おはようございます。

ただいま、議長から紹介がありました川根本町議会基本条例検討特別委員会の中間報告について行わせていただきます。

それでは、川根本町議会基本条例検討特別委員会のこれまでの経過について、御説明させ

ていただきます。

本年6月28日、第2回定例会最終日の決議により、私、鈴木と副議長の中田隆幸議員、久野孝史議員、森照信議員、高畑雅一議員、中澤莊也議員、長塚誠議員の7名の委員と、オブザーバーとして板谷議長を加えた8名が選任され、来年6月の議会基本条例制定を目指し、特別委員会が設置されたところであります。

同日、本会議終了後に第1回の特別委員会を開催し、委員長に私、鈴木、副委員長に中田議員が選出されました。

これまで6回の委員会を開催しているほか、10月に議員全員で福島県会津若松市議会を訪問し、議会基本条例をテーマとした視察研修を実施しております。

7月に開催いたしました第2回委員会では、10月の会津若松市議会視察に向け、基本条例に関する事前質問の方法について協議し、次回の委員会開催までに各議員から事前質問を提出していただくことを決めるとともに、今後について、月1回のペースで委員会を開催することを決めました。

事前質問は、各議員から約40項目にわたる質問を提出していただきましたが、8月の第3回委員会において、その意見を整理して14の質問にまとめ、会津若松市に送付いたしました。

事前質問の内容は、議会基本条例制定後の議会運営への住民の評価、政策討論会の開催方法、政策提言の具体的な例、議員間討議の方法などが主なものであります。

9月の第4回委員会では、会津若松市への事前質問について、その内容を再確認するとともに、静岡大学の日詰一幸教授をお迎えし、議会基本条例の必要性とその意義というテーマで御講演をお願いいたしました。

この日詰先生の講演では、議会基本条例とはどういうものか、自治基本条例との関係、議会に対する住民の思い、憲法や地方自治法などに基づいた議会本来の役割などのほか、今後の地方議会における議会基本条例の必要性などをお話ししていただきました。この講演会には、行政からも20名ほどの聴講者もあり、議員はもとより、役場職員の方々も熱心に聞いていただき、大変有意義な講演会でありました。

10月の視察研修で訪れた会津若松市は、会津若松藩校・日新館での若者への教育や明治維新でもたらされた自由民権運動への積極的ななかかわりのように、住民によって守り育てられてきた民主主義の歴史と伝統に培われたすぐれた地域にふさわしく、住民との対話、議員同士の討論をもとに、積極的な政策提案を進めているすばらしい議会でありました。

視察研修では、その市議会から対応に当たられたお二人の市議の方に、本町からの事前質問に対し丁寧にお答えいただきました。説明では、議会基本条例の制定により、議員自らが日々勉強することで、議員一人一人のレベルが上がり、議会活動がしやすくなったことや、この条例は最高規範性を持つものではなく、単なるツールであるということのほか、住民との意見交換会の方法、その意見をもとにした政策提案のためのサイクルの確立などについて、とても参考となるお話をいただきました。また、その説明の後も、時間の許される限り、当



町議員から活発な質問が寄せられ、本当に有意義な視察となりましたことを報告させていただきます。

第5回以降の委員会では、こうした講演会や視察研修を参考とさせていただきながら、条例制定のための勉強や話し合いを続けているところではありますが、現在は条例制定の大きな柱ともいべき前文の内容について、議長より提出された案をもとに各委員からの意見をお聞きするとともに、川根本町議会の基本理念を確認し、条例制定に向けての住民自治の実現への決意を固めたところでもあります。また、条文の内容によっても、事務局案、議長案などを作成し、それをもとにして川根本町議会が目指す方向への必要な取り組みや取り決めなどについて、活発な議論を重ねているところでもあります。

具体的には、近隣市町や全国的に既に制定されて運用されている条例を参考に、どのような内容を本町の条文に盛り込むのか、また今後、町民の皆様に対してどのように意見を求め、どのように説明していったらよいのかとか、行政との意見交換も必要だが、どのように進めたらいいのかなどについて、活発に協議を重ね、11月29日に開かれました第6回の委員会では、前文及び第1条「目的」、第2条「議会及び議員の使命」、第3条「議決責任」までをほぼ合意が図られたところでもあります。

これからもこうした議論を続け、条例の制定によって私たち議員が強い自覚を持ち、町民の皆様や行政からも信頼され、愛される議会となるよう努力してまいります。

今後の予定といたしましては、今月21日に開催されます区長会へ、これまでの経過報告や今後のスケジュールなど、資料として提供させていただき、また議会だよりに経過報告を掲載させていただくなど、町民の皆様への周知を図りながら、来年の春には条例案をまとめ、行政との意見交換、町民の皆様からのパブリックコメントをいただき、6月議会への上程を目指してまいりますことを御報告し、川根本町議会基本条例検討特別委員会の中間報告とさせていただきます。

○議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

以上で報告が終わりました。



### ◎一般質問

○議長（板谷 信君） 日程第2、一般質問を行います。

通告制により、通告された質問者は、長塚誠君、芹澤廣行君、中澤莊也君、中野暉君、鈴木多津枝君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようにお願いします。

それでは、1番、長塚誠君、発言を許します。1番、長塚君。

○1番（長塚 誠君） おはようございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私は、1番目に、9月ですか、決算議会がございまして、その後の財政状況を、そのときのデータをお聞きしまして、今後の地域経済での取り組みとか、来年度予算へのそういった反映とか、お聞きしたくて、1番目にそのテーマで取り上げさせていただきます。

2番目に、最近、エネルギー課題が日本の課題ということになっておりますが、大井川の水源開発、電源開発もずっと担ってきておるわけですが、それとともに大井川の環境問題を少し、2番目のテーマとして取り上げさせていただきます。

最初に、テーマとは少し離れますが、財政の方とも若干関連するお話を最初にお話しさせていただきますと思います。

今年早い時期に、ブロードバンドの整備事業に触れて、様々な議論がなされたわけですが、果たして通信基盤のような社会資本を小さな自治体である川根本町が所有すべきか、そういったものを維持していくべきかというような議論だったと思われまふ。最近のそういった分野の動向の一つですが、携帯電話の通信網で、LTEという通信網がもう都市部では運用され始めまして、ロング・ターム・エボリューションということらしいんですが、非常に携帯電話網なのに高度な規格で、今までの家庭向けのブロードバンド回線にほぼ匹敵するような高速なデータ通信が可能となつてきているようです。必ずしも今、パソコンではなくて、スマートフォンと言われる携帯端末、もしくはiPadなどのタブレット端末にて、ネットを御利用される方がかなりの比率で増えているようです。もちろん産業的な使用とかでは、あるいは行政的な利用では、携帯というわけにはいかないことはもちろんあるとは思いますが、住民サービスの点ではかなりそういった形で情報格差のない地域社会というのが実現される可能性も出てまいりました。

そういう意味で、今後も効率的な投資で、余り重たい社会資本を持たなくても、川根本町に的確なプログラムを、例えば医療や福祉や、教育や産業や防災など、分野別に、今はアプリとか言いますが、そういったものを開発して、投資は少なくとも運用は柔軟に幅広くできていくのではないかとこのことをちょっと感じておりますので、最初にちょっとお話しさせていただきます。

それでは、1番目のテーマで、川根本町の財政ということでございますが、非常に健全な財政ということで、9月の決算でも先輩諸氏の御努力、あるいは行政担当者の日々の努力ということで、非常に敬意を表したいなと思っております。

ただ、御存じのとおり、地域経済の状況は非常に厳しいものを感じさせます。例えば急速な人口減少といひますか、そういったものもございまして、平成18年から21年の間は、統計要覧によりますと、年間ほぼ200人平均減少しております。あるいは、第1次総合計画の人口予測を見ますと、平成28年には7,118人という予測を提示しておられます。今後も200人規模で減少し続けるという、非常にある意味、冷徹なデータでございます。行政施策を頑張っても7,500人、その中間点で目標を平成28年に7,300人ということで、総合計画が設定されて

おります。

こういった現実には、なかなか努力でどうにかなるという問題ではないのかもしれませんが、しかしながら、地域を活性化するためには、こういった予測をある意味越えて頑張っていかなければいけないのではないかなという思いもいたします。そういった意味で、来年度予算に向けまして、町当局の地域経済への波及が実現できるような事業とか予算計画とか、ぜひ御努力いただきたいなと思います。

それでは、2番目のテーマに移らせていただきます。

大井川の問題でございます。

過去にも、大井川の問題は、本当に議会でも恐らく何度も議論はされてきておられると思いますので、重複する部分もかなりあるかとは思いますが、改めてよろしく願いいたします。

御存じのとおり、大井川は谷川というんですか、急流な川なので、非常に水力発電の適地でありまして、明治の早い時期から河川開発計画、水力発電における象徴的な河川となりまして、現在もなおその連続性の中にありますが、源流部から下流域の島田市川口まで、導水管にて送水されているということや、あるいは落差を最大限活用した田代ダムから富士川水系への大井川の転用など、非常にそういった極限まで水力発電にされてきたという経緯がございます。

私はちょっと若いとき、山登りをしたことがありまして、南アルプスなどにも足を運んだことがあるんですが、人の住まない源流部でも、そのような電源開発とかがされていまして、非常にショックを覚えたことがございます。広大な大井川の水が全く見えない状態であったりとかという部分が、そういうエリアがあつて、ちょっと衝撃を受けたこともございます。

あるいは、塩郷の堰があることによって、私は中流部の上長尾に住んでいるわけですが、堆積土砂の問題とか、非常にもう何ていうか、大井川が土砂の堆積場というような風景になって久しいと思います。大井川の水を見ることがなかなか難しいと。相当数の土砂を大型トラックによって排出作業が日々されておられますが、そういう費用負担とか、あるいは魚類を含めた有機物が、やっぱり下流に行かないというような、生態系への影響などを心配されております。あるいは、土砂の堆積による河床の上昇などによって、浸水被害の不安も、洪水時は心配されております。

このような様々な開発の中での問題が、いわゆる大井川問題として長く議論されてきたところでありまして。あるいは、利水の問題などでも、社会変化の中で既得水利権などが時代とちょっとずれてきている面も指摘されております。農業用水などが余り使われなくて、工業用水に使われていたりとか、そういうような下流部の方の既得権も少しは見直して、環境のためというように要請もあるのではないかと思います。あるいは、堰の土砂や有機物などの停滞により、海岸線までも影響が、下流部、海岸線にもやはり影響が出て、もちろんおられまして、いそ焼けとか海の生態系への影響とか、そのような全体的な問題も指摘されて

おります。

非常に比喩的な言い方なんですけど、開発という流れの中の何ていうか、折り返し地点といえますか、もう行きの方では限界まで来ていまして、復路といえますか、そういうもう戻り道を……

○議長（板谷 信君） 長塚議員、このペースでやっているのと、再質問の時間がなくなってしまっているので、調整しながら。

○1番（長塚 誠君） もともと日本的な戻るという考え方というんでしょうか、芭蕉も、「五月雨や空吹き落とせ大井川」と、大井川の句をうたっておりますが、そういった日本人の本来の感性に即した河川に戻せるような河川管理者の方、あるいは開発を負託された事業者の方、それから流域自治体が一緒になって今後、大井川の現状に取り組んでいただきたいということで、環境保全型の河川管理に、やはり国交省さん、静岡県さん、それから電力会社さん、それから流域自治体、流域住民と一緒に話し合えるような、そういった会議をまたつくっていただきたいなと考えます。

それで、川根本町もユネスコエコパークへ登録するという、南アルプスのテーマもございますので、そういった中での重要な大井川の自然環境ということになると思いますので、ぜひこの辺のテーマについてお答えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長（板谷 信君） ただいまの長塚君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） おはようございます。

それでは、長塚議員の質問にお答えいたします。

まず、最初の財政状況と地域経済についてであります。

議員御指摘のとおり、リーマンショック以降の世界経済の減速に加え、欧州経済の不安や円高とデフレの影響が町の経済にも影を落としております。さらに人口減少と後継者問題が重なり、なかなか出口が見えない経済状況が続いております。

商工行政の関係でいいますと、現在、商工会や各金融機関と連携し、利子補給などを継続的に行っているほか、売れるものづくり支援事業費補助金による新たな商品開発と販路拡大を目指す事業や、おもてなしの店づくり整備事業費補助などを行っております。さらに、新東名開通に伴う誘客対策を商工会と連携しながら検討を重ねているところであります。

議員の御質問の来年度予算に向けての考えにつきましては、先ほど述べたことと重複しますが、来年度においても、世界経済や円高とデフレの影響が町の経済にも影を落とし、出口が見えない経済状況が続いていくことが予想されます。このような状況において、町内循環の仕組みをつくっていくことの重要性は増していると認識をいたしております。

このことから、私が今議会の初日において来年度予算への取り組みの方針として申し上げましたように、町内消費を喚起し、町内事業者に対する経済活性化において、一定の効果があり、町民に対する生活支援にもつながる事業として、プレミアム商品券などの地域振興券

や地域通貨による町内循環の仕組みを考え、過去に実施いたしました事業の効果と検証を行い、発行の手法や時期等を考慮しながら予算化していきたいと考えております。

3年目になります住宅リフォーム推進事業費補助金は、住民のより快適な環境整備が図られてきていると同時に、建築・建材業への経済効果は大きなものがあり、町内の商店への波及効果もあるため、住宅リフォーム推進事業費補助金は来年度も継続していきたいと考えております。

次に、大井川の環境問題についてお答えします。

現在、南アルプスの世界遺産登録とユネスコエコパークの登録を南アルプス周辺の3県10市町村と構成する南アルプス世界遺産登録推進協議会において登録を目指しております。それぞれの登録には、地元住民が南アルプスの遺産としての価値を知ることに加え、地元自治体や住民が環境保護に向けてどのような活動を行っているかが重要な採択要件となっておりますので、大井川の環境保全活動を行っていくことが重要となってきております。

議員も御存じのとおり、大井川には中部電力のダム、堰堤が30、そして長島ダムと田代ダムが存在しており、大井川の水は発電や下流域の農業、工業用水、また飲料用として大変有効に利用されている反面、上中流部における土砂の堆積、下流部の河床の低下、河口部の浸食等、河川影響にも大きな影響があり、川本来の機能が失われているのではないかと懸念をされております。また、源流部での山の崩落から来る水の濁りも大きな問題となっております。

こうした状況の中、現在、大井川の環境保全、維持水量の確保を目的とした協議会として、大井川の清流を守る研究協議会が存在しております。この協議会は、平成12年に榛原郡旧8町で設立され、平成17年の田代ダム水利権更新時には大井川の流況改善に関する要望書を議会、住民とともに強く要望し、満足とまではいかないまでも、維持流量の確保ができました。

その後、大井川の恵みを受ける地域が流域であるという考えに立ち、現在では島田市、掛川市、菊川市が加わり、5市2町で構成され、大井川の現状をまず多くの人に見ていただき、今何が問題なのかを知ることが最も重要、必要なことだとの考えのもと、大井川全川の視察等を実施し、広く流域住民に大井川の問題等を知っていただく活動を行っております。

また、平成20年に設置された大井川ダム直下濁水対策検討会においては、大井川ダム直下から寸又川合流付近までの濁水の改善を粘り強く関係機関に要望したところ、設置された会議においても、長島ダム放流水を大井川ダム直下へバイパスする設備について、平成21年度より詳細な現地調査、設計や河川管理者との協議などを開始し、平成23年8月、工事に着手し、平成25年6月完成を目指し工事を進めておりますが、これにより大井川ダム直下からの清水が流れることを大いに期待をしているところであります。

失われた環境を取り戻すには長い時間がかかります。今後も国県に強く要望しながら大井川の環境改善に向けて努めていきたいと考えております。

とりあえずそういうふうに回答をさせていただきます。

○議長（板谷 信君） 町長の答弁について、再質問を許します。1番、長塚君。

○1番（長塚 誠君） 1番目の地域経済への還流といいますが、そういった政策について御答弁いただきましたが、前回も町長の方が地域通貨というようなことを少し答弁していただきまして、そういったものを実現できればいいのですが、いまだちょっと法的な問題とかよく私も理解できなくて、前回並みの地域振興券みたいなものを発行していただくという前提のもとでのお話になるわけですが、例えば過日、寸又峡温泉の方の感謝祭にお邪魔してまいりまして、イベントで交流事業というか、そのようなものを見させていただきました。

ただ、イベントによる振興策などは、なかなか事業者にとっての具体的な振興というものに結びつくのかどうかというのがなかなか見えてこなくて、事業者が収益モデルは独自につくらなければいけないのですが、町民が参加しやすく協力できる振興策ということで、例えば温泉宿泊者に地域振興券をプレゼントしていくみたいな、そういうような中で、町民とともに寸又峡温泉を具体的に振興していくみたいな、そういうようなお考えとか、あるいは町の方でいろんな手当や補助金を交付されているというわけですが、そういう中に地域振興券を含めて、受け取られる方には5%上乗せをした交付をすとか、あるいは地域振興券を選ばない方にはマイナス5%の支給にすとかという、そういうような町のことをそういったところに込めたりとかいうような、そういうような方法というのが非常に意識としてよろしいかと思うんですが、そのような方向とかいかがでしょうか。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） まず1点目の寸又峡温泉への宿泊者に地域振興券のプレゼントという御提案でございますが、昨年、東日本大震災による観光客の減少に対応するため、町内宿泊者に買い物券を進呈する事業を行いました。宿泊者には大変好評で、町内の土産物店や、あるいはガソリンスタンドなどへの経済波及効果が見られました。しかしながら、事業内容の旅館へのホームページ等のPR不足などで、誘客効果は少なく、課題も残る結果となりました。

今後、宿泊客の状況によりましては、このような課題を解決した上で行うことも必要かと考えております。

次の各種手当や補助金を地域振興券で支給したらという御提案ですが、地域経済への還流という意味では理解できます。しかしながら、各種手当や補助金については、生活支援であるとか地域振興等のそれぞれの目的があり、制定されているものです。すべての手当や補助金を地域振興券で発行するということは、制度の目的、あるいは制度自体にそぐわないことも考えられますので、一律に実施できるものではないと考えております。

また、地域振興券で受け取られる場合は5%上乗せ、現金であればマイナス5%にて支給という御提案につきましては、先ほども申し上げましたとおり、町内循環という観点では理解できるものですが、各種制度の目的や受益者の公平性の観点から問題があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） これについて再質問しますか。

○1番（長塚 誠君） いえ、違う再質問でも……

○議長（板谷 信君） 次の再質問の方に移るなら。

ちょっとあの、再質問は一問一答方式だもんで、今の場合も一つずつ質問してくれた方が答弁の方も、それから全体としてわかりやすいかなと思います。そんなことを注意しながら質問をお願いします。長塚君。

○1番（長塚 誠君） 今の件は、今後とも行政が地域振興に細かな気配りをしているというようなことになってきますので、また制度を超えてできる運用があれば、またぜひよろしくおもしろいと思います。

地域経済のテーマは終わらせていただきまして、後半の大井川の問題ということになりますが、現状のダム上流部の土砂堆積への取り組みの現状とといいますか、それをお聞かせいただければ。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） それでは、ダム上流部の土砂堆積への取り組みにつきましての御質問にお答えをさせていただきます。

昨年の台風6号、12号、15号によります大井川への土砂流出といったものは非常に大きなものがございました。この大井川の堆積土砂の排除につきましては、莫大な事業費を必要といたしますので、公共事業としての事業化は非常に困難であるという状況でございますが、静岡県では、大井川土砂排除5カ年計画を策定しておりまして、計画的に土砂排除を行っております。現在は第5次の5カ年計画で、計画期間につきましては、平成21年度から平成25年度までとなっております。この計画の対象区間でございますが、島田市福用から寸又川合流点までで、5年間で212万5,000m<sup>3</sup>を排除するといった計画となっております。この計画に伴います土砂の排除につきましては、骨材業者がコンクリート等の材料として販売を目的に、県から許可を受けまして採取を行っているものでございます。

しかしながら、土砂排除の量が上流からの流出量に追いつかないといった現在の状況でございますので、町といたしましては、排除計画の見直しや公共事業として排除するための予算確保等について関係機関に要望をしているところでございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 1番。

○1番（長塚 誠君） 続きまして、大井川のテーマなんですけど、今年の夏なども、釣りの方が大井川に魚がいるかねというようなことをよくお話しされていまして、ほとんどあきらめてしまった釣り人もいらっしゃるって、大井川があるのによその河川に行かれたりとかという方もいらっしゃるみたいなんですけど、その辺の、行政の方で対応する分野ではないのかもしれませんが、何かそのような情報がございましたら、教えていただければと思うんですが。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 魚類などの自然動物の生息についてとの御質問ですが、町で独自に調査したものはございませんが、大井川水利流量調整協議会というものがありますが、そこにおきまして、田代ダムから新たに放流されました河川維持流量が大井川の河川環境の改善に与える効果を検証するというを目的に、平成18年から22年まで、魚類の生息、河川景観、それから河川利用視点からモニタリング調査を実施しました。

この大井川水利流量調整協議会は、大井川田代ダムの水利権の期間更新に際しまして、田代ダムからの適切な河川放流量の確保について調整するため、流域自治体、発電事業者、それから河川管理者等により、平成15年2月に設立されております。当協議会におきまして調査の結果では、魚類生息調査については、上流部では放流量を増やした効果が確認できたが、中流域、下流域では放流量増分の明確な効果と影響は確認できなかったとの結果が出ております。

魚類が少なくなった理由の一つに水の濁りがあるかと思えます。現在、長島ダムの比較的美丽な水を大井川ダム直下に直接流すバイパス工事が平成25年6月完成を目指して進められておりますが、この清水バイパスによりまして、水の濁りも改善され、魚が戻ってくることを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 1番、長塚君。

○1番（長塚 誠君） 続きまして、また大井川のテーマですが、昨年の秋、台風が12号と、それから15号が当町を襲いまして、非常に大雨が続きまして、二度ほど長島ダムの方から情報が参りまして、いつときは避難命令も出たというような状態がありまして、初めてそういう避難勧告が出たものですから、流域としては非常に驚きまして、右往左往したわけですが、そのとき思ったのは、早目にそういう情報があるということは、非常にある意味、前進したといえますか、結果的にそういうことにならなくてよかったわけですが、こういう事前の情報開示というのは、非常に流域にとっては重要といえますか、生命を左右するようなときもございまして、ぜひ今後も早目に情報開示していただくようお願いをさせていただきたいと思いました。

あと、そのときの避難のときに、私は上長尾におるものですから、中中の体育館という指示であったわけですが、その辺の大井川の洪水のときの避難として、果たして各地域の避難指示が適切であったかどうかというようなこともそのときちょっと気になりまして、その辺の今後の対応とか、お聞かせいただきたいと思いました。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 洪水時の情報開示、安全確保体制についてという御質問でございまして、町では今年度、大井川ハザードマップの作成作業を現在進めているところでございます。このマップの内容でございまして、浸水想定区域や水深、避難所等を掲載し、印刷物といたしまして各戸に配布し、災害から身を守るために活用していただくという内容でござい



います。

この浸水想定区域につきましては、大井川の管理者であります静岡県が作成主体となりまして、平成24年4月に浸水想定区域図として作成し、公表をされております。浸水想定区域図には、浸水想定区域と当該区域が浸水した場合の想定される水深等が示されております。当町が想定する浸水区域、また水深等につきましては、県のデータを使用して作成を現在しております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 1番、長塚君。

○1番（長塚 誠君） それでは、大井川の最後の質問といたしますか、確認ということになりますが、昨年5月に大井川水系河川整備計画の住民意見交換会というのを総合支所の方で開いてくださいまして、これは国交省さんの主催だったと思うんですが、そのとき非常に熱心にやりとりをさせていただいて、アンケートといたしますか、意見シートなんかも皆さんお書きになったようだったんですが、このときもちょっと思ったのは、大井川の河川管理のエリアが国交省さんと静岡県さんとあって、エリアがそちらになると、ちょっと国交省さんの方、静岡県さんの方なのでみたいな答弁が何回かあったようでして、やはり今後もしこのような意見交換会などが開かれる予定が、ぜひ開いていただきたいんですが、ぜひ国交省さんと静岡県さんと連携した中で住民との意見交換をお願いしていただきたいなと思いました。

これは特別質問ではございませんが、何かございましたら御答弁いただいて、質問を終わらせていただきます。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 大井川の環境、大井川に係る問題すべてを含めて申し上げますけれども、大井川を議論する場合に、そのパーツ、パーツでの議論の場は今までもあったわけですが、大井川を一体のものとして議論する場が今まではなかったというふうに思っております。そういうことで、前回の水利流量調整協議会においては、とにかく源流部から河口まで含めて大井川でありますので、何ていいますか、大井川水系で、一体となって大井川の持っている、いろんな電力の関係者ですとか、それから利水の方を含め、地域を含めて、一体で語る場を設けてほしいということを前回の会議では主張してきたところであります。今後そういう方向で、また再度お願いはしていきたいというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） いいですか。

○1番（長塚 誠君） 以上で終わらせていただきます。

○議長（板谷 信君） これで長塚君の一般質問を終わります。

続いて、3番、芹澤廣行君の発言を許します。3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 議席ナンバー3番、芹澤です。

去る12月16日に行われた第46回衆議院議員選挙が3年ぶりに投開票が執行され、民主党中

心の政権から自民党を中心にした政権に再び戻った中で、この間言われておりました原発の問題、TPP交渉参加の是非、デフレーション脱却問題、税と社会保障問題など、重要な課題が山積されている中での選挙であったにもかかわらず、結果として国民の政治参加の意思は極めて劣悪であり、希薄であり、結果として投票率59.52%という戦後最低を記録いたしました。平成8年10月20日に行われた第41回総選挙は、中選挙区制より小選挙区比例代表並列制に初めて移行したという理由が主たるもので、59.65%という非常に低投票率でありました。それから16年が経過している中で、現在の選挙制度に国民がなれているという中での60%を切る戦後最低の投票率という現実、その意味するものは、現在の国政に対する国民の視線が極めて冷やかになってしまったことと同時に、政治に対する国民の期待が薄れていった結果だと私は考えます。

多くの国民は所得の減少、就職難、年金の減少の中、自らの生活を守るのに精いっぱいという状況の中で、ただただ時の流れを見ているだけの傍観者の立場に立つ人が増えているという現状であります。特に満40歳以下の男女、若者に至っては、町内外を問わず、あの我々が経験した日本のバブル期の崩壊後、その崩壊後の社会のみを見て現在に至っております。極めて不安定な雇用形態、就職難、低賃金体制の現実の中、個人自らが努力すれば、自分も社会も向上、発展することが可能であるという実体験を得ることなく、この20年余の月日が過ぎ去らんとしております。

当町においても、平成17年の2町合併後、年次を重ねるたびに人口の減少、少子高齢化が急速に進み、同時に町の活力を担保していた基幹産業と言われたお茶を中心にした農業、素材生産の林業の限りなく続く衰退状況と、寸又峡、接岨峡に代表される観光事業の衰退と、それに物販を、物品を供給する関連した商工業の衰退は顕著なものがあ、我が川根本町の将来に大きな不安の波が押し寄せているということを、この地で生まれて育ち、生活する一町民として、現在ひしひしと感じております。

先般、私が行った9月定例会での一般質問に回答があった我が町の町民の総生産額の数字の上からも見てとれるように、今後、我が川根本町が取り組んでいくべき事業、今以上の町の衰退を加速させないための事業の構築を可能ならしめる一つの課題として、さらなる国道、県道の整備、なかなづく完成を目前とした青部バイパスの早期完成は、すべての町民が切に願うところであります。

それは一つとして、若い現在の町内に住まれている通勤勤労者の島田、藤枝方面への流出を防ぐため、他の市町の人々、新東名開通による県内外の観光客の町内の誘致のため、北部地域の観光事業と関連する商工業事業の再建のため、地場製品の消費者への直接販売事業を可能ならしめるため、さらには我が町の最大の製造産業として町に多大な貢献をしていただいている株式会社ケーブルテクニカ社の原料、製品の搬入搬出の利便性の向上、400人以上と聞いております従業員の方の通勤の利便性の向上と交通安全の確保が担保され、当町内に工場を設置し続けていただくため、青部バイパスの完全完成は我が町最大の課題であると考え

えております。

その立場に立脚して、以下の項目について、行政側の考えと現状と、今後の方針を伺います。

1として、青部バイパス工事の進捗状況について。

2、崎平青部間、沢間元藤川間の橋脚が完成しているにもかかわらず、トンネル工事が遅れている理由について。

3、2町合併後、川根本町執行部、町民の代表としての議会が県、国に行った交渉の内容、陳情の実態を再度明らかにしていただきたいと思えます。

4、現在のトンネル工事の工程表を明らかにしていただきたい。

最後に、全町民に対し、町主催で工事の今後の展望、国、県の所轄部署の責任者を招聘して進捗状況の説明会を全町民の前で開催していただく、このようなことについて質問をしたいと思えます。

また、多くの町民、特に北部地域の町民は、トンネル工事はもう永久にできないものかと不安を訴えている者が多くおります。特に観光事業に携わる町民は、設備の修繕、改良には慎重にならざるを得ないような状況であります。また、特筆すべきは、複数の町民の皆様の中には、一人幾らでもいいから寄附金を集めて、青部バイパスの早期の完成のために、一助になってほしいために寄附金運動までも起こしたいと、こういうことを申し出る方もたくさんおります。また、行政、議会に頼るには限界があると、そのように判断し、町民が組織化し、早期完成のための署名活動、あるいは国に対して直接陳情に行きたいという多くの町民の意見が出ております。

私ども議会も、行政の長も、町民の多大な期待を背負って選出された者たちであります。したがって、町民の直接行動が動き出す前に、我々は懸命の努力と活動を傾注すべき、そのような時期に来ております。町長の明快な答弁を求めます。

○議長（板谷 信君） ただいまの芹澤君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 芹澤議員の御質問にお答えいたします。

最初に、青部バイパスの全体計画でございますが、第1期、第2期計画区間に分かれており、青部地区と崎平地区を結ぶ第1期計画区間は平成9年度から整備を進め、平成15年12月に供用開始されました。元藤川地区と青部地区を結ぶ第2期計画区間は平成16年度から整備に着手し、現在、早期の完成を目指しているところであります。

第2期区間の全体計画でございますが、総延長が1,250m、その中には延長約233mの橋梁1基、延長約326mのトンネル、下沢間地内でバイパスと県道川根寸又峡線とを結ぶ延長約429mの取り合い道路工事及び本線道路工事等が計画されております。

それぞれの御質問に順番にお答えいたします。

最初に進捗状況についての御質問でございますが、全体測量、設計等が終了し、現在、用地の取得は約95%といった状況であります。工事の進捗状況でございますが、大井川にかか

る藤沢橋がほぼ完成し、舗装工事を残すのみとなっております。本年度の事業内容は、下沢間地内でバイパスと県道川根寸又峡線を接続する取り合い道路の一部と藤沢橋から青部側に向かったの本線工事を実施しております。取り合い道路の完成は平成25年度の予定で、完成すれば、藤沢橋から下沢間までの区間の供用を開始する予定でございます。

次に、トンネル工事の遅れている理由はという御質問でございますが、芹澤議員が何と比較してトンネル工事が遅れていると考えているのかわかりませんが、トンネル工事の着手につきましては、取り合い道路完成後の予定でございます。

次に、2町合併後の川根本町が県、国に対して行った交渉、陳情の事実を時系列的に明らかにしていただくという御質問でございますが、要望活動の実施につきましては、県に対する重点要望事項として、青部バイパスを含めた国道362号のバイパス建設の促進について、県知事あてに毎年要望書の提出をしております。

平成23年度からは、島田土木事務所と建設事業に関する意見交換会を年2回実施しており、その中で、バイパスの早期完成について要望しているところでございます。また、政権与党でありました民主党に対しては、静岡県支部を通じて要望書を提出しております。

道路に関する静岡県選出国會議員との意見交換会が年1回、東京都内で開催されておりますが、そこにおいて青部バイパスの早期完成を要望しているところでございます。

また、御前崎奥大井連絡道路整備期成同盟会が4市2町、菊川市、御前崎市、牧之原市、島田市、吉田町、川根本町で組織されておりますが、この同盟会の事業の一環として、4市2町の首長が出席の上、県の関係部署に対して要望活動を行っております。同盟会の要望活動は、例年8月上旬に実施をしております。

時系列的な答弁ではございませんでしたが、例年行っている要望活動は以上のとおりでございます。いずれにしても、青部バイパスについては、この町にとって大変重要な道路でもございますので、そのほかいろいろ折に触れ、要望を続けているところであります。

次に、トンネル工事の完成に向けての工程表を明らかにしていただきたいとの御質問でございますが、現時点での工程につきましては、先ほども申し上げましたが、取り合い道路の完成が平成25年度の予定で、その後トンネル工事に着手する予定で、工事期間につきましては、3年間は必要と考えております。

次に、工事の進捗状況について、県、国側の説明を全町民に対して行うための町主催の集会等を行うべきと考えるが、町は開催する考えがあるか伺うとの御質問でございますが、これまでも地元説明会は開催してきましたが、今後につきましても、工事内容や工事の進捗状況等について説明会を実施していく予定でございます。青部バイパスの全線完成は、観光業や地場産業の振興はもちろん、地元住民にとっても非常に大きな影響を与えるものと考えておりますので、今後も早期完成を目指して強く要望をまいります。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 3番、芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） 各項目につきまして、再質問をさせていただきます。

青部バイパスの進捗状況ということで、概略、町長の方から御説明がありました。25年度の事業として下沢間、学校給食センターの隣から工事が始まったことは、上からも下からも私見て、なるほどここに付けるんだという感覚で、しかし、1点疑問にあるのは、もし藤沢橋の供用を開始するためだけ、下沢間まで橋を利用するという、それがためだけの事業であってしまって、それをつくれば当座、トンネル工事には手をつけなくても、橋をつくった理由、それが谷川にまで道路ができたという、これだけで終わるような少し恐怖感があるんですけれども、これは町長、全くそれはただ工事をするための取りつけ道路、取り合い道路という解釈でいいわけですね。これについて。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 給食センター、下沢間へ取り合い道路をつけることによってトンネルがなくなるのではないかという御懸念のようでございますが、そのようなことは全くございません。当初からこういう計画で進んでいる事業でありますので。あのトンネルも含めて、青部バイパスは当初の予定どおり完成すると。ただ、近年の予算の措置状況でございますが、県の予算にいたしましても50%を切る状況でございます。そういう状況の中で、新東名、あるいは新東名の開通等に伴って、静岡空港の開通に伴って、下流部でのかなりその道路に対する急激な予算の要望等が高まってきている中で、いろいろな事情がある中で予算が減ってきているという中でございますので。そういう中で、若干当初の計画から見ると遅れているわけですが、事業は当初の計画に沿ってしっかり進捗しているというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） これは佐藤町長の言質ではございませんが、合併以来の定例会の議事録をすべて拝見しましたところ、前杉山町長は、これは何月議会だかちょっと記憶は忘れましたが、平成21年度には青部バイパスは完成しているということをこの議場で明確に答弁しているわけですね。それから政権が交代し、多少、コンクリートから人へというようなキャッチフレーズを持った政党とか、あるいは公共事業の総量規制と、これは万やむなしという感じもしますけれども、ただ、きょうに至って、今年の秋の行楽シーズン、あるいは毎年のように寸又峡北部地域の温泉客が、当時18万いたほどの集客が昨年は3万8,000に激減し、来年、再来年の6月、7月には笹間下に島田市がつくった滞在型温泉ホテルもできるという話も聞いております。

こういう中で、とにかく町民がこのバイパスに、いつ開けてくれるんだと、いつ工事を始めてくれるんだというのは、本当にいろんな方が、あれはできないもんだと、もうあきらめでも仕方がない。いや、できるんだろうが、28年とも30年とも言っていると。こういう非常に町民の方の中に、あのバイパスについて本当にどうなってしまうんだというふうな強い懸念があります。

町長が言われたように、それは着々と工事計画も進んでいるとおっしゃられておりますが、とにかくすべての362国道の整備事業というものを同時に進行するということは極めて難しい中、せめて南部地域の住民の皆様の同意も取りつけながら、とにかく川根本町の生命線は青部バイパスに尽きるというふうな意識に再度立っていただきまして、この間、県、国との交渉を、あるいは陳情をやっておられたと思います。

先般、大石課長の方から、今までの建設課が行った国、県への交渉と要望を出したということをおっしゃられて、町長の口からもおっしゃられましたけれども、その要望というものは一体どういうものなんでしょうか。要望を出して、それに県から明確な答えが、文章なりにして現在返答があったかどうか。この件について、その内容も含めてお伺いしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） ただいまの御質問でございますが、長から各関係機関へ例年要望等を提出しておりますが、直接町長が出向きまして要望書を提出する場合と、文書により提出をする場合がございますが、文書による要望書につきましては、こういうことで遅れているとか、今やっているとか、そういうような文書で回答をもらっている場合もございます。

それと、町長が直接赴いて行く場合もございますが、その折には県の関係機関、部長とか担当課長でございますけれども、直接現状についての説明をいただいているところでございます。

○議長（板谷 信君） 芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） では、その要望書にこたえる回答の中で、いつ工事を始めていつ工事が完成するという、そういう言質というか、明確な答えというものは今までかつてなかったわけですか。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 青部バイパスにつきましては、平成20年代後期という表現で県が言っておりますが、平成二十何年度とか、そういうことは言われておりません。予算のつき方にもよりますけれども、それによって進捗が大きく変わってきますので、今のところは何年の完成という話は聞いておりません。

○議長（板谷 信君） 芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） これは町長、あるいは建設課長にお聞きしたいんですけども、要望書の中に、三つのバイパスを今、川根本町は抱えているわけですけども、その最優先事業としてのどこどこのバイパス、これは後でもいいというふうな、この言い方はちょっとおかしいと思うんですけども、どこを最初にやっていただく、その理由は何だ、あるいは同時並行的にやらざるを得ないか。要望書の中身はどういうふうな形で出しておりますか。このバイパス建設に関して。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 要望については、例えば362の場合ですと、青部バイパスとそれから静岡富士城バイパス、そして、これは一つまたちょっと別になるんですが、上長尾のバイパスと、三つのバイパスを今抱えているわけでありましてけれども、最優先は青部ということで。ただ、362の富士城バイパスにしても、全く事業費を削ってしまうというのは、仕事を継続していくという上での心配もございますので、静岡バイパスについても事業の継続はぜひしていただきたいと。そういう中で青部バイパスを最優先ということで要望をしております。それに対して、その都度明確に何年度にやるというような回答は、役人さんというのは、予算措置されて初めて事業を実施するというところでございますので、予算獲得にはそれなりに動いてくれているわけですが、現実に予算がつかないと何年度にどうこうするという話にはならないというものであります。

○議長（板谷 信君） 芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） なかなかその要請活動を県、国、予算を持っているその部署に対して要望という形だけで、すべてがそれは通るものとは私も思っておりません。ただ、ここで国、県の予算状況がこうであるから、それはなかなか難しいというふうな要望に対する返答だけで済まされるようなこの町の状況ではないと思うんですね。

町長も御存じのように、先ほど前段触れましたように、26年7月からは笹間に桜井さんがつくるホテルが開業すると。年間3万8,000人の収容能力があり、市内の方は素泊まりで5,000円、市外の方は6,000円、朝飯、昼飯、夕食はオプションで結構だと。朝が900円、昼が1,500円、晩が2,500円。老夫婦はコンビニで買ったおにぎりやサンドイッチで我慢できる、それも結構だと。とにかく泊まっていたらいいと。

かつて前田部長以下担当課長が総合支所で説明したときに、私らは1泊ここで泊めて、奥大井衆が1泊誘致すればいいんじゃないかと。私ら地元の間人を94人も雇用して、いろんな合併特例債なり過疎債をつくる事業だから、一切何のやましいところはないと。その後は奥大井の旅館業者なり商工会社が頑張ってお客を誘導すればいいんじゃないかと。こんな簡単な発言がありまして、いやいや、私はそうじゃないだろうと。とにかく道路事情も悪い、料金体系も確かに北部の方が高い中で、昨年3万8,000人しか泊まってくれなかった寸又峡のお客が、笹間渡にできるおかげで、ほとんど壊滅とはいかないまでも半数ぐらいは減ってしまうんじゃないかと。そうなりますと、本当にかつて佐藤町長が本川根町の重役を担っていたときに、声高々に発した本川根町は観光立町でいくというような言葉も私の若いときに聞いております。そのような標語、標題、が全くもって崩壊してしまうような、私はそういう危機感を感じております。県、国が何を言おうとも、これだけは通してもらいたいと、これは町長、議会一丸となってやる仕事だと思うんです。

そういう中で、後段の話にもなりますが、町民の中にも少し動き、動きというのもいい動きではありません。不穏な動きです。町長も議会もあてにならんから、おれは勝手にグループをつくって運動を起こすんだと。陳情をやれば何とか国も県も見えてくれるだろうという動

きが現在起こっております。これは、後段の話でいたしますけれども、順を追ってトンネル工事の遅れている理由、これについてはわかりました。

3番目の国に対しての交渉、陳情の事実を時系列的に明らかにしてほしいと。この内容について、この陳情に対して明確にこれはできません、これは何年にできますというふうなことは、先ほどの回答だと少しアバウトで、28年ですか、それぐらいまではできるという、本当にアバウトな回答しかない中で、じゃ私ども、商売をやっている、私以外に設備投資をしたり、トイレが少しふぐあいが生じて、風呂場もだめになったよと。果たしてこれを商売として直していったいいものかと。まったくこれでお客が来なくなった状況の中で、設備をしたものが無駄になってしまうんじゃないかというそんな不安もあります。

そういう中で、この問題については、最後に総括的に質問したいと思っておりますけれども、4番目のトンネル工事の工程表、これはなかなか県も国も期日を明確にして出してくるようなものではないと思っておりますから、これは私ども町長以下、議会、町民の熱烈な要望、お願いの中で、県も国も具体的なものを明示、例示してくれることだと解釈しております。

最後に、これは町長、工事の進捗状況について、議会でも明確な行政側の説明も、私の記憶が間違っているかもしれませんが、なかなか聞いたことがありません。議員になってまだ8カ月ちょっとでありますから、聞き忘れたということ以上にそういう会合に遭遇していなかったというのが最大の理由だとは思いますが。私ども議会に対してのみではなく、全町民に対して、国土交通省の責任者、土木事務所の責任者、あるいは出先長の本町のこの件についての責任者を川根本町に招聘し、すべて国、県の見解を明らかにしながら、町の要望も重ね、あるいは町民の代表、それは商工会の団体の方でもいいし、観光協会の方でもいいし、あるいは長生会の老人の方、いつも川根本町が鳴り響く、この救急車が往来している、本当に残念ながら利用をせざるを得ないような高齢者の緊急搬送の問題、あるいは消防の問題も含めて、全町的に県、国の、あるいは町の、あるいは議会人としての説明、こういうものを開催していただきたい。この件については、やるかやらんか、町長、これは明確に答えていただけませんか。時期は後で結構ですけれども。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） その前に、要望活動でございましてけれども、ある意味では、私たちの町は積極的に、ほかの町よりも、と申し上げるのは、国交省、名古屋の整備局まで出向いて、道路部長、あるいは河川部長も含め、局長とも話し合う機会を、ついせんだってでも議長に同行願って行って来たところでもありますけれども。そういうときには要望ということでは向こうも出会ってくれないもんですから、地域の事情をいろいろ知っていただくためにお邪魔させていただきたいということで、時間を割いていただいて、その中でうちの町の地図を持って行って、こういう状況なんだということを説明してまいります。

ついせんだってば、これは河川部長でありますけれども、川根本町にぜひ呼んでほしいということで、北原ダム所長ですね、お願いして。1日暇をとってきてくださったんです。そ



れで泊まっていたんだんですがね。そのときにも、副町長、議長といろいろ、この地域を知っていただくための場所を持っていただいております。

それから、私自身、今、県の国道協会の副会長ということで、中部地方国道協会の幹事もやっていますので、そういう会議に必ず出て行って、道路部長ですとか関係の方々に、川根本町の道路事情、今、南北を中心に道路が、例えば三遠南信ですとか、中部自動車横断道路ですとか伊豆縦貫、大井川は残念ながら新東名と東名の間の南北でしか今、事業が決まっていけないもんですから、その奥にはこういう地域があるんだということで、そういうことはいつも常に申し上げているところであります。

したがいまして、事情は事情としてわかっていただいているというふうに認識しております。ただ、その中で、ここに道路をつける、いわゆる利用者の需要の問題ですとか、それから、その前に整備するところもある、その全体のエリアの中で大井川沿いを考えるという状況でございますので、またそれと静岡市が関蔵線、これの整備に着手しておりますので、そういうことも下流の整備促進の一つの力になっていくんではないかなというふうに期待をしております。

それから、説明会については、今までも区長会の方に来ていただいたり、議員の方に来ていただいたり、そういう説明会はやってきております。したがいまして、そういう形での説明会については考えさせていただきたいと思っております。

○議長（板谷 信君） 芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） その会議を開催するに当たっては、すべからく町民すべての方に呼びかけて、希望者は参画すると、してもいいと、そういう解釈でいいんでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 希望があれば、そういうことも考えていきたいというふうに思います。

○3番（芹澤廣行君） ありがとうございます。では次に……

○議長（板谷 信君） 芹澤君。

○3番（芹澤廣行君） じゃ、そういう意味で、すべからく町民にその会議の開催、集会の開催を周知徹底して、望みたいという町民の参加のことを担保していただきたいと思っております。

続きまして最後に、町長の方から陳情をお願いして実態を県、国の役人の皆様に説明したということは、その事実は知っておりますので、誠にありがたいことだと思います。しかし、いずれにしてもあの青部バイパスの対岸の崎平発電所の狭隘な道というのは、これは壊滅的な道なんです。それが果たして国土交通省の出先の方が3年、5年で代わりながら、県の土木の関係者が東部へ行ったり西部へ行ったり、実際に狭隘な部分での観光シーズンの渋滞、通勤時の不都合、やっぱりこういうものを本当に実態調査というんじゃないでしょうか。こちらから渋滞も起きる時期もある。観光シーズンは特に大変だと言っても、これはシビアな感じなんです。大きなトラック運転手が来て、小井平のところまでとまって、私も偶

然何回かこの秋、あそこを通りましたけれども。とにかく藤川を通って徳山に抜ける橋のたもとぐらいまで車が渋滞してしまっ。北部の方から下に下ろうとすると、田代のトンネルを通ったあたりから車がもう動かないと。

こういう観光地とかですね、地域は、もう一度来た人は、もう二度と来たくはないと。特に人の命を預かるようなバスの運転手なんかはもう懲り懲りだと、こういう意見も、直接本人に聞いたわけではありませんけれども、旅行会社のエージェントあたりから聞きますと、もうあのコースは二度と行きたくないと。

こういう中で、本当に交通の渋滞を緩和するための使命を担った国土交通省なり、県の土木の役人の方が、本当にその場に立ち会ってもらって、あるいは国土交通省の役人に交通整理でもやってもらいたいと、そういう感じが私の方はしております。この件は幾ら言っても切りがありませんので、これでやめますけれども。

それから最後に、住民集会はやっていただけるというふうなことを聞きまして、これは安心しました。しかし、それ以上に、昨年、この問題とは関係ありませんけれども、町民の意見がなかなか通らないときには、町民の権利として直接行動もやむを得ないというふうな土壌も昨年生まれました。こういう中で、行政なり我々議会がスピードアップをできない、あるいは早目の解決ができない中で、じゃおれたちがやって構わないじゃないかと。町の有志がお金も出してもいい、労力はボランティアだと。とにかく何とか目的は、青部バイパスを完成させるためにやれる仕事はないかと。金を出してもいい、労力を出してもいいという、そういう強いうねりが今起きつつあります。しかし、これを許してしまえば、町民から選出された町長、町民から選出された我々議会人の面目はある意味で丸つぶれになります。何をやってたんだ、そう言われる前に、何としても全力を傾注してこの問題に取り組んでいただきたいと。

最後に、町長の前向きな今後の答弁をお聞きしまして、私の質問を終わります。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 全力を傾注して取り組んでいるところであります。陰から応援をしてください。

○議長（板谷 信君） これで芹澤君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時35分にしたいと思います。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時36分

○議長（板谷 信君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

2番、中澤莊也君の発言を許します。2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 2番、中澤莊也です。

一般質問通告書に従って質問を行います。

質問事項は、地域防災計画の見直しについてということで4点、低所得者の生活の安定と自立促進ということで3点、行政改革の評価と今後の取り組みということで3点の質問を行います。

最初に、地域防災計画の見直しについてであります。

浜岡原発は、予測される東海地震等に備え、1.2kmにもわたる高さ、18mの巨大な防潮堤や非常用電源の高台への設置といった安全対策を講じ、再稼働に向けた準備をしていますが、現在、1次冷却保存されている高濃度の使用済み燃料の最終処理の方法等に多くの問題を残していると考えます。地域住民の生命、財産を原発事故等の非常災害から守ることは、行政に課された大きな使命であり、避けて通ることのできない喫緊の課題であると考えます。

福島原子力発電所1号機の爆発で飛散した高濃度放射性物質のため、多くの人が住みなれた郷土、家を捨てざるを得ず、県内外で不便な避難生活をしている状況が今なお続いております。そんな中で大飯原発が再稼働をし、原子力規制委員会も、原発30km圏内を原子力対策重点避難区域に定める原子力災害対策指針の決定を行いました。また、12月10日には、原子力規制委員会は、日本原子力発電敦賀原発原子炉直下の断層を活断層である可能性が高い断層だと判断し、敦賀2号機は廃炉濃厚という記事が新聞紙上に掲載されました。

浜岡原発の敷地も、必ずしも安全が保証されているわけではなく、予想される東海地震等により、原子炉建屋等が倒壊する危険性も考えられ、放射性物質の拡散被害も懸念されます。原発の再稼働や永久停止の問題については、エネルギーの確保、雇用、生命の安全、環境への影響等を様々な角度から検討していかなければならないと考えます。また、浜岡原発から30km圏外にあり、地域防災計画の策定が義務づけられていない我が町においても、放射能対策を盛り込んだ防災計画の策定を図るべきと考えます。

そこで、以下4点の質問を行います。

1点目は、原発再稼働、永久停止についての町長の考え方を。

2点目は、浜岡原子力発電所情勢連絡会へ参加する考えはないか。

3点目は、地域防災計画の中に原子力対策編を入れる考えはあるか。

4点目は、甲状腺被曝を避けるための安定ヨウ素剤を配備する計画はあるかについて伺います。

次に、低所得者の生活の安定と自立促進について、3点の質問を行います。

障害や病気等で働くこともできず、憲法で保障された健康で文化的最低限の生活を営むことさえ困難になったときのセーフティネットワークである生活保護制度。その生活保護制度が有名なお笑いタレントの母親の不正受給の問題や、公助・共助から自主・自立といった社会保障制度に対する考え方等の変化により、今、大きく揺れ動き、変わろうとしています。

住民への福祉の増進を図ることは、地方自治法にも規定された行政に課された大きな使命であります。そこで、生活保護の状況等について、以下3点の質問を行います。

1点目は、過去5年間の生活保護の状況、世帯数、人数、保護率について。

2点目は、生活保護世帯の自立に向けた支援について。

3点目は、生活保護費の市町負担の考え方について伺います。

最後に、事務事業や補助金、人件費総額等の見直しにより、大きな成果を上げられた行政改革について、3点の質問を行います。

平成17年3月の地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定に関する総務省からの通知を受け、平成18年度から取り組んでおられる行政改革は、当初の数値目標を大きく上回る成果を上げていますが、行政改革推進委員会からの公の施設のあり方、答申に沿った取り組みにおいては、施設ごとの答申結果に対する達成度に大きな差が見られます。

そこで、以下3点について質問を行います。

1点目は、行政改革に対する町長の評価、今後の取り組みについて。

2点目は、公の施設のあり方、答申に沿った取り組みの状況等について。

3点目は、過去5年間の職員提案の内容と提案の中で事務改善等に生かされている事例について伺います。よろしく答弁のほどお願いします。

○議長（板谷 信君） ただいまの中澤君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 中澤議員の質問にお答えします。

浜岡原子力発電所の再稼働につきましては、本年第2回及び第3回の議会定例会で、科学的な根拠に基づく安全対策がなされた上で、地元及び近隣住民の方々の同意が得られるのであれば再稼働もあり得る、否定するものではないと発言をしてきました。東日本大震災が昨年の3月11日、あの災害に直面してから、私たち日本人は原子力発電のあり方について、それぞれ置かれた立場によって様々な考え方を持ってまいりました。これからは原子力発電に頼らない社会を目指していくのが望ましいのではないかという議論は、既に多くの国民の間にも広がっておりますし、今後さらにその傾向は強まっていくことになるのではないかというふうに思っております。

そのような中で、町としては、クリーンエネルギー機器導入促進事業補助金や森林のエネルギー導入促進事業費補助金などにより、エネルギー問題費用全体で考えれば小さな試みではありますが、再生可能エネルギーの利用に取り組む方々に対して応援をしてきております。

浜岡原子力発電所情勢連絡会は、昨年10月31日、従来の島田市、袋井市、吉田町の2市1町に藤枝市、焼津市、磐田市、森町の浜岡原子力発電所から30km圏内の3市1町が加わり、5市2町で構成し、発足しました。この30km圏内は原子力災害対策重点区域のうち、緊急時防護措置を準備する区域、UPZとなります。

本町は、前出の情勢連絡会には30km圏から外にあるため参加していませんが、静岡県が開催する市町原子力防災対策研究会、これには参加しております。本研究会は、福島第一原子

力発電所の事故を踏まえ、国の原子力防災対策の見直しに即した地域防災計画、原子力対策編の見直し、または新規策定など、原子力防災対策の構築に資するため、住民への情報伝達、避難等の原子力防災に関する諸問題について、県や関係機関と連携して研究を行っております。

構成メンバーは、浜岡原子力発電所から30km圏の市町、それ以外で研究会に参加を希望する市町、県及び県警察本部、浜岡原子力保安検査官事務所になります。この研究会では、住民への情報伝達、関係機関間の情報伝達に関する事、避難場所、避難手段など、避難に関する事、市町の原子力防災対策に関する事などをテーマとして研究を行っております。

地域防災計画で原子力災害対策編を策定する必要があるとされているのは、予防的防護措置を準備する区域、いわゆるP A Z、及び緊急時防護措置を準備する区域、U P Zの原子力発電所からおおむね30km圏内の市町となります。しかし、原子力災害対策指針では、プルーム、これは汚染濃度が高い部分ということですが、プルーム通過時の放射性ヨウ素による甲状腺被曝を避けるための屋内避難、安定ヨウ素剤服用等の対策を準備する区域、P P Zがおおむね50km圏内とすることが検討をされております。

この区域の具体的な範囲については、今後原子力規制委員会で検討され、原子力災害対策指針の内容に応じて対応をしていくということになります。

放射性ヨウ素は、体に取り込まれると甲状腺に集積し、取り込まれてから数年、十数年後に甲状腺がん等を発生する可能性があります。この内部被曝は、安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することで防ぐことが可能です。ただし、安定ヨウ素剤の服用は、その効果が服用の時期に大きく左右されること、また副作用の可能性もあることから、医療関係者の指示を尊重し、合理的かつ効果的な防護措置として実施すべきであると言われております。

予防的防護措置を準備する区域、P A Zの区域は、原則として即時避難と同時に投与の指示を行い、住民等が避難所等において医療関係者の指示のもと、安定ヨウ素剤を服用できるようにしなければならないとされています。緊急時防護措置を準備する区域、U P Zの区域は、避難や屋内退避等の指示がなされた段階で、適切な服用ができるようにしなければならないとされております。プルーム、汚染度が高い部分ではありますが、通過時の放射性ヨウ素による甲状腺被曝を避けるための屋内避難、安定ヨウ素剤服用等の対策を準備する区域、P P Zの具体的な範囲については、先ほど述べましたように、まだ決定されていませんが、おおむね50kmとなれば、本町も含まれることとなりますので、安定ヨウ素剤の準備をする必要が生じると思われます。前出の市町原子力防災対策研究会などにより情報を収集し、適切な対応を今後講じてまいります。

次に、低所得者の生活の安定と自立支援ということでの御質問でございます。

まず最初に、過去5年間の生活保護の状況、世帯数、人数、保護率についての御質問ですが、平成20年度は13世帯13人、0.42%、平成21年度は16世帯17人、0.53%、平成22年度は18世帯19人、0.59%、平成23年度は16世帯17人、0.54%、平成24年度は11月末日現在で15世帯

16人、0.50%となっております。

次に、生活保護世帯の自立に向けた支援についてですが、生活保護を受けている世帯には、中部健康福祉センターの職員に同行して定期的な訪問をし、生活状態の把握を行っております。また、毎月報告してもらおう出納簿等から判断し、助言、指導を行うようにしています。民生委員、公共職業安定所等の各関係機関と必要な連携を図り、自立に向けた支援を行っております。

次に、生活保護費の市町の負担の考え方について、例えば医療扶助の一部本人負担についてであります。現在、医療費は本人負担なしで全額医療機関に支払われており、町の負担も発生しておりません。一部本人負担となりますと、最低生活費からの負担となりますので、必要な受診ができなくなり、生活費が圧迫されるおそれがあると考えられます。

次に、行政改革の評価と今後の取り組みについてであります。

まず、行政改革に対する町長の評価、今後の取り組みについてということですが、本町では、18年10月に川根本町行政改革大綱を策定し、あわせて実施計画となる集中改革プランを策定し、推進項目の達成を目標に行政改革を進めてまいりました。推進体制としまして、行財政改革推進室、行政改革推進本部の設置、さらに行政改革推進委員会を設置し、10名の委員を委嘱いたしまして、進捗状況の確認、意見、提言、諮問に関する調査、審議をいただいていることは、御案内のところでございます。

その効果を見ますと、17年度を基準として22年度までの行政改革の取り組みのうち、経費削減目標を総額3億3,700万円としておりましたが、10億2,500万円の削減効果を実績として上げることができました。

町長としてどう評価しているかということですが、平成17年に2町が合併した際には、事務のすり合わせにより大きな住民サービスにまで至ることはなかったわけですが、経費面においては、まだまだ1町プラス1町イコール2町というようなことで、効率の悪い部分もあったというふうに思っております。事務事業の効率性の向上や人件費総額の削減、サービスのさらなる向上は、合併効果の一つであったと考えております。そのような時期に行政改革に取り組み、目標を掲げて達成していくことは、むしろ当然のことであると評価をしているところであります。

今後の取り組みについてですが、行政改革と聞くと、削る、省く、縮小などのイメージがあるわけですが、本来、行政改革はそれだけでなく、やはり時代背景が変われば時代に合った自治体のやり方も変えていきたいと思います。民間においては、外部環境や経済環境が変わればすぐ経営の見直しを行って、その外部環境とつき合っていくような経営体制に組み替えていく、いわゆる変革を繰り返しております。行政も自治体の地域経営という考えのもと、外部環境の変化に応じたやり方にしていかなければならないと考えます。

集中改革プランにおいても、目標が達成していない項目もありますので、引き続き行政改

革推進委員の提言をいただきながら、推進をしてまいりたいと考えており、現在進めている事務事業の行政評価制度を継続していく中で、気づきから戦略的な想像を生み出すようなものにしていきたいと考えております。

次に、公の施設のあり方に沿った取り組み状況ということでございますが、平成20年6月23日に、町長から行政改革推進委員会に対し、直営6施設の公の施設のあり方について諮問し、翌21年2月20日に委員会からその検討結果が町長に答申されました。

まず、茶茗館ですが、答申では、茶の生産から流通に関する関係者が中心となり、高品質の川根茶をアピールする施設としては、展示を含め貧弱過ぎる現状を何をもってどう展開するかを検討する場を設け、その結果を受けて、改めて方向性を判断する必要があるとの内容でありました。

現段階においては、多目的スペース等で茶茗館プロジェクトチームが地域の産業、文化、見どころの紹介、あるいは高利用の図られる各種イベントを行うことなど、有志と町との連携により、町内外への情報発信を行うことに取り組んでいただいております。多くの観光客に入館していただき川根茶をアピールする施設として、どれだけの機能を持たせていくかという点では、観光振興計画へ拠点施設として位置づけ、商工観光委員会においてその方策を検討いただいております。入館者増のためのハード面での対策を打つことは困難ではありますが、近年、旅行者者に対するPR効果などにより、入館者も増加傾向にありますので、今後とも継続的にPRを実施していきたいと考えているところであります。

音戯の郷については、答申では、魅力的な建物と立地条件から、集客も担える現代アートセンターとして改善し、芸術、学術面におけるレベルを確保することで当初の設置目的に掲げられた教育面での役割を担い、山村の大自然と現代アートの組み合わせで魅力をアピールし、指定管理者制度を導入した上、管理者には事業収入獲得のための裁量権を大きく与えて、行政負担はハードのメンテナンス費用程度におさめるようなレベルを目指すべきとの内容でありました。

現段階においては、商工観光委員会におきまして、指定管理者制度も視野に入れた新たな施設の位置づけを検討しております。千頭駅周辺は、全国的にも珍しいSLの終着駅、アプト式鉄道の発着駅という戦略的に活用できる資源があり、鉄道をテーマとした文化観光施設への転換を図ったらどうかとの意見も出ておりますので、来年度中にはその可能性を具体的に進める作業に入りたいと考えております。

次に、農林業センターであります。答申では、当施設は茶や複合作物の各種実証試験や良質種苗、ワサビ苗の提供を通し、地域の農業振興に果たしてきた役割は評価されるが、直接的受益者以外の町民にどのような形で貢献しているのか検証し、広く町民から理解を得られるようにしていく必要があるとの内容でありました。

当施設は、茶や自然薯の良質苗の供給、農業機械の貸し出し、委託作業や各種の支援が品評会での好成績につながり、川根ブランド構築へ貢献していると考えております。この施設

を町民に広く理解していただくため、事業の内容、広く農作業の情報を広報紙やホームページを利用し、周知を図っていくこととしております。

次に、文化会館であります。答申は、当施設は様々な機能が同居している施設であるので、指定管理者制度は導入せず、現在の直営体制に自主事業部分に事業パートナーを導入して事業を推進し、パートナーとの連携により、文化会館自らが自主制作を行うことにより、同額の財政負担で現状の数倍の事業創出を目指すべきとの内容でありました。

その後の取り組みとしまして、平成23年度、24年度と事業パートナーと連携し、答申に沿った自主事業の見直しを進めてまいりました。今後は、事業パートナーの成果の検証をしつつ、事業の質的、量的向上を図っていきたいと考えております。

次に、海洋センターであります。答申では、町内には他の類似の民間施設があるという状況ではなく、必要な施設であると考えられるが、社会体育施設としての機能に加え、保健・福祉施設としての機能も担わせた有効利用として、高齢化が進んだ本町として、町民の健康維持増進、介護予防が極めて重要なため、課題解決に向けて保健・福祉プログラムの導入により、介護費用、医療費削減につながる施設として考えていくべきとの内容でありました。

海洋センターも答申に沿って、役場内の複数の関連部署間で連携を図りつつ、中高年齢者を対象とした保健・福祉プログラムの導入に取り組んでいます。具体的には、海洋センタープールでの水中歩行教室、各地区の集会施設に出向き、転倒予防プログラム事業などを展開しております。

最後に、資料館やまびこでございます。答申では、当該施設建設の経緯はダム建設に伴う地域のための記念的施設とともに、観光施設としての期待もありましたが、当資料館を町全体の歴史、文化的な主体性の核として戦略的機能を果たすため、収集、保存、研究、展示、教育普及の資質向上を図る。そのためには学芸員あるいは客員の雇用を確保し、町内学校教育における郷土史、地域資源教育の教材、カリキュラムの提供や文化会館の講座の提供などを行う。運営はNPO等、地域の運営組織をつくり、指定管理にゆだねるとともに、事業収入や助成を受ける収入獲得のための裁量幅を拡大し、経営的安定を図るとの内容であります。

現在、町としましては、山の暮らしを伝え、五穀豊穰を祈願する神楽を伝承、保存するための施設としたい。そのためのスタッフは必要であり、施設の運営管理に何らかの形でかかわっていききたいという考えを、地域の人々は少なからず持っていると思われますので、運営は地域の運営組織をつくり、指定管理者としたいという方針で取り組んでいきたいと考えており、社会教育施設運営委員会でも検討いただくとともに、地域住民に打診をしているところでありますが、地域の高齢化など不安材料もあり、具体的な結論を出すまでには至っておりません。

教育的な活用としましては、町内小中学校に積極的な活用を促しております。資料館などは採算を合わせることは非常に難しいわけですが、当面、運営コストをなるべく上げないよ



う努力するほか、地域との話し合いの結論を早期に出したいと考えております。

以上が公の施設 6 施設の取り組み状況でございます。

次に、過去 5 年間の職員提案の内容と提案の中で事務改善等に生かされている事例についてという御質問ですが、まず提案の状況であります。平成 19 年度は集中改革プランの取り組み強化のため、職員から一つ以上の提案を出していただくようお願いした結果、204 件の提案がなされました。20 年度は募集をしておりますが、21 年度 25 件の提案がございました。22 年度には、職員提案制度の規程を策定し、アイデア型募集提案と改革成果型提案の 2 種類を職員から出してもらう制度としました。改革成果型提案とは、それぞれの課、室で自ら考えて取り組んだことについて、その成果を全庁内に広めるため提案するものであります。

22 年度はアイデア型が 49 件、改革成果型が 8 件の計 57 件、23 年度はアイデア型 49 件、改革成果型が 6 件で計 55 件でありました。内容についてですが、事務の効率化を図るためのものからエコアクションに関するもの、地域の活性化に資するもの、職員の服務に関することなど幅広くございますが、採用した事例を一部御紹介いたします。

年度末や年度初めの転入、転出の多い時期の窓口時間の延長と、土日、半日の休日開庁、町の花、木などの選定、これは現に実行されました。また、公用車の削減、パソコン印刷設定での初期設定統一、太陽光発電パネルの庁舎設置、あるいはホームページへの広告掲載、町営バスへの広告掲載、ノー残業デーの徹底、同報無線の運営要領の見直し、身障者用トイレにベビーベッド、おむつ交換場所の設置などがございます。

改革成果型では、区配布文書の見直しとして、隔週配布、全戸配布文書を回覧文書とし、区の負担軽減と経費節約を図った事例。予算関係資料を PDF 化し掲示板に掲載することで、だれでも必要などころを見たり印刷できるようにし、印刷経費の削減を図った事例。

職員からは多くの提案があるわけですが、制度上できないもの、費用対効果を検討すると不可能なもの、職員の意識を変えればすぐできるものなど様々ですが、少し何かの工夫をすればできるものもございますので、今後も提案制度を引き続き充実させていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 再質問、2 番、中澤君。

○2 番（中澤 莊也君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、町長が 9 月の議会でも鈴木議員の質問に対してお答えをされております浜岡原発の関係でございますが、科学的根拠に基づく安全性が確保された場合、また地元住民及び近隣の住民の同意が得られた場合には、浜岡原発の稼働も可ということですが、その辺についてもう一度確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） エネルギーに係る問題は、基本的に国が考える問題だというふうに思っております。そのような中で、原子力規制委員会、あるいは政府が再稼働を安全であるこ

とを認め、なおかつ地域の了解も得た上で再稼働というような話になれば、それは国の決定でありますので、私たちはそれに従っていくということで、町として、その再稼働を永久停止すべきだとか、再稼働はなしというようなことを申し上げるつもりは現在、私としては持っておりません。

○議長（板谷 信君） 中澤君。

○2番（中澤莊也君） 今、町長の答弁にありましたとおり、この施策というのは国が決めることだということではありますが、やはり町のトップとして、町自体として、考え方というのは持っている必要はあるかと思えます。やはり住民の生命、財産を守るというのは大きな使命でありますので、その辺の考え方は、やはり明確に今後示していく必要があるのではないかと思います。町長の考え方を再度伺います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 先ほども申し上げましたように、原子力発電を今とめれば、すべてエネルギーの問題が解決するののかということとは言えないわけでありまして。いろいろ、何ていいますか、幅の広い問題だというふうに認識しております。そういう中で、願わくば原発がないということは、状況は好ましい状況だというふうに思っておりますが、現状の中で、先んじて川根本町の町長としてああだこうだということは差し控えたいというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） それでは、次の質問をさせていただきます。

近隣市町での情報連絡ということと、広域連携というのは必要なことになってございます。先ほど情勢連絡会への参加については、他の研究会に参加しているので、情勢連絡会には参加していないというお話がございました。この先ほど町長の説明された研究会というものは、この情勢連絡会と同じような内容、同じような情報交換ができる場なのか、その辺についての確認を伺います。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） この市町の原子力防災対策研究会ですけれども、これは、やはり福島第一原発発電所の事故を踏まえまして、国の原子力防災対策の見直しに即した市町の地域防災計画、原子力対策編も含めますけれども、見直しとか新規策定、そういうものについて、その他の市町、先ほど言った連絡会及び地元4市以外の市町も入ってやるべきだということで、県の方で主導になりましてつくった会でございます。避難の原子力防災に対する諸課題について、住民への情報公開も含めましてとか、情報伝達も含めまして、今現在研究会で検討しているところでございます。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 再度確認をさせていただきます。

この情勢連絡会と同じような内容で、むしろその他の市町も入って、内容の濃い研究会と

いう、そういう判断でよろしいでしょうか。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 内容的にはそんなに変わらないとは思いますが、具体的なことにつきましては、今検討しているところでございます。

○議長（板谷 信君） 中澤君。

○2番（中澤莊也君） 先ほどの私の質問の中で、地域の防災計画の中に原子力編を入れる必要がないかという質問をさせていただいておりますが、その辺について、明確なお答えをいただければと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 先ほど町長の答弁の中にもありましたように、30km圏内ですと、その計画の策定がなされております。现阶段におきましては、50km圏内には入れませんが、川根本町としましては、今のところ原子力規制委員会等で検討されている内容に基づきまして、これからつくるかどうかを検討していきたいと思っております。

○議長（板谷 信君） 中澤君。

○2番（中澤莊也君） 今の答弁ですが、原子力規制委員会の先ほど質問がありましたとおり、50km圏内にも飛散する可能性があるという、そういうような判断がされた時点で、原子力対策編、そういう地域防災計画の見直しを行うという考え方なのでしょうか。その辺について確認を伺います。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 今の段階においては、その原子力対策編をつくるかどうかというのが含まれていませんので、今の段階においては、それは委員会の検討待ちということになります。

○議長（板谷 信君） 中澤君。

○2番（中澤莊也君） それでは、二つ目の生活保護の関係のことについて再質問を行います。先ほど御説明がありました5年間の生活状況の保護率であります。24年度には0.5%ということで、15世帯16人の方が保護を受けているということですが、近隣の状況というのはどういふものであるのか。それで、この保護率の0.5%というのは、全県的に比較して高いのか低いのか。低い理由というものがわかればお伺いをしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（栗原 卓君） 保護率の近隣の状況ですけれども、近隣の状況は調べないとちょっとわかりません。県の保護率ですが、7.55%となっております。1,000人単位なものですから、1,000人単位で7.55%ということとなっております。

○議長（板谷 信君） 中澤君。

○2番（中澤莊也君） 後ほどこの近隣の状況というものはお伺いさせていただきたいと思っております。また何か資料の提出ができるものがあつたら、提供をお願いしたいと考えます。

それで、私が保護率のことをお聞きしたのは、例えば生活保護に対する住民の考え方の中で、生活保護を受けるのをよしとしない高齢者がいるというようなお話も聞いております。そのことについて、我が町においては厚い、その自宅の訪問とか、介護をされていて、非常に住民の方の生活の内容等も把握されているということはこちらの方でわかりますが、その中で実際、保護を自分から拒否された例とか、こちらの方で扶養義務者があるということで、その申請を拒否されたという例が過去においてあるのかどうか。その辺について伺います。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（栗原 卓君） 生活保護は、本人からの申し入れで県の職員が同行して調査をして決定をするわけですが、その時点で説明をして、保護を拒否した方はおりません。

○議長（板谷 信君） 中澤君。

○2番（中澤莊也君） 今、保護を拒否した方はいないということでございます。

それで、生活保護法のこれは24条に基づいて、生活保護の申請は本人がして、その調査をされるということになってございますが、その申請から決定までは、法律によりますと15日以内だということで、文書をもって通告をなさいます。例えば、扶養義務者の有無を確認したりする場合は30日まで延期できますということになっております。非常に短い期間であります。当町の申請から決定までの流れ、それがわかればここで答弁を願います。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（栗原 卓君） 申請が出た時点で県の職員が同行して調査をするわけですが、扶養義務者等の調査も必要となりますので、そこら辺は、これは県の中部健康福祉センターの方で決定するわけですが、その期間内にほとんどが決定がされております。

○議長（板谷 信君） 中澤君。

○2番（中澤莊也君） 今の答弁では、確認をさせていただきますが、早ければ14日以内に決定をし、特別な理由、事情、先ほど言いましたように扶養義務者等の確認がなかなか難しい場合は30日以内、そういうことで理解をしてよろしいでしょうか。再度確認をさせていただきます。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（栗原 卓君） 行政手続法の関係でそうなっておりますので。

○議長（板谷 信君） 中澤君。

○2番（中澤莊也君） それでは、最後の行政改革の関係で再質問をさせていただきます。

先ほど町長の答弁の中で、それぞれ6施設について達成状況、課題、問題点というのが説明をされました。私のところにいただいてある推進委員会からのこの資料では、やはり達成度に大きな差がございます。この達成度の考え方について、各施設ごとに伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（板谷 信君） 全部の施設だね。

○2番（中澤莊也君） 6施設。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 考え方というのが、ちょっとどういうふうに言っているのか、ちょっとわかりませんが、取り組みの状況ですけれども、一つずついきます。

資料館やまびこですけれども、山の暮らしを伝えるということ、それが考え方というふうにあります。五穀豊穰とか、そういうもののいろいろな神楽の伝承とか、そういうものを作っていくことで、町の方針としての考え方があります。

それから、続きまして、文化会館ですけれども、文化会館につきましては、考え方は、ここでは事業パートナーの公募を行って今から進めていくということで、今実践しているところでございます。

それと、考え方の主なものは、あと本川根B&Gですけれども、これにつきましては、社会体育施設としての機能と、もう一つは高齢者の人たちの活用ということを考えて今進んでおります。

それから、フォーレなかかわね茶茗館ですが、このことにつきましては、これにつきましては、やはり川根茶のアピールを第一に考えまして、議員が入っていらっしゃるような、そういう応援していただけるようなグループの方に、より一層進めていくことをお願いしております。

それから、音戯の郷ですけれども、音戯の郷につきましては、集客が担える現代アートセンターということで今までやってきておりますけれども、これにつきましては今、観光の方で、どういう形で持っていくかということを検討をしているところでございます。

あと、最後になりましたけれども、農林業センターですけれども、これにつきましては、やはり川根本町としての重要な川根茶の普及ということにつきまして、農家の皆さんの支援、それから川根茶のPRということについて進めていくということで進めております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 中澤君。

○2番（中澤 莊也君） 少し質問の内容と私が求めていたものと少し違うような回答をいただきましたので、再度、私が言った達成度、例えば生涯学習課の資料館やまびこについては、非常に大変なという状況は把握しております。それで、達成度が10%とか、中には90%、例えば最後に御説明いただいた農林業センターについては、それを利用する人たちにはこの価値は理解されているけれども、そうではないよということで、問題点とか課題として挙げられていますが、その中で、この90%の達成率ということが書かれておりますが、それはどんな基準で何を、数値目標は多分100だと思うんですが、その90%にした根拠というんですか、そういうものがあつたら、わかつたら説明願いたいということです。

○議長（板谷 信君） 達成度について。

○2番（中澤 莊也君） はい。考え方。

○議長（板谷 信君） 全部の施設、やっぱり。

○2番（中澤莊也君） できたら。

○議長（板谷 信君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤森 敦君） 生涯学習課の三つの施設を担当しておりますので、生涯学習課の立場でお答えをさせていただきます。

今、中澤議員のお話になった達成度の関係なんですけれども、平成24年度、今年度の第3回の行政改革推進委員会、8月22日の開催の委員会資料に基づく御質問かと思われま。この際に、六つの施設の検証のシートを提出するよ。うにと。いうこと。で、行革室から要請があつたものであります。この中に達成度というよ。うな項目がありまして、この達成度の考え方、数値の記入に際しては、答申内容を達成した場合を100%として、現在の達成度を記載ということになっております。したがって、答申に沿って、答申どおり取り組んできた、あるいは答申どおり事業を推進してという場合が結果的には100%になろうかと思ひます。

生涯学習課にあつては、資料館やまびこが10%ということなんですけれども、答申とは少し方向性も、町の方向性も変化もしてきています。あるいは、やはり地域との話し合いもコンセンサスも得る必要があるということ。で、それがまだいっていませんので、10%ということ。

それから、文化会館については、答申では事業パートナーを導入することということ。これについては平成23、24で事業パートナーを導入をしています。ただ、事業パートナーを導入したことが100%と解するの。か、あるいは事業パートナーを導入して、本来の文化会館の事業が達成されたことが100%と解するかと考えれば、私は本来の事業、文化会館の事業が達成したことが、よ。つて100%と解するべきであるということ。で、事業パートナーは導入はしておりますので70%ということ。

それから、海洋センターについては、達成率70ということ。で出さ。せていただきましたけれども、海洋センターについても高齢化に伴う高齢者の健康福祉の向上ということ。で、水中ウォーキング教室、あるいは各地域へ出向いて転倒予防プログラムというよ。うなことを、役場の中の関係部署とも協議して実施しております。同じよ。うに、実施していることを考えれば100%ということ。でよろしいかと思ひますけれども、結果、効果がどうなつたというところまではまだ検証しておりませんので、70%ということ。で提出さ。せていただきました。

以上が生涯学習課の三つの施設であります。

あと、フォーレなかかわね茶茗館が70%、奥大井音戯の郷が50%、農林業センターが90%となっております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 他の施設の評価について説明いただけますか。

それでは、商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） フォーレなかかわね茶茗館の達成度についての御質問ですけれども、フォーレなかかわね茶茗館につきましては、近年、旅行会社のファミトリップとい

いますか、旅行会社を呼んで、町内の各施設を呼んで商品をつくってもらうという事業を年1、2回行っております。その結果があらわれたと考えておるんですけども、SLで来て、帰りに茶茗館に寄ってくださるといようなお客が増えていると聞いています。

あともう一つ、今年度始めましたアプト式鉄道に乗って町内の施設、土産物店に寄った場合、300円の協賛金を払うという事業も行っております。その事業におきまして、アプトに乗った方のほとんどが茶茗館を利用しているといような情報も聞いております。

あと、町内の各施設が観光客が減る中、茶茗館、前年に比べて、今10月現在ですけれども、40%以上、前年対比増えております。23年度も22年度に比べて若干、震災の影響を考えればかなり健闘している状況じゃないかと思えます。

あと、答申にもありましたが、貧弱過ぎる展示等の問題がありますが、茶茗館を訪れてくれるリピーターの方にとっては、何もない芝生がいいとか、茶茗館へ来るとゆっくりできる、道からちょっと離れておりますので、ゆっくりできるといような評価も得ておりますので、そういうようなことを踏まえ、今後運営方法を検討していきたいと思えます。

次に、音戯の郷につきましては、例年音戯の郷のあり方ということで、三つの方向性を出していただき、その後、商工観光委員会等で検討してもらっております。ただし、この音戯の郷につきましては、ここ3年ほど、前年対比13%ほどずつ減っておりますが、やはりSLの乗降客数に対する音戯の郷の入館者の比率を見ますと、ほぼ12%で、要するに千頭駅前のSLから降りるお客に比例して音戯の郷の入館者が減っているといような状況になっております。ということは、この音戯の郷が、一つの見方としまして、音戯の郷を目的で来るのではなく、SLで来たついでに見るといような、目的地になっていないということがありますので、今後、やっぱり目的地となるにはどのような運営方法がいいのか、あるいはどのように改善していくのがいいのかということを考えていくと同時に、千頭駅前に魅力がないと、やはりお客は来てくれませんという状況がありますので、千頭駅前の方々、あるいはその周辺の方々とも連携し、情報交換し、大井川鉄道とも協力しながら、千頭駅前への誘客増を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 農林業センター、産業課長。

○産業課長（長嶋一幸君） 最後になりましたけれども、農林業センターについてお答えさせていただきます。

その達成率90%でございますけれども、その農林業センターの目的自体は、農林業の振興のために設置されているものでございます。

それから、答申の内容ですけれども、議員御指摘のとおり4点ございまして、その中で実需者のみが益を得ているのではないかといようなことと、それから、それに対して満足するだけではなく、広く町民に知らせて使いなさいよといようなことを答申として受けています。その部分で、最後にコメントとして4番のところを書いてございますけれども、貢献

の検証が足りないのではないかとというようなことで90%、この部分を正確にもう少し町民の方に理解していただくような活動ができれば100%になるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） まだ時間あるよ。

2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） それでは、各施設の問題点、課題ということで、少しわからなかった点がございますので、これについて答弁を願いたいと思います。

まず、音戯の郷ですが、先ほど町長の中で、時代背景にあっているいろいろ変えていく必要があると。地域の実情等も勘案しながら、様々な取り組みをしていくというお話がございました。

この中で、集客も担える現代アートセンターというのに変えていこうという試みのようですが、この辺について少し詳しくわかれば答弁を願いたいと思います。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 前年度、平成23年度ですけれども、音戯の郷の施設のあり方に関する調査ということ三菱UFJコンサルティングに委託をしました。その結果、集客もねらえる現代アートセンター、文化観光施設と考えまして、音戯の郷のあり方、三つのコンセプトということで提案がありました。

まず一つ目のコンセプトですけれども、アートをテーマとした文化観光施設。この概要につきましては、川根本町全体を音戯の郷と銘打ち、その拠点観光施設として本施設を位置づけ運営していくという考え。二つ目としまして、鉄道をテーマとした文化観光施設。この概要につきましては、鉄道模型とジオラマのミュージアム、静岡市や浜松市に立地する鉄道関連施設と連携し、回遊ルートを構築するという考え。三つ目としまして、温泉をテーマとした文化観光施設。この概要につきましては、駅近隣の入浴もできる道の駅として位置づけ、また観光地を中心に川根本町全体でアートイベントを開催するという三つの方向性をいただいております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） 音戯の郷ですが、この中で、問題点ということで、指定管理ということも考えられているということで、現在は町営の施設で運営されているわけですが、非常に収支の面で毎年赤字が出るという報告もいただいておりますが、その辺について、この施設を実際に指定管理にして運営が成り立っていくというふうに考えられているのか。この施設については、時代背景を見て、例えばこれは一つの、これは赤石太鼓をやっている人たちから話を聞くに当たって、あのホールを太鼓の練習の場としていつでも観光客の人たちが赤石太鼓に触れる機会が、音という面でもいいのではないかとというような、そういうような提案もいただきましたが、その辺について考え方を少し伺いたいと思います。



○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 音戯の郷の運営方法については、様々な方からいろいろな御提案をいただいているという状況にあります。ただ、今、商工観光委員会等での意見もごさいます。また、それから、川根アートシンフォニアということで行っておりますけれども、なかなか集客に結びつけていけない状況であります。ですけれども、やはり先ほども申しましたとおり、音戯の郷が目的で来てくださるような施設、それによって千頭駅も増える、千頭駅の方も努力していただいて、SLの客も増える。それによって音戯の郷にも、名前は変わるかもしれませんが、そこにも入ってくれるという、そういう好循環を生み出していくような方法を考えていきたいと考えております。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） それでは、最後の質問とさせていただきたいと思いますが、公の施設のことではなくてもよろしいですかね。

○議長（板谷 信君） 通告にある範囲で。

○2番（中澤莊也君） はい。

最後にもう一度確認ですが、先ほど私の生活保護費の自己負担ということで、町長の答弁は、一部負担をさせると医療費等についても、その医療の抑制につながるから、そういうことはしない方がいいという前向きな答弁をいただきました。

もう一つの考え方として、生活保護の支給基準の見直しという、これは生活保護制度の首長アンケートの中で、全国の首長ですが、57%が医療費を自己負担させるべきだというような回答をされています。その一つの質問の中に、生活扶助の支給基準の見直しの方向性をどう考えるかという質問がありまして、現在、維持すべきだと答えた方が4人で8%、引き下げるべきだと答えた方が15人で31%、回答なしが13人、わからないが17人ということですが、生活保護費の基準の見直しということで、最後に町長の考え方を伺います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 生活保護受給者の医療費の一部負担ということでございますけれども、これについては、国が定めて、それに従っていくという方向でありますので、そういう意味で、願わくばその一部負担がない方が好ましい、受給者にとっては当たり前のことでありますけれども、これについては、国の決定に沿っていくということであります。

○議長（板谷 信君） 2番、中澤君。

○2番（中澤莊也君） それはわかりました。

その支給基準の見直しということについて、もしこういうことが出たら、やはり生活保護は最後のセーフティネットワークだということを考えれば、なかなか厳しくなるというのは、その受ける方にとってもマイナス面があるということですが、これについても確認ですが、国の決定がなされれば、それに従っていくという考え方であるかどうかを確認をさせていただきます。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） そういうことになると思っております。

○議長（板谷 信君） これで中澤君の一般質問を終わります。

次に、5番、中野暉君の発言を許します。5番、中野君。

○5番（中野 暉君） 5番、中野です。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず最初は、次世代につなぐ森林事業でございます。

昨今の森林及び林業を取り巻く情勢は大きく変化をしております。森林面積は当町の94%を占め、約4万6,700ha、そのうち57.8%は国有林でございます。森林のうち人工林は、間伐等が必要な育成段階の森、そして収穫できる50年生以上の高齢級の森林が急増しているこの現象、こうした森林は適切な制限を行うことにより、資源としての利用可能となる段階を迎えております。また、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等、森林に対するニーズは一層多様化をしています。

しかしながら、森林の有する多面的機能の発揮のために重要な役割を果たす林業生産活動は停滞し、林業就農者の減少及び高齢化が進むとともに、木材については品質、生産、加工及び流通は依然として厳しい環境にあります。森林は木材利用だけではなく、多面的な機能の発揮、災害を防ぎ、水源の涵養、安らぎの緑、水を守り、国土の保全、多くの生物をはぐくみ、さらに二酸化炭素を吸収し、地球温暖化防止等、私たちの生活には大きな役割を担ってきました。

しかし、戦後造成されてきた人工林の間伐等が十分に実施されないことのみならず、伐採しても再び植栽が行われない状況も一部には見られてきています。このように森林の適正な整備がなされない状況が続けば、森林、とりわけ人工林の荒廃が進行し、将来にわたって国民生活に深刻な影響を及ぼすことが懸念をされます。一方、高齢級の人工林が急増しつつあるが、森林所有者の山を活用したいという意向は低下し、資源として本格的に利用されるには至ってはいない。100年先を見通した森林づくり、森林の整備及び保全に関する施策を展開していく必要があります。

また、シカ、鳥獣害といいたましようか、などの野生動物による被害、生息域の拡大等、深刻となってきており、その対策が強く望まれています。加えて生物多様性や景観の保全、環境教育の場や森林セラピー等による健康づくりの場としての森林の利用など、様々なニーズにこたえていくことが重要となっているほか、良好な生活環境の確保のため、杉と花粉の発生抑制のための施策の推進が強く求められているのが現状で、こうした状況を踏まえ、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林の整備及び保全を進めていく必要があります。

森林の整備を支えるのが林業であり、国産材、特に地元産木材を使うことが当町林業の持続的発展、ひいては森林整備に貢献することになります。地球温暖化の防止や持続可能な社

会が求められている中で、再生可能な資源である木材の積極的な利用、木質バイオマスエネルギー等を含めた新たな形態での利用を進める取り組みも考えていかなければならないと考えます。近年の木材価格の下落等による林業の採算性の悪化に加え、森林所有者の当町不在化の進行等により、森林所有者の施業意欲は減退をしている。さらに、林業就業者の減少及び高齢化が進行している現状を踏まえ、森林を守り、育て、生かす当町の計画的な取り組みを伺います。

続いて2点目は、人材育成。特に今回は当町の職員、我々についての意見とさせていただきます。

いつの時代にもすぐれたリーダーが立派な仕事、大きなことを成し遂げてきました。まちづくりには各部門、要所要所にリーダーがかなめになり、行政にかかわる関係者は皆リーダーとなります。また、地域のリーダーにも、やはりまちづくりには欠かせない重要なことでありまして、地域のその道に秀でたリーダーにも、さらに新しい情報を得る機会等を計画できないか。リーダー育成は重要となります。

職員のスキルアップの研修、今後の資質向上を目指すことが重要で、常に自己研さんし精進することを望むもので、さらに基本的なことの習得等、勉強することはたくさんあります。率先垂範できるリーダーになっていただきたい。例えば、日常の業務の中で計画、立案、実行、いずれも日々研さんし、的確な選定能力、遂行能力が必要となります。事業説明、まちづくりの方策等、町民に理解をされなかったら、スムーズな目的達成や及び運営は望めないことが多々あります。やはり事をしっかり把握し、十分理解した上で、わかりやすい説明が重要となります。

仕事の遂行に共通する基本原則、管理手順があります。マネジメントについてはいろんな手法があります。例えば報告、連絡、相談、簡単なことですが、これらも意外とできていない現状。業務の遂行に対し、常に進捗状況等の中間報告はまめにやる習慣をつけることは、トラブル回避というよりも、最善の業務遂行ができることとなります。これはほとんど基本的なことです。

また、町民サービスの原点に立ったとき、不満のない満足されたサービスができるかどうか。考えれば多くのことが思い浮かぶことと思います。みんなで洗い出してみてもうしよう。原点に返って改善を望むものであります。基本的なことから取り組んだらどうでしょうか。変わったなと思われるような取り組みを期待し、考えを伺います。

以上、大きく2点についてお願いをいたします。

以上。

○議長（板谷 信君） ただいまの中野君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤公敏君） 中野議員の御質問にお答えいたします。

当町の林業の将来を見据えた御質問というふうに思っております。

過日行われました議員の視察研修につきましては、詳細な御報告をちょうだいしておりますし、国や県の林業施策を踏まえて当町の94%を占める森林の管理に関する大変重要な御質問と受けとめております。

私は、議員の御質問を町全体の森林を適正に管理していくため、合理的かつ計画的に、そして確実な仕組みをつくっていくべきではないかという御提案であると受けとめさせていただきます。川根本町は、林業におきましても、県内屈指の林業地帯でございます。林業というとらえ方を超えて、住民の住環境にも影響を与える森林管理の町の姿勢を回答させていただきます。

林業という産業を基軸に考えますと、木材価格は昭和55年をピークに立木価格、原木価格とも下落傾向にあり、もはや林業が産業として成り立たない域に来ていると認識しております。

一方で、国は平成21年に森林林業再生プランを打ち出し、林業政策の大転換を図っている最中であります。これに基づき、町は平成23年に川根本町森林整備計画を変更して、自律的な林業行政の推進を進めております。その礎となるのがF S C森林認証であり、この9月に更新審査を受け、このF S Cの基準を全町に当てはめた林業行政をしようとするのが当町の森林整備計画であり、マスタープランであります。

ここから質問の項目別にお話をしていきます。

まず、林道をはじめとする基盤整備についての御質問でございますが、小河川流域や大林班を単位として、林家や事業体が策定する森林経営計画の森林整備の方向性を踏まえて計画化していきます。また、林道の開設や改良等の事業実施については、地域森林計画に定めた計画により、計画的に実施をしているところであります。

この地域森林計画は、森林・林業基本法に基づき、国が策定する森林・林業基本計画に即して県が策定するもので、森林計画区ごとの伐採、造林、林道、保安林の整備目標を定めることとなっており、計画期間は平成22年4月1日から平成32年3月31日までの10年間となっております。林道の開設や改良事業を実施するに当たっては大きな事業費が必要となりますので、通常は国庫補助事業や県費補助事業の採択を受けて実施しておりますが、補助事業に採択されるためには、地域森林計画に事業計画が載っていることが必須の条件となっております。

続いて、担い手育成、確保についてであります。

最も重要かつ最優先に考えなければならない課題と認識しております。議員もまさに最も懸念している事柄だと推測しておりますが、よほどの決意がある林家でなければ、林家単位や任意のグループなどでは個別の対応は難しいと考えておりますし、このことから、町内の森林所有者が組合員となっている森林組合おおいがわでの担い手確保を進めながら、町民に対して林業技術の継承をしていこうとしております。

非常に苦しい木材価格の現状で、労働賃金を確保するとか、将来希望が持てる職場である

と若者に認識していただくには、やはり大井川の木材が多く国民から求められるものにしていかなければなりません。この点は特に心して取り組んでいきます。

次に、地元産木材使用の奨励についてであります。まずもって役場で率先して利用するという事で、当町の公共施設等木材利用方針である「水と森の番人 川根本町木使いプラン」の作成作業を進めております。その検討経過を踏まえて、25年度予算においては、公共施設での木材利用関係の事業を展開していきます。また、行政改革の外部評価でも検討していただいておりますが、建設課所管の定住住宅関係の補助制度の改正も検討しております。

しかし、木材の主たる消費地は都市部であることから、都市部での消費をつくっていくために、木材の加工流通ルートの開拓事業をあわせて進めてまいりたいと思います。

次に、有害鳥獣害対策についてであります。24年は特に農産物の被害が多くなり、深刻な状況にあります。有害駆除及び狩猟による捕獲を強化することとしており、そのためにわなによる狩猟者登録者の増加を最優先課題として取り組めます。有害鳥獣関係は、役所の所管を超え取り組む必要があり、特に農業室所管の農政推進会議での説明や検討、わな購入費への補助、有害鳥獣捕獲報償金の拡大など、25年度予算で対応を図っていきたいと考えております。

次の自然環境、景観の保全は、当町の資源の一つでありますし、住民の居住環境としても非常に重要なことです。これまでも主要道路沿いの景観形成については様々な補助事業を導入して進めていますが、特に北部地区の観光資源としての整備は一層強化していきたいと考えております。

しかし、自然環境や森林の景観形成は短期間に形成できるものではなく、長期にわたる整備を確実に実行し、整備箇所の継続的な管理をしていかなければ良好な状態をつくっていくことは不可能であると認識しておりますことから、ここでも考え方は、自然や景観と調和する森林整備を目指すF S C森林認証の考え方をベースに取り組んでまいります。

さて、非常に大きな面積を占める町有林管理についてですが、町有林の面積2,500haと非常に広く、奥山の森林管理として継続して実施をしていかなければなりません。

近年、林業担当者の業務は、施策形成や計画策定作業、森林経営計画に事務の主眼が置かれるようになってきていますし、職員の異動も踏まえれば、ある程度町有林の状況を把握したセクターが必要という状況であるとの認識に至っております。このことから、森林組合等に管理業務を委託する方向で、とりあえず25年度は巡視業務を森林組合に委託するようになりたいと考えております。

議員からは、森林や林業を取り巻く厳しい環境を打破するために、総合的で計画的な取り組みが必要であり、当町の実情に即した林業施策を展開し、森林整備や雇用にしっかりとつなげていく町の施策展開を期待しているということと承り、回答をさせていただきました。

林業は、どの産業よりも長期的視点とそれを実行する技術が必要でありますので、F S C森林認証をベースに責任ある森林整備が確実に実施していけるよう、国や県の動向を注視し

つつ町内及び近隣市町を含めた林業関係者と協議を進め、あらゆる分野に理解と協力を求め、協力者の開拓も進めながら、施策展開を図っていきたいと思っております。

また、当町の主要産業であるお茶や観光とも連動できる産業として推進していく所存でございますので、バランスのとれた施策の展開について、議員各位の御助言や御指導をいただけるようお願いをいたします。

次に、人材育成の関係であります。

第1次川根本町総合計画に掲げたまちづくりの基本方針のうち、町民による協働のまちづくりの実現に向けて、職員は町民の皆さんへ質の高いサービスの提供や協働による新しいまちづくりの実践など、行政の専門家として役割を期待されております。そのためには、まず町民の皆さんがどのように考え、何を望んでいるかということを知り、協働の取り組みを進めながら、信頼関係を築いていかなければなりません。また、限りある資源の中で持続的な自治体経営を行っていくため、社会経済情勢を的確に把握し、金銭や時間的コストを十分意識しながら、長期的な視点に立った政策を企画、立案していく人材が必要です。

本町では、職員人材育成基本方針を策定し、それに基づき管理者、中堅職員、一般職員、新規職員など階層別研修をはじめ、県や町村会が主催する政策形成、調整力、交渉力などの研修や法律、財政、税などの専門研修など実施しているほか、県、市町村や広域組合などへの人事交流や派遣などを実施しております。これら研修を積んだ職員の意識を高めるとともに、他の職員にも波及するよう促し、町民の皆さんの意見を幅広く聞く一方でわかりやすい説明を行い、町民の皆さんとの信頼関係のもと、地域の課題に合った政策形成を目指していく必要があると考え、進めております。

行政報告の中でも申し上げましたが、政策立案や事業実施過程におきましても、職員が町民の皆さんの意向やニーズをくみ取り、政策立案や事業執行を住民の皆さんと共感し合える良好な関係をつくり上げるべく努力したいと考えております。

以上であります。

○議長（板谷 信君） ここで暫時休憩とします。

再質問は再開後行います。

再開予定は1時といたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

中野君。

○5番（中野 暉君） それでは、再質問いたします。

山の管理は長いスパン、10年、20年先、もっといえば50年、100年先を考慮した取り組みが必要で、近年の計画及び今後の計画、今もう計画されているものも含めて、森林基盤整備及び林道整備計画を聞かせていただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（長嶋一幸君） 森林整備計画の関係でございますけれども、国は、平成21年度に森林再生プランというものを打ち出しまして、それに基づきまして、本町では平成23年度に川根本町森林整備計画を変更して、自立的林業行政を行うよう推進を進めていくような形で作成しております。

なお、そのもととなる、礎となっているものは、先ほど町長が答弁したように、F S C、森林認証をもとにして策定をしていくというようなことで林業行政を進めていくというような計画になってございます。

なお、林道については……

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 林道の今後の整備計画でございますが、林道の整備につきましては、静岡県地域森林計画という計画がございます。この計画でございますが、平成22年4月1日から平成32年3月31日までの10年間の計画でございますが、この中で、川根本町の関係で、開設の関係でございますけれども、10年間で28路線の開設を計画をしております。それから、あと改良の計画ですが、10年間で51路線の改良計画を持っております。それから、管理しやすくなるということで、舗装も計画的にやっておりますけれども、10年間の舗装の計画が20路線、こういった計画で、補助事業を使いながら整備をしていきたいということで計画をしております。

○議長（板谷 信君） 中野君。

○5番（中野 暉君） このことについては、やはり計画的な取り組みが必要であって、今までもこの林道計画というものは進められてきたわけですが、その林道が途中で中断をしているところもありますので、もう一度調べて、これらについても検討をしていただきたいというふうに思います。

続いて、林道担い手の育成について。

やはり林業が活性化しなければ労務は生まれないわけでありまして、後継者というんですかね、今の現状を考えれば大変厳しいものがあるようであるし、雇用問題にもつながるわけですが、木質バイオマスエネルギー利用等、先ほども言いましたように、いろんな形で考えなければならないと思います。このことについても再考すべきかと思うわけですが、考えをお伺いをいたします。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（長嶋一幸君） お答えさせていただきます。

担い手の育成確保というようなことでございますけれども、大変、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、最も重要かつ最優先として考えなければならない課題だということでございます。それに当たっては、林業家個々の努力だけではなかなか達成するものではございませんので、林業家単位の任意グループなども含めながら育成していきたいと思っております。しかし、それもなかなか難しいというようなことで、町内の林業所有者の組合員となっております森林組合おおいがわでの担い手確保を進めながら、町民に対して林業技術の継承を図っていきたくて考えております。よろしく申し上げます。

○議長（板谷 信君） 中野君。

○5番（中野 暉君） 本当にこの問題は大変難しい問題。今、私が提案をしたものは、この次の鈴木議員からもいろいろな形で御提案がなされると思っておりますので、バイオマスの件については、そのところでもまた話し合っていたきたい。

雇用の創出については、私が後段でまた出てきますので、このことはまたそのときにも話が出ようかな、こんなふうに思います。

林業活性化には、地元産木材は重要なことで、木材が利用、活用される奨励措置について、答弁をお願いいたします。この奨励に対する実績はどんなふうなものが今まであったか、わかる範囲で答えていただきましょう。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（長嶋一幸君） 最後に、実績というお言葉がありましたけれども、今までは、これまではF S C森林認証の取得企業を対象として、F S Cに取り組んでいるところに対して優先的に材を供給できるようなことを取り組んでまいりました。しかし、まずもって、先ほどもやはり町長言われたように、役場で利用するところで進んでいかなければならないというようなことで、「水と森の番人 川根本町木使いプラン」という作業を進めております。これにつきましては、25年の予算において、公共施設での木材利用の関係の事業を展開するよう予算化してございます。

また、建設課の所管の定住住宅関係の補助制度ですけれども、これについても改正していくつもりで取り組んでいくというようなことでございます。今言ったような内々の話はそのようなことかと思っておりますけれども、今後とも木材の主たる消費地は都市にございますので、木材の加工流通ルート開拓を進めていきたいと、努力していきたいと思っておりますし、特に建材については既成の木材のルートの変更を伴うような動きがございます。相手方は明かすことはできませんけれども、そういうようなルートを開拓するような努力を図っていきたくて思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（板谷 信君） 5番、中野君。

○5番（中野 暉君） このことについてはなかなか難しい問題を含めてはございますけれども、やはり地元産の木材がより以上に販売、活用されるような取り組みに特段のお願いをいたします。



今の話に付随しますけれども、もっともっと多くの方々にこの事業、利活用される方策は、問題提案されたことは今までないか。それとも、こんなことをすればもっと売れるんだろかなというような話を聞いたことがないか。その点についてお伺いをいたします。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（長嶋一幸君） 今、さきにも述べたように、ルートを開拓するようなことで、職員自体も、また森林組合も一生懸命頑張っておりますということを御理解していただいて、お答えとさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（板谷 信君） 中野君。

○5番（中野 暉君） より多くの方々に意見をちょうだいするとか、いろんな方策がいろいろ考えればあると思いますんで、また今後の課題として取り組んでいただきたい、こんなふうに思います。

鳥獣被害は、山林に対する被害、あわせて今、行動範囲が家の周りまで及び、農作物の被害が増加している現状、今後は生涯学習の担当ではなく、産業課でのこの問題にも取り組む形になりますけれども、この鳥獣の生息も含めて、問題があるのではないかなというふうに思いますんで、猟友会のメンバーが減少しているという深刻な問題も抱えております。この問題も含めて、最善な方法というものを今度もっともっと考えていかなければならないと思います。生態系の見直しも中長期的に取り組むを考えていかなければならない問題、同時にこの問題の対策、充実もさらにお伺いをしたいわけでありまして。

実施時期の予算に考慮していただきたいわけでありまして、この被害が考えられるところまで来ておるものですから、このことに対してはもっともっと具体的な計画等についてお伺いをいたしますんで、よろしくお願いします。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（長嶋一幸君） 鳥獣害対策でございますけれども、皆さん御存じのとおり、平成24年にはかなりの被害が出ているという実態でございます。その補助金の使用状況についても、9月の補正で皆さんに御協力していただいたところでございます。

その狩猟ですけれども、25年度に当たりましては、その予算に強く反映していきたいと思っておりますし、国の事業に対しても、里山事業というようなことがございまして、里山の周りの景観、景観といいますか、を整備する中で、その農地に対しても、農地を再生できるような、住みかをなくすというような事業に取り組む予算を産業課として提案させてもらうつもりでございます。まだその部分については町長とも明確なあれはしてありませんけれども、町長からは鳥獣害対策をしっかりとやりなさいというようなことは承っておりますので、そういう予算を上げさせてもらうつもりでございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 中野君。

○5番（中野 暉君） このことは町民がみんな心配をしているところでありますんで、ぜひ

特段の取り組みをお願いをいたします。

その次に、当町の町有林、正確な数字ではないわけですがけれども、自分の記憶では旧本川根が1,500ha、旧中川根が1,000ha、合わせて2,500haという大変大きな面積でございます。計画的な管理体制をとらないと、とても追いつかない面積でしょう。10年スパンでとらえれば、毎年250haは手を入れていかなければならない。皆伐にしても、100年単位で考えれば、毎年25haを処理しなければなりません。しかも既に収穫時期に来ている状況にあります。さらに水と森の番人としての当町は、奥山の国有林に具申することも、場合によっては今後必要になると思います。広い山林を維持管理するには、職員サイドだけに負わせることは長期的な展望を考えたとき、深刻な問題としてとらえてきます。森を守り、育て、利活用する森林事業、森林組合に全部お任せするという事は考えなければならぬことではないか。

そこで、森林事業の委員会、あるいは審議会と言ったらいんですか、これを立ち上げて、このことをあわせて森を守るといふか、観光に直結する森づくり、自然環境、景観保全等についても考えていただく取り組みを早急に検討することをお願いをいたします。この審議会等々の立ち上げについて考えを町長に伺います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 2,500ha、町有林の管理につきましては、大変大事なことだというふうに思っています。大変広い面積ということもございますので、今の森林組合に委託して管理をするというような形が主になっているわけでありましてけれども、計画的に進めていくために、今の議員の御指摘にありました委員会ですとか、その検討する場所ですね、そういうものを設けていく必要もあるのではないかとこのように思っています。町有林に限らず、町の94%を占める森林をどうこれから管理していくのかというのは大変重要な問題でもありますので、また担当ともちょっと検討をさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 中野君。

○5番（中野 暉君） このことについては、特に早急に対応していかなければならない問題も含めておりますので、ぜひ前向きな検討をお願いをし、よりよい方向に持っていただきたいと思います。

続いて、2点目の問題、人材育成。

企業ではどこの企業でもみんな実行していることでありまして、基本的なこと、あいさつの仕方とか電話の応対とか接客の仕方、当町は特に川根茶の高級茶ブランドというものでアピールしている町でありますので、全員ができるこのお茶の入れ方というのを見直してもらいたい。接客の仕方とかもう一度見直す必要があるのではないかなど。このような基本的なマナーの習得の研修については、今も含めて進めてはいるでしょうけれども、今後どのような対応がとれるのかお伺いをいたします。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（西村 一君） 今の議員の質問ですがけれども、接客につきましては、新入、新し

く入ってきた職員につきましては、それにつきまして徹底的に行うと同時に、県の方に、研修所の方に行かせまして、そこで電話の応答、あいさつ等については実施しているところがございます。

○議長（板谷 信君） 中野君。

○5番（中野 暉君） 自分がここで問題にしたのは、本当に基本的なことでもありますんで、これは全職員に言えることではないかなど。特に幹部職員も、私はその問題はもう卒業しているからといって、満足にそれができているかどうかというものは大変心配なところがありますんで、お茶の一つの入れ方にしても、皆さん本当に正確に入れることができるかどうか、大変心配なところがあります。ぜひ自分たちの問題として、これはしっかりとらえていただきたい、こんなふうに思います。

続いて、業務遂行に欠かせない専門知識習得の研修、新しい情報収集の研修参加等を含め、町民が得をする情報というものをいち早く収集する。それをわかりやすく説明できる能力を身につける。そういう本当に基本的なことも必要と思うけれども、どうか。このことについて答弁をお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 御質問にお答えします。

先ほどの御質問の中にありましたように、例えば接遇問題というのが非常にこれは社会人としては基本的なことでもありますので、これは全体的な中で接遇については講師等も呼んで、こういう研修をしていきたいと思っております。

それから、専門の研修でありますけれども、やはり今のところ、専門研修の中にそういう戦略的なものをというようなものも伝えることができる研修、ディベート研修とかですね、それからコミュニケーションのそういうものをですね、能力が向上するというような形の研修も、これは専門研修でありますけれども、そういうものも図っていきたいと思っております。

このほかに中堅研修とかそういうものもございますけれども、これは各ポジションに当たったときに、そのポジションについて、どういうふうに立場に立てるかというものを研修しているわけでありまして、こういうものをより強化していきたいと思っております。

それから、お話の中にありましたように、戦略的なものについては、広報委員会というものを庁内の方に立ち上げております。これらにおいて、専門的な広報、情報発信をできるようにということに努めていきたいと思っております。

なお、企画においては、これから新たな情報伝達機関、例えばフェイスブックとかですね、そういうものもリアルに情報更新ができるような形というものも取り組み、検討課題としていきたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 中野君。

○5番（中野 暉君） 先々月だったんでしょうかね、パワーポイントの研修等々も開催されたようでありまして、前向きな取り組みはわかってきておりますけれども、いま一度襟を正す必要があるのではないかな、こんなふうに思います。

先ほども提案制度の中でいろんな案件も聞かせていただきました。それに付随してでありますけれども、我々もそうですけれども、職員も出張等々がありますが、研修会も含めて、それらを報告するという義務があります。これも大変重要で、見てきたこと、勉強してきたことが、これらが果たして当町で取り組むことができるのか、当町にあるいは事務に置き替えて考えた報告書というものは、やはり望ましいのではないかなというふうに思います。さらに進んで、企画、提案まで取り組むことができれば大変素晴らしいことであって、実になる報告書というものを再検討してみたらどうか。この点についてお伺いをいたします。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 職員の中に、当然研修等も含め、またそれぞれの施策立案等に対して、これは報告とか提案するということ、これは当然必要なことであって、例えばそういう報告であるにしても、何時事象、例えば5W1Hですね、こういうようなこともあります。ただ、その施策については、それに加えて6W2Hといいますか、一体だれのためにやるのか。また、幾ら費用をかけるのか、そういうことですね。この二つを加味してやっていくということが必要だと思っております。こういうものを積み重ねて施策の方を積み上げていきたい。

ただ、各事務事業については、行革の中でもそれぞれ事務事業シートというものを事業ごとに出しまして、それらについて検証していると。これは、やはりPDCAサイクルというですね、プラン、ドゥー、チェック、アクションと、この四つのサイクルに合わせてこの検証をしていくと。これを次の施策に反映させていくということが必要かと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 5番、中野君。

○5番（中野 暉君） 副町長の答弁、本当に基本的な、企業では取り組んでいるマネジメントでありますので、PDCAにしろ5W1Hにしろ、やはり皆さん方が最終的に仕事を完成をしなければならぬわけでありまして、常時チェックする能力というものを身につけていただきたいというふうに思います。

また、よい提案があれば、課を問わずいろんなところで話し合っ、それらを実現できるような方法をとることが提案を成功させる道でありますので、最終的な目標も踏まえて、この取り組みをお願いをいたします。

事業取り組み、推進の方法、まだまだ勉強をする、改善することは多いと思います。近隣の行政との交流を通じて多く学ぶことという話も先ほど聞きました。大変多くあると思います。今後の業務につながる人事交流、今までも県との人事交流等々については実績があったわけでありまして、本人だけではなく、周りにも得るものは多かったと思います。今後も進

めてみては、このことについてはどうでしょうかというふうにも思います。特に近隣のところで、観光についてもう一度、私たちのこの川根本町は、観光については上位を占めているというふうに思っておられますけれども、まだまだ勉強をする、また学ぶこともあろうかと思っておりますので、このことについては、人事交流を含めて習得することも多いと思っております。ぜひこのことについても、再検討をお願いいたします。

このことについて、特段お願いを。町長、お願いします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 役場職員の養成という問題で、先ほどから中野議員の方から御質問いただいているわけでありましてけれども、役場職員の養成に当たっては、まず職場の中ですね、職場の中で上司、同僚あるいは部下、そういう日ごろの現場の仕事にかかわる中で仕事を覚えていくというのか、まずそれが第一の基本だというふうに思っております。

それから、外部へ出たの県との交流、あるいはかつて牧之原との交流をやっていたときもございますけれども、そういうある意味での武者修行といいますか、外の空気を吸ってくるということも大変重要なことだというふうに思っております。最近まで牧之原ですとか、あるいはグリーンツーリズムの関係で派遣をしたこともございますし、そういう意味での職員養成については、今後も有効な形を考えていきたいというふうに思っております。

それからもう一つは、職員が地域の人とおつき合いですね。そういう中で自分を磨いていく。議員が最初おっしゃった、例えばあいさつ、これは全く人間としての基礎でございますので、本来はそういうものは家庭でしっかり身につけてきていただきたい、そう思うわけでありまして、そこからスタートしなければいけないというところに現状の問題が一つあるというふうに思っておりますけれども。

さきの大戦のときでも、山本五十六は、「やってみせ、言って聞かせて、させてみて、ほめてやらねば、人は動かじ」と言ったようにございますので、そういう意味では、過去もそうだったのかもしれませんが、現場でまずはお手本を上司に示していただく。そして、武者修行もする、そして地域にも出ていくと。そういう中で鍛えていきたいというふうに思っています。よろしく御指導お願いいたします。

○議長（板谷 信君） 中野君。

○5番（中野 暉君） 本当に先に期待をできるような答弁をいただきました。ありがとうございます。

人材というものは、町の力であって、源であります。個々の資質を上げることが町の財産につながると思っておりますので、ぜひこの取り組みはお願いいたします。

すばらしいリーダーに変身することを期待をいたしまして、一般質問を終了します。

以上です。

○議長（板谷 信君） これで中野君の一般質問を終わります。

続いて、10番、鈴木多津枝君の発言を許します。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の鈴木多津枝です。

16日に行われた衆議院総選挙の投票結果は、自民圧勝、民主大敗で、わずか3年で民主党政権が崩壊し、自公政権が復活する見通しとなりました。しかし、選挙後の川勝知事のインタビューのコメントにもありましたように、決して自民党が多くの国民の信頼を集めて勝利したのではなく、第1党しか当選しない小選挙区制の影響が大きかったことは、過去最低の投票率や27.6%しかない比例得票を見ても明らかです。14日付の静岡新聞論壇でも、国民は民主党には落第点をつけたが、自民党も懲り懲りしており、民主党がだめなら自民党さという気持ちにはなれない我慢比べの中で自民党が勝ち残っただけで、民主党3代にわたる実績が余りにひどかったからにはほかならない。どっちもどっちで余り自慢にならないと、投票日が迫る国民の気持ちを見事に言い当てていました。

それだけに、今回の選挙結果に人々からの喜びの声は少なく、むしろまたもとの弱肉強食の政治が復活するのではないかと不安におびえる人々が少なくない状況で、住民に身近な行政の役割はますます重大になっています。

所得水準が低く、年金生活の高齢者が多い当町では、いかに行政が住民の暮らしを守り、励まし、元気づけ、住みよいまちづくりを進めることができるかにかかっていることは言うまでもないことです。初日の冒頭の町長の行政報告にありました来年度予算編成方針で、安全で安心のまちづくり、元気で活力に満ちたまちづくり、住民が夢を持って明るく前向きに取り組めるまちづくりを重点施策として進めていきたいと表明されたことや、安全と安心のまちづくりでは、住民の命と財産を守ること、予想される巨大地震に備えて可能な限り自然災害に強いインフラ整備を進めること。また福祉、医療の面でも、高齢化、少子化の急速な進行の中で、治療から保健を重視して、高齢者や子供たちに優しいまちづくりを進める決意を述べられたことは、賛成です。

2点目の元気で活力に満ちたまちづくりでも、低迷する茶業や林業の再生、販路拡大や品質向上、生産力向上への支援、商工業、観光事業との連携、資源の活用など、持続的で安定的な経営が可能となるよう環境づくりに力を入れると述べられたことや、住民が夢を持って明るく前向きに取り組めるまちづくりでは、地方自治の本旨である住民福祉の増進を基本に据えて、住民が積極的にまちづくりに参加できる場をつくることや、中央や県の指示や通達に従う行政でなく、地域の意向や事情を十分把握した敏感で迅速な対応を心がける必要性や政策立案、事業執行への住民の意見、参加を求める住民との協働をさらに進めることの必要性を表明され、住民と共感し合える行政の実現など、住民の目線での行政の実現を目指す姿勢を示されたことに、私は町民に勇気を与えるものではないかと共感を覚えました。

私は、これまでも繰り返し、住民の負担増は可能な限り避けなければならないと訴え続けてまいりましたが、9月議会では国保税への一般会計からのその他の繰り入れも考えるときに来ている旨の答弁があり、行政も議会も、住民負担を避けることの重要性ではかなり前向きな合意ができてしていると判断し、今回は町に経済効果を生み出し、町民に元気を出していた

だけの取り組みはないかと考えました施策について、可能性や見通し、資源、財産の活用など、通告をいたしました。

選挙と同時進行の議会の中で、十分な調査もできないままの質問となりますが、行政の考えやこれまでの調査の経過などお聞かせいただきたく、質問いたします。

1点目は、寸又峡温泉街にバイオマス発電施設を設置し、売電、廃熱利用、地域のPR、活性化を図る考えはないかということについてです。

今年度の議会視察で訪れた福島県の会津若松市のグリーン発電会津は、電力の固定買い取りが始まったと同じ今年7月から操業を始めたばかりの、まだ実績もわからない木質バイオマス発電企業でした。規模も年間約6万トンの木材チップを燃料に使い、約5,000kwの発電能力があり、約1万世帯分の電力供給が可能な大規模な施設で、当町では原料の間伐材や未利用材がこれだけ確保できるかという点で、かなり広域的な取り組みが必要と担当の職員の話も伺いましたが、仮にこの10分の1の500kwぐらいの発電施設であれば、原料の確保は可能ではないでしょうか。

寸又峡に設置して廃熱を利用できれば、売電収入に加えて重油の節減でダブル効果となり、雇用や森林整備、CO<sub>2</sub>削減効果に加えて視察の受け入れや、さらには寸又峡温泉そのもののPR効果にもつながり、道路の改良への波及効果など、事業効果は十分期待できるのではないのでしょうか。寸又峡温泉の存続のためにも、地元と話し合い、調査研究を進める価値が十分あるものと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

2点目は、これまでも何回か質問しております建築後数年で診療所としての機能を失ったまま空き家同然となっている徳山診療所の活用についてです。

これまでの話では、地域に活用したいという団体や地区からの要望があれば相談に応じるとか、地域に委員会を立ち上げて、どういうふうに活用したいか話し合いを進めたいなどの説明もされてきましたが、どちらも責任の重さなどもあり、具体的な動きがなく、依然として一人だけの援農隊員の宿泊所として使われているだけで、外からの見た感じでは、診察室部分は傷みがひどいように見え、このまま1億円近い投資をした施設がただ朽ち果てるのを待つのは、公共財産の管理のあり方からいっても許されないことと思われま

そこで、高郷などの高齢者生きがいの郷のような施設に活用を図る考えはないか伺います。

徳山地区は、町内でも一番人口が多い地区であり、水川や藤川などの高齢者も送迎すれば、十分利用は見込めると思います。また、まだまだ介護のお世話にはなりたくないと言っている方からも、このまま一人で家にいるのではどんどん老化が進むのではないかと、心配だという高齢者や御家族の声も届けられており、それでなくても介護予防対策は、町にとっても大きな課題であり、積極的な取り組みが求められる課題です。

社会福祉協議会も、人件費の膨らみが事業費に対して大きく、運営の問題が取り上げられています。単に補助を増やすだけではなく、このような取り組みを増やすことで、社協への委託事業も増やせて、町としても委託事業以上の予防効果や高齢者の生きがい、喜びを生

み出すことができるのではないかと思います、いかがでしょうか。

また、囲碁や将棋クラブなどの専用室を設け、子供や青壮年者、興味がある人はだれでもここに来て一緒にやれる、教えてもらえる、そういう部屋を設ければ、町民の交流や子供の放課後の居場所づくりにもなるのではないかと思います、いかがでしょうか。

3点目は、昨年の9月議会で、住民投票で決めたいという有権者の3分の1を超える署名による条例制定の直接請求が否決されたことで、町長や議会のダブルリコールに発展し、議員が4人も辞職するという大混乱が起きました。住民アンケートの結果、12月議会で町民の理解を得られないとの理由で、白紙撤回を表明されたブロードバンド整備事業ですが、情報格差に対する不満や町民に負担のない方法でブロードバンドを整備してほしいという声は、今も絶えないのも事実です。

行政としては、どうしても必要な事業だ、今やるべき事業だと強力に推進を図りましたが、強い反対に遭うと、少し内容を変えただけで見切り発車もいとわれない勢いを示した割には、挫折後は町民に受け入れられる事業の研究やその後の取り組みについても、経過報告も何もなく、1年が過ぎています。アンケートの結果は、決して情報通信の整備が全く必要ないという人ばかりではなく、当町にふさわしい計画になるよう関心を持つ町民を公募して委員会を立ち上げ、再検討するべきではないかと思います、どのようにお考えか伺います。

以上、3点について町長の前向きな御答弁を期待して、最初の質問といたします。

○議長（板谷 信君） ただいまの鈴木君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） それでは、鈴木議員の質問にお答えいたします。

鈴木議員におかれましては、10月に行われた議員視察研修の内容を踏まえましての当町の実情や将来を見据えたお考えの御質問かと思われまます。

研修の成果をいち早く当町に役立てようということで、過日行われました議員の視察研修報告会におきましても、詳細な御報告が議員各位よりなされまして国内外、当町におきましても、バイオマスをはじめとする再生可能エネルギーに対する期待が高まっていることを感じております。

さて、我が国におきましては、平成24年7月1日に再生可能エネルギー固定価格買取制度がスタートしました。議員の質問は、当町の資源の一つである木質バイオマス、特に林地残材に焦点を当て、地域エネルギー創出と林業振興による雇用やその他波及効果をねらったものと承知をいたしております。そして議員は、議員視察研修で訪問されたバイオマス発電施設で用いられる木材使用量を踏まえ、当町ではその数量の確保が難しいことも御承知で、10分の1程度という規模の御提案もされました。加えて林地残材と言われている未利用資源の有効活用が地域の雇用、森林整備、化石燃料の使用量の削減、売電収入、熱利用、寸又峡温泉の広告効果などまで複合的な事業効果を示唆されました。

私も様々なところでバイオマス発電施設の事業計画が立ち上がっていることを承知しており、その燃料となるバイオマス、これは建築廃材や林地残材を指すわけですが、その数量を



確保することが難しいということで、もう少し小規模な施設であればどうだろうかと考えたところでございます。

しかしながら、バイオマスを資源にエネルギーを考える場合には、先に熱利用があるということであり、発電はその附随的事業だろうということでもあります。また、質問において、仮定されている年間1万m<sup>3</sup>程度の原料としての木材の収集量の確保については、建築材料を主体とした木材生産数量が皆伐施業を含めて2万ないし3万m<sup>3</sup>である当町の現況から、より集材や運材が高コスト化し、効率が悪い林地残材をベースにすると、燃料の調達に関して極めて難しいものがあると考えますし、加えて立地を想定している寸又峡の地理的条件からも難しいものがあると考えます。

しかしながら、町の観光町民会議におきましても、国有林の適正管理も話題に上がってきております。ですから、国有林に近い寸又峡温泉において、木質バイオマスの熱利用は考えていくべきものであるかというふうにも思うところであります。

これらのことを踏まえますと、寸又峡温泉をはじめ接岨峡温泉、白沢温泉、千頭温泉及び宿泊施設、B&G海洋センターなど、当町には熱源を化石燃料に求めている施設が公営、民営様々ございますので、まず熱利用を考えていきたいというふうに思っております。

発電施設は非常に高額な施設整備を伴い、一たん装置を整備してしまえば、エネルギー源である木材を安定的に供給していかなければならないわけですから、林業振興を想定する場合には、島田市にある特種東海製紙のパルプ原料や発電用チップへの供給が適当と考えるところでございます。この場合は、必要数量を確保する必要がなく、無理のない範囲で、森林整備により発生した木材を供給していく事業を進められるというメリットも伴います。また、全国的にバイオマスエネルギーをはじめとする再生可能エネルギーの認知、期待が急速に拡大していることから、町内企業において、全体的に熱利用によるバイオマスエネルギー導入、つまりまきボイラーやまきストーブ、太陽熱等の利用が進んでいけばいいと考えております。

次は、徳山診療所の活用でございます。

徳山診療所の活用をとの鈴木議員の質問にお答えいたします。

徳山診療所につきましては、住宅つき診療所として、平成6年度に地域医療施設設備整備促進事業において、県の補助金を活用し建設されております。全体の建築面積は293.14m<sup>2</sup>であり、そのうち診療所分の面積は165.89m<sup>2</sup>となっております。住宅部分については127.25m<sup>2</sup>です。診療所分の補助事業による処分制限期間につきましては、平成22年度で終了しております。なお、住宅部分につきましては、平成26年度までの処分制限期間があります。

施設の状況ですが、建設後18年が経過しておりますので、老朽化による建物の劣化も考えられるところであります。現在、町は奥泉地区にある憩いの家いずみ、高郷地区の生きがいの郷、瀬平地区のむつみの郷の3施設において、生きがい対応型デイサービスセンター事業として、川根本町社会福祉協議会に委託し運営をしております。

生きがいデイサービスは、高齢者ができる限り要介護状態になることなく、健康で生き生

きと自立した日常生活が送れるよう、専門の職員による介護予防のための体操やゲーム、創作活動などレクリエーションを行います。地域包括支援センターの職員が各地区を訪問し、状態を調査して施設への通所を勧めております。

現在、3カ所で介護予防事業を展開しているわけではありますが、徳山地区や藤川地区、水川地区の方々については高郷地区の生きがいの郷へ送迎による利用を行っております。それぞれに定員は25人となっておりますが、1日の利用者数は3施設とも平均で9人前後となっております。要介護状態に至らせない施設としては、運動、口腔、栄養など一定の利用者のもと、効果的な指導等が必要となるため、現状の体制がより効果が上がっているものと思われます。今後利用者数の増加などの要因が生じますれば、施設の拡大なども検討する必要もあるかと思われます。

地域包括支援センターの保健師等の指導を受けられない方につきましては、いきいきクラブであるとか、いきいきサロンなどへ参加し、より活用して地域のコミュニティへの参加、交流を図ってほしいと思います。

子供の放課後の居場所づくりにもなるのではないかの御意見について、近年、少子化や核家族化の進行、保護者の就労形態の多様化や子供たちの遊び場、体験の不足など、子供を取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域の子育て機能、教育力が低下していると言われております。このことから、放課後に子供が安心して活動できる場を確保し、次世代を担う子供たちの健やかな育ちを支援するため、放課後子ども教室と放課後児童クラブの2つの事業をあわせて、放課後子どもプランとして推進しています。

放課後子ども教室は、教育委員会が中心となり、地域の方々の参画を得て様々な体験活動や交流活動を行っています。町内4小学校で1ないし6年生の希望する児童が対象で、実施期間の9月から2月の毎週水曜日、午後3時から4時までの1時間、そしてそれぞれの学校を中心に活動しています。

放課後児童クラブは、福祉課が所管し、保護者が就労等により昼間家庭にいないおおむね10歳未満の児童を対象に、年間を通し、平日の下校時間から午後6時までを習慣やけじめを培う場として、平成21年度から町内2カ所の学校で開所しています。

次に、3つ目の質問に移ります。

まず、御質問の中に白紙撤回したブロードバンド整備事業について、考えを整理したいと思います。

昨年の12月に一度白紙の状態にするとしたものは、その時点で提示していた事業計画です。公設民営方式により町内全世帯を光ファイバーでつなぎ、町から各種お知らせをお届けする、さらに希望者に対しては超高速インターネットや難視地域でも地デジ放送の視聴が利用できるというものです。私は、その後もこうした議会等の公の場においても、この町の将来のために高速大容量のインターネットが利用できる情報通信基盤は必要と考えていること、事業計画そのものを白紙撤回したわけではなく、再度事業を構築していきたいという発言をして

きました。また、そうしたインフラ整備自体は必要という認識は、議員の皆様とも共有していると思っています。もちろんそれを実現する方法として、前回提示したF T T Hによる全世帯への光ファイバー網の整備にこだわるものではなく、無線の活用や民間の光ファイバーの借用等も検討し、財政負担の少ない事業計画を再構築する必要があると考えているものです。

当町は、人口の割に広大な面積を持ち、設備投資する経費を事業収益によって回収することはほぼ不可能です。また、事業展開する中で、収支のバランスをとることさえ難しく、設備投資も含めた採算性がとれないという大きな問題があります。このため都市部で展開されている純粋な民間事業者によるインターネットサービスの展開は期待できないと考えています。

このような採算が見込めない地域において、全国的にも普及している方法として、自治体が整備することで運営する事業者の設備投資経費を抑え、維持運営の部分は専門知識を持つ民間事業者に委託する公設民営方式があります。また、その委託方法としては、設置者である自治体と維持運営する事業者の間で一方向的に破棄できない長期間にわたる契約を結ぶ、I R U契約が多く見受けられます。

このような事情から、当町では民間事業者によるサービスは期待できず、全国的な動きから見ても、基盤整備の部分は自治体が負担するという考え方は理解していただけたと思います。こうした状況を理解していただいた上で、町民の方を入れた検討組織を立ち上げ、御意見を聞いた上で、町民の皆様の理解が得られるよう再検討を図るべきだという今回の鈴木議員の御質問であると考えておりますが、いかがでしょうか。

それでは、そういうことで御質問にお答えします。

さて、当町において実現性が高いと考えている公設民営方式の最大の課題は、運営する事業者を見つけ出すことです。また、その事業者が運営するために必要な設備を構築したり、さらに運営を継続していくために、収支のバランス、特に一定以上の収入の確保が見込めなければなりません。公募事業者によるプロポーザル方式を採用し、整備手法や運営までを提案していただくことで一定のめどは立つと思います。しかし、いかなる整備手法でも実現可能というものではなく、収益性の問題を含め、運営する事業者の考えに沿ったものでなければ、事業そのものが実現不可能になります。

このようなことから、たとえ町民の皆様による検討組織において議論され、当町にふさわしいと考えられる整備計画であっても、それを運営する事業者がいなければ実現しません。採算性の問題についても同様です。

例えば、インターネット環境が不良な地域、具体的には町内にある三つのN T T局舎から遠距離にある地域だけを整備エリアとしても、そこに一定以上の収入の可能性が見出せなければ、手を挙げる事業者はあられわず、実現できないものになります。

さらには、公募する町民による検討組織の位置づけの問題もあります。平成22年度には有

識者、議員代表、住民代表による推進検討委員会を設置しました。7回にわたる議論の結果、有識者や通信事業者の説明を受け、確認された項目や方向性、また委員総意の意見としてまとめられた委員会報告書が議会や行政に対して提出されました。そうした段階を踏んだ上で予算も繰り越し承認され、事業を進めようとしたわけですが、検討委員会での議論や報告書が活かされなかったという反省があります。

事業推進の過程において、町民の皆様の御意見を聞くことは重要なことです。しかし、運営事業者という特殊事情がある、この事業を実現可能なものとするためには、まず通信事業者や有識者などの専門的な意見を取り入れ、民間事業者による運営の見込みが立ち、事業費的にも、また内容的にも、町民の皆様に納得していただける整備計画を策定することではないでしょうか。町民の皆様には、計画に対する全般的な御意見や利活用といった部分での御要望など、幅広く伺いたいと思います。また、それだけでなく、事業の必要性を理解していただくためにできる限り多くの町民の皆様に周知していくための体制を整えていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 順番に再質問をさせていただきます。

バイオマス発電で寸又の活性化をというところが、なかなか寸又をというところで受けとめていただけない答弁だったものですから、非常に残念というか、寂しく思っているわけですが、仮に10分の1でということで、私、こういう計算とか電気は苦手なんですけれども、ちょっとアドバイスしていただいて試算をしてみました。

売電収入が10分の1だと5,000、グリーン会津は5,000kwを500kwで仮に10分の1の発電規模にすると33.6円ですか、仮に32円で計算すると、500w掛ける24時間掛ける350日として年間1億3,000万円の売電収入となります。

それから、原材料の購入費なんですけれども、非常に確保が難しいというただいまの答弁だったんですけれども、グリーン発電が年間6万tの木質チップを使うということでしたけれども、10分の1で、6万tで1日180t、トラック15台というふうに説明を聞いたんですけれども、10分の1の6,000tとすると、単純計算では1日18tの木質チップを確保できれば可能ということで、未利用材、建築廃材、そういうものが確保できるかどうか、いろいろな努力が要ると思いますけれども、不可能なことではないと私は思います。

それで、年間6,000tの木質チップの購入価格を、これも全くわからないんですけれども、産業課長が説明してくださった金額が、もう全く私の勘違いだったのかもしれませんが、1m<sup>3</sup>3,000円とすると、9,000m<sup>3</sup>で2,700万円、年間必要となります。それで、人件費を6人分、グリーン会津では年間の買い取り、買い取りというか、木質チップの燃料をつくるのに2億7,000万円というふうに出ていましたので、2,700万円というのはそこそこかなというふうに思うんですけれども。運転の方の人件費を6人分の450万円、年間として2,700万円

で、これもそこそこに10分の1の金額になるなというふうに思いまして、合わせると5,400万円になります。

それで、仮に町が計画している美女づくりの湯の露天風呂建設が進められようとしているんですけども、もう設計監理、予算に上がってしまっていて、ここをあわせてバイオマス発電施設のところまで広げて取り組んでみたらどうかということを考えました。地域振興基金のうちの3億円ぐらいを充てて、残りをなるべく有利な起債を見つけて、利子や減価償却で年5,000万円ぐらいを充てたととしても、2,500万円くらいは、合計して、先ほどの5,400万円と減価償却で5,000万円、合わせて1億400万円ですので、1億3,000万円の売電収入から引きますと、2,500万円ほど残ります。これはほかのいろいろな支出に充てることができるんじゃないかということで、木材の確保の部分で可能性があるんだったら、決して赤字の施設とはならないと。町民の皆さんの税金を使うようなものにはならないというふうな計算ができるかなと思って通告を、この案を出してみたものです。

また、有利な借り入れといいますと、独立行政法人NEDOというふうな新エネルギー産業技術総合開発機構というのがあります。そこはこういう新エネルギーを開発する施設に対してお金を貸してくれるという、有利なそれこそ補助金体制があるということで。採択されるかどうかということではハードル高いかもしれませんが、こういうものも研究してみる可能性というかはあるんじゃないかなと思いました。

こういう、私の、本当にど素人の計算で、夢を抱いたような計算なのかもしれませんが、実質はそんなに甘いものじゃないよと、担当の職員に怒られるのかもしれませんが、私の単純な計算では、このように決して赤字の施設とはならないのではないかなと思うんですけども、この点についてどのようにお考えでしょうか、感じられるでしょうか。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（長嶋一幸君） ありがとうございます。よく調べていただいて、私の思うところよりもはるかによく調べてあるなと思います。

産業課としては、林業振興をもとにして考えて、私たちは、ちょっと表現させてもらいます。

まず、先ほど言われた3,000円、1 m<sup>3</sup>3,000円というのは、今の基本的なバイオマス発電をやったときに必要な価格であるというつもりで発言させていただきました。その3,000円というものについては、木材で言うところの林地残材、今、御紹介するように林地残材で、要するに使い物にならない部分が3,000円ですと、引っ張り出してくると、にしかありませんよということです。実際にそれを出材してくると、3,000円にするものについては今の民有林の中で、なおかつそれを利用してちゃんと出材できるものはおおむね3分の1から4分の1、林業を再生してやっていくには、3分の1から4分の1の面積でしかできないと。ただ切れればいい、出してくればいいというような問題ではないかと思っておりますので、そうすると、3,000haから5,000haの民有林で確保していかなければならないということになろうかと思

ます。

それから、先ほど言われました6,000 t という数字ですけれども、山の材積でいいますと、t は重さでございますので、立米数で言うと1万 $\text{m}^3$ 。1万 $\text{m}^3$ という数字は、実は現在、町の中で出荷している林材の立米数が2万 $\text{m}^3$ から3万 $\text{m}^3$ でございます。その中に残りの残材をもって引っ張り出してくるということになりますと、かなり大きな数字であると、今の現状では。ですので、なかなか難しいということは、前もその研修会のときに御説明したようなことでございますので、生産量ベースで1万tも、さっき言った6,000 t も難しいということが言えるかと思えます。

それから、面積の面でいいますと、1万 $\text{m}^3$ の生産ということになりますと、逆に言うと、生産計画量で4万から5万 $\text{m}^3$ が欲しいということ、山の中で欲しいということになるかと思えますけれども、4万から5万 $\text{m}^3$ を利用間伐でやると、利用間伐で、年間100 $\text{m}^3$ ぐらいが出ますので、500haが必要と。1年間に500haの利用間伐をしないとできていけないということで、先ほど面的なことと言いましたけれども、3,000から5,000haということは、500haで、多く見積もっても10年間でしかできないんじゃないかと。今言ったように、もとの2万から3万というベースで考えると、実質的に2,000から3,000、2,500 $\text{m}^3$ 程度なら、一生懸命お願いして、しかも森林組合にお願いしますし、ほかの半分以上は島田とかそちらの業者さんが山林にかかわっていますので、そちら側をお願いして出してくれらうと。しかも、それは3,000円で本当に出てくるかという問題が裏側にありますので、その点を御理解いただきたいと思えます。

最終的に今言ったように、バイオマスは成功するかしないかは、林地の基盤整備、それがいかにできているかということだと思います。それですので、今、先ほど言ったように3,000から5,000 $\text{m}^3$ しかないよということを、もっとうんと広げた段階で確実にそこが出てくるよというものをもってしてバイオマスを始めるべきではないかと私は思います。

こんなことを僭越ながら先にもって言うのも失礼かもしれませんが、産業課としてはそういう考え方でおりますので、よろしくをお願いします。

○議長（板谷 信君） 鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 本当に厳しい回答というか、答弁というかが来るのは覚悟の上だったんですけれども、でも寸又を何とか再生したい、旅館も、畳む旅館があるなどといううわさも聞いています。お客さんも半分に10年間ですか、減ったよというふうな話も耳に入っています。そういう中で、売電だけでは本当に厳しい、1 $\text{m}^3$ 3,000円で手に入るかどうかともわからない、材料も確保できるかわからない。もう少し間伐の部分を使ってもということになると高くなっていくよということもありませんし。

そういうことで、例えば寸又って私が目をつけたのは、もちろん町長もわかってくださっていましたが、廃熱の利用が可能だということが一番大きいわけです。グリーン発電では廃熱の利用はありませんでした。26%の発電効率ということでしたので、約74%の熱が

捨てられて、売電だけの収益で運営をするという会社でした。でも、これを今提案している規模で、10分の1の規模で計算をすれば、廃熱の7割、74%が捨てられているんですけども、7割が仮に利用できたとして、1時間当たり約120万kCalの廃熱が得られるわけなんです。それで、20℃の水を仮に40℃上げて60℃のお風呂に使える、ちょっと熱いけれども、お湯までして、各施設に配湯できるようにするとしますね。そうすると、その40℃上げるのに、お湯にするのに、毎時30t供給できる熱量が捨てられるわけなんです、この10分の1のバイオマス発電でも。毎時30t供給できる、熱交換器で供給できる熱量が捨てられずに、重油にこれを換算すると1時間当たり1200、重油で。この30t、毎時30tの40℃に上げるためには、重油が1200必要なわけです。そうすると、これも確認していないんですけども、重油を80円ぐらいとして、24時間で350日を掛けると約8,000万円の重油代に相当する熱量が得られるわけなんです、この廃熱で。そうすると、給湯にかかっていた費用が節約できる。そして、もうこんなに要らないでしょうから、空調にも利用可能な熱量ですので、それでも多いということであれば、例えばこの温熱を利用して植物園の魚や、魚の養殖とかね、植物園とか、熱帯植物園とか魚の養殖とか、ホテル、旅館街ですので、そういういろいろな特色のある取り組みをすることもできると。

それで、給湯設備費とか管理費などにもかかるわけですけども、こういうかかるリスクを差し引いても、重油代の節約効果は大きくて、また金銭面のこういう効果だけでなく、珍しいということで地域のPRにもなって、全国から行政、議会などの視察も期待できますし、お客が増えて森林整備が進んで、道路改良も県に強く要望ができるということになると、波及効果というののははかり知れないものではないかと私は思うんです。

難しいこといっぱいあると思います。でも検討をしてみただけでないか、そしてその検討した状況をまた報告していただけないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 寸又峡温泉のその露天風呂をどうやって沸かすかというような発想から、こういう新しい木質バイオマスを使ったエネルギー利用、そういう発想を広めていくこと、そのこと自体は、大変おもしろい考えだというふうに思っています。

ただ、鈴木さんもおっしゃっているように、素人としての考えだということでもありますのでね。私自身も全くの素人でございますし、鈴木さんが細かく数字も上げられましたけれども、そこら辺のあれも全くわからない状況でありますので、軽々にいいとも悪いとも言いかねる問題でありますけれどもね。発想としては、いろんな面で広げていく、何事についてもそういう考え方をしていくというのはすばらしいことだというふうに思っていますので、そういう意味では、大切なことだというふうに思っていますが、今、この木質バイオマスの関係は、かつての町が葛巻を見てあきらめた、そういういろんな状況を踏まえてきた中で、なかなか難しいだろうという、そのコストの問題で採算がとれないというところに基本的な問題がありますので、また必要があれば検討はさせていただきますけれども、現状では多分

難しいだろうなというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 非常に難しいということは、初めてのことは本当に勇気が要ることだと思うんです。それで町民の人たちの理解を得ることも非常に厳しいし、大事なことだと。理解してもらえないまま進めるということは、決してやってはいけないことですので。そういうものもありますから、何とか町に財政負担がかからなくて、プラスの面が活かされる見通しが立つんじゃないかということで私は提案したんですけれども、ぜひ検討はきちんとして、どこが問題なのかということを示していただきたいなと思います。

それで、次の徳山診療所の活用についてですけれども、先ほど、私うっかりしていて、最後のところで町長が生きがいの郷のような使い方が可能なのかどうかということをもう一度返事をください、見通しとして。

○議長（板谷 信君） さっきの町長の答弁の確認みたいな。

○10番（鈴木多津枝君） はい。

○町長（佐藤公敏君） それではもう一度、先ほどのを繰り返させていただきます。

現在、3カ所で介護予防事業を展開しているわけでありますが、徳山地区や藤川地区、水川地区の方々については高郷地区の生きがいの郷へ送迎による利用を行っております。それぞれに定員は25人となっておりますが、1日の利用者数は3施設とも平均で9人前後となっております。要介護状態に至らせない施設としては、運動、口腔、栄養など一定の利用者のもと、効果的な指導等が必要となるため、現状の体制がより効果が上がっているものと思われる。今後利用者数の増加などの要因が生じますれば、施設の拡大なども検討する必要もあるかと思われます。

地域包括支援センターの保健師等の指導を受けられない方につきましては、いきいきクラブであるとか、いきいきサロンなどへ参加し、より活用して地域のコミュニティーへの参加、交流を図ってほしいと思います。

○議長（板谷 信君） 鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） どうもすみませんでした。

だめなのか、いいのかというところが、結論のお答えがわからなかったもので言っていたかもしれませんが、結局25人定員の3施設が平均9人前後ぐらいしか利用がないということですが、徳山から、例えば高郷に何人通っているのでしょうか。わかりますか。通告していないから、この数字は。

わかりませんか。じゃ、いいです、ほかの……

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 今、町長お答えしたように、これは地域包括支援センターがいわゆるスクリーニングを行って、介護状態に陥る危険性がある方、このの方々について指導をしていくという、そういう機関ということでもありますので、一般的な方の御希望によって利用さ



れるというものではないわけです。

たしか徳山の近辺というんですかね、藤川の方は利用があったと思うんですけども、徳山の方でそういう状態に現在おられる方は、あってもお一人ぐらいじゃないかなと思います。

○議長（板谷 信君） 鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 私も一人しか存じ上げていませんけれども、結局身近にこういう施設が見ることができないものですから、徳山の人たちは。だから、そのお一人の方、最近通い始めたんですけども、ひどく拒否していたんです、最初は。ところが、通い始めたらとってもいいと。もうよかった、よかったととても喜んでいて。別に何も痴呆でも何でもありませんよ。ただ、高齢化してきて、弱体化してきて、一人で家にいると、何か本当にぼけてしまうよといって心配されていた方ですけども、行くようになったら楽しいと。自分は不器用だから行くの嫌だけどと言いながら行ってみたら、本当にすごくいいところだよと言われました。みんな行けばいいのにねということで。

私は、介護施設ではないわけだから、これは。生きがいの郷は。何も介護に合ったような運営の仕方ではなくて、そういう高齢者の生きがいと介護予防ということで、そういうもう必要な何ていうのかな、要介護状態という人ではなくて、家に閉じこもりがちな人たちをもう少し出ていращゃいと、来ませんかというふうな、ヘルパーさんによるいろいろな作業を教えてもらったり、楽しんだり、そういうところがもう必要な状態になっていると思うんですよ。そういうことを取り組むことによって、介護状態になるのを防ぐ、すごく大事な取り組みではないかと思うんです。

徳山は大きい地区ですし、隣の藤川、水川もありますし。徳山の人が行かなければ、高郷の生きがいの郷を使う人がもっと減ってしまうよということはあるかもしれませんが、卵が先か鶏が先かということで、やっぱりこれから大いに活用しなければならない取り組みではないかと思いますので、ぜひ検討していただきたいんですけども。それが社協の仕事にもなっていくんじゃないかと思うんです。ただ補助金ではなくて、事業をやっていただいて、地域に役に立って、介護保険の利用が抑えることができるよと、予防することができるよということなら、効果は物すごい大きいと思うんです。どうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） まさしく生きがいの郷、生きがいデイサービスについては、先ほど申し上げましたように、健康診査において25項目のスクリーニングを受けて、その中において、弱いところ、先ほど町長答弁にありましたように、運動、口腔、栄養ですね。そのところで非常に危険性、危険性というのですか、低下するおそれのある、そういう項目について、各個々のプログラムというんですかね、そういうものを組んで、包括も、それらについて指導要綱を定めながらやっていくということで。そちらにできて、必ずしも、高郷が減るからということではなくて、その利用される方々についても、いわゆるどの辺がちょっと弱くなっているかというものを見ながらやってもらうという施設ですので、ある程度の人数は必要

であるということで、そういう利用をお願いしているということになります。

それから、後段の部分で言われましたように、例えば趣味を持っておられるような方々とか、交流の輪を持たれている方々については、いきいきクラブであるとか、生涯学習もいいですけども、そういうようなところに積極的に参加をしていただくということによって、人とのつながりが保てるということになるかと思えますし、そういうところ、趣味を持たないとか、どうしても閉じこもりがちの方という方については、それこそ社会福祉協議会が進めているいきいきサロンがその目的を持っているということでもありますので、これからは地域福祉活動という中において、社会福祉協議会、このいきいきサロンを充実していただけるように、行政の方としてもそういう方向性のお手伝いをしながらやっていきたいと思えます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） いきいきサロンは、徳山の場合は2カ月に1回しか開かないんです。そして、それもお昼挟んで3時間とかそこらですね。そうすると、それで介護予防ができるのかというのは非常に難しい問題で、本当はもっとたくさん開きたいんだけど、場所代が必要だし、場所がなかなかあかない、ほかのこととかち合う、前もって連絡を出さなければいけないわけですよ、いつやりますよと。それが使えなくなる、集会所だと。そういうときもあって、また連絡し直すというのが非常に大変とかいうことがありますので、そういう専門の使える場所があるということは、あの大きな徳山でたった一つしか、集会所しか使うところがない、寄るところがないというのは、非常にもっと活動を活発にすることのネックになっているんじゃないかなと思うんです。なかなか出かけていけない、家に閉じこもっているという人をたくさん見ますので、ぜひそういうところで。実態も担当の職員の方、保健師さんたち、ケアマネさんたち、つかんでいると思えますので、民生委員さんたちも。やっぱりそういう施設が欲しいねということも聞きますので、ぜひ検討していただきたいと思えます。検討、検討になってしまいますけれども、よろしく願います。やらなくていいことではないと思って通告をしましたので、ぜひよろしく願います。

それから、3点目のブロードバンドについてですけども、前段、町長が白紙撤回になった経過の話をされましたけれども、私はそのところで共感をしたわけではありません。ただ、今アンケートでも27%ぐらいの人たちが必要だ、加入したいというふうな答えがありましたよね。四十数%の人が要らない、使わないというふうな答えがあったということを受けて中止をした。それは全戸に、寝たきりのお宅でもどういうお宅でも、全部にブロードバンドを引くよ。見たこともないような人のところまで持っていくよと。そういうことがなかなか合意が得られなかったということで、町民の理解が得られなかったということと、本当にそういう大規模なものが必要なのか、運営形態がそれでいいのかということで、議会では話し合いをずっと続けていたところを町長が少し計画を変えて、テレビからつないでお知らせが流れるようにしますよと。それで4,300万円の整備費でしたか、を使うということを9月

議会でおっしゃったものだから、署名活動が、そんなまだ、見切り発車だということで始まったんだと私は思いました。

でも、話し合いは2年ぐらい続けてきた事業で、結論が出せなかったから私は住民投票が一番いいと思ったんですけれども、もう過ぎたことですので、それはしようがないですけれども。今後どうするのかということでは、委員会の立ち上げもなかなか消極的なお答えでしたし、町民の人たちに計画を理解してもらうためには、やっぱりインターネットというのはどういうものか、パソコンというのはどういうものか。そういうのがもう自分の家になくても使える、ある場所に行けば、集会所に行けば使えるように、どの集会所にも自由に使えますよと置いてあるとか。そういうふうにしてみれば、私は高齢者ほどインターネットというのはおもしろいんじゃないかなと。自分がだんだん年をとってきて、活動、行動範囲が狭くなってくると、インターネットでいろんなことが見れるというのは物すごいなと思うんですけれども。そういう体験もさせてあげられる環境をつくっていくというのも必要なんじゃないかなと思うんです。

必ずしもパソコンがいいのか、光ケーブルがいいのかという点でも、いろいろ担当の山田職員も言っていました。あのときとはもう条件が違うから、今、携帯ブロードバンドもかなり進んでいるし、早くなったし、容量も大きくなったしということで、そういうものを使って、もう若い人たち、いろんな人たちは困らない状態を自分で環境を整えています。でも、やっぱり必要だと思っている人たちもいらっしゃるということを考慮すれば、私は話し合いを、町民の人たちにいろいろ話し合ってみようよと呼びかけて集まらなくても、1回で集まらなくても、2回、3回というふうに集まってもらって、そういうこんな田舎、こんな田舎という、自分の町をそういうふうには言いたくないですけれども、田舎にはたくさんの可能性があるということで、こういう田舎でブロードバンドもできる人たちをたくさん増やしていくというのはすごくいいことではないかなと私は思いますので。そういう例えばできるような環境を整えるとか、委員会を、すぐにやる委員会ではなくて、話し合いを進めていく、それをきっかけに町民が話し合っつながっていく、まちづくりも考えていく。そういう委員会をこれをきっかけに立ち上げる考えはないか、最後にもう一度お伺いします。

○議長（板谷 信君） これで鈴木君の一般質問を……答弁ありますか。あれば。

○10番（鈴木多津枝君） やってください。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） リコールにまでいった問題ですよ。

○10番（鈴木多津枝君） いや、それは、もういいです。

○町長（佐藤公敏君） 要は、その町が提案したものについては、住民投票でアンケートでございましてけれども、現実には。アンケートの結果、反対という声が強くて、それに基づいてやめた事業でありますのでね。それをそう簡単にまたやりましょうと僕の口から言えますか。

○10番（鈴木多津枝君） 言えるんじゃないですか。

○議長（板谷 信君） これで、30分を過ぎましたので。許すつもりもなかったんですけども、一応町長の答弁がありましたので、これで鈴木君の一般質問を終わります。  
以上で一般質問を終わります。

---

◇

◎日程第3 議案第51号 川根本町長島ダム水源地域振興及び環境・  
水資源保全基金条例の制定について

○議長（板谷 信君） 日程第3、議案第51号、川根本町長島ダム水源地域振興及び環境・水資源保全基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、中澤智義君。

○第1常任委員長（中澤智義君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

12月12日の本会議において、議案第51号、川根本町長島ダム水源地域振興及び環境・水資源保全基金条例の制定についての付託を受け、12月12日午後1時48分から大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

まず、川根本町長島ダム水源地域振興及び環境・水資源保全基金条例の制定についての概要について、担当課長より説明を受けながら進めました。

この条例は、これまで別々に創設された4本の基金条例を地元の方々との合意を得て統合し、1本にまとめられたものですが、これまでも複数の基金が存在することによる管理上の問題等が指摘されてきました。今後は、これまでのそれぞれの基金の目的を異にすることなく、基金充当施設等の維持管理や水資源の環境保全等の事業に基金が充当されますので、基金の一本化によって、基金の使途の明確化と管理上の問題が解決されることになるものです。

委員会では、担当者の説明終了後、委員から質疑が行われましたので、主たる内容を抜粋します。

まず、基金の経緯についての質疑で、委員。確認だが、接岨峡温泉の基金だけが寄附だと思うが、内容を詳しく教えてほしい。町でつくった基金と思っていたとの質問に、温泉会館の基金は、経営を地区で行うということで、平成2年に井川線が開通し、道路や資料館も完成したので、観光客も増加し、温泉に入ってくる方が増え、余剰金が生まれて、その余剰金に税務署が接岨峡温泉余剰金に課税したいという話が出た。当時の企画と税務署と相談し、町にそのお金を一般寄附として寄附するなら、損金として認めるということとなったため、町の一般寄附として寄附した。町はそのお金を温泉会館の維持管理等に使うため、そのままそのお金を基金として積み立てたということである。町との契約の中で、接岨地域で使ってよいということで基金をつくったものであるとの回答がありました。

委員。基金を一つにまとめるということは賛成だが、この開発基金の廃止に伴って、その

残高が長島ダム水資源地域振興基金の5,523万9,187円で合っているかとの質問に、行政、まず昭和61年に元本の8,000万、平成3年度に4,096万円を積んで、合わせて1億2,096万となり、そのうち5,523万9,187円を取り崩して、長島ダム水源地域振興基金として制定したものであるとの回答。

委員。基金充当事業については様々で、借り入れをして実施をした事業もあると思うが、今も返済しているお金があるのか。それは減債基金などで支払うのか。この基金から支出しているのかとの質問に、平成21年度に減債基金から支払ったものを最後に返済していないので、残金はないと思うが、財政室に確認するとの回答。財政室に確認した結果、過疎債を借りて返済しているものがあつたが、今は返済金はないとの回答であつた。

これからは、条例についての質疑に入ります。

委員。規則第2条(4)のところで、歳入の赤字補てんが可能かどうかという点が疑問であり、そのこのところの考え方はとの質問に、この基金のエリアは接岨地区全体をエリアと考えている。温泉会館の当時の利益に対する積立部分があと2年ぐらいで残がなくなることもあり、この施設が地域の中核施設であることを考えると、これからの基金を一本化して、地域全体で振興に考えたい。ただ、運営については、例えば災害とか急激な支出については、前の条例の考え方を継承しているが、残額が14万円程度であるため、それを解決してからでないと、統合された他の基金の財源を投入していくことは、県とも考えているとの回答。

委員。本来、温泉会館運営は基金でなく指定管理料で対応すべきではないかとの質問に、行政、経常的な支出については指定管理の中で処理されるべきだが、これから2年間(指定期間)で話をしていく中では、実際の運営部分と施設の保存という部分では、分けて指定管理料を出していきたいと考えている。ただ、前の条例ができた当時の考え方には、災害とか特殊事情による歳入が急激に減少するというような事態に備えるという意味を持っていたのではないかと思うので、その部分を尊重し、新しい条例に受け継いだということで御理解いただきたいとの回答。

委員。現状は厳しいが、収益事業であるということだと思つるので、今後若い方の雇用の場として長期的に考え、条例をとらえていった方がよいではないかとの質問に、今後2年間の中で状況を見ながら規則を見直していくことも考えている。この温泉会館については、今後過疎債等を使って回収するという可能性もあると思うし、そうしたときに、この地域の中で基金が使われるのもよいではないかと考えている。基金の統合により、地域振興につなげていくというステップだととらえてほしいと考えているとの回答。

たくさんの方が来れば、この基金がなくなっていくことはないので、人を呼ぶことができる施設を、この基金を使って考えていただき、その事業を実施していけばよいと思う。その工夫をしてほしいとの要望に、行政、まだまだグラウンドゴルフなどの事業があり、そこで食事の提供もできるので、そうした経営改善の余地があると思うし、そういう事業を考えていけば利益も生まれてくると思うが、そこで赤字が出たときには、基金から繰り入れるの

でなく、委託料などを考えることが必要である。さらに、温泉会館は集会施設も兼ねているし、地域の方々は町の施設でなく、地区の施設だと考えている方も多いとの回答。

確認だが、既存の条例の廃止については附則のみでよいかとの質問に、行政、条例等の廃止については、廃止条例を制定する場合と、今回のように附則で廃止する方法があるが、今回のように新規の条例を制定する場合においては、既存の条例を附則で廃止することが可能であるとの回答。

委員。接岨地区の方々は頑張っているが、行政としてはどのような支援策を考えているかとの質問に、行政、いろいろと考えているが、エコツーリズムのかかわりを持ってくれる方が増えていることや、レインボーブリッジを使ったウォーキングツアーなどのイベントも人気がある。そうしたことを受けて、旅行会社ともアピールなどをしながら、PRに努めていきたいと考えているとの回答。

以上のことが確認されました。

審査が終わり、議案第51号の採決に入りました。採決は起立によって行われました。

採決の結果、全員賛成で議案第51号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（板谷 信君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第51号、川根本町長島ダム水源地域振興及び環境・水資源保全基金条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第51号、川根本町長島ダム水源地域振興及び環境・水資源保全基金条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第4 川根本町議会議員派遣の件

○議長（板谷 信君） 日程第4、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第128条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。

これに御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定いたします。

---

◇

◎閉 会

○議長（板谷 信君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして平成24年第4回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 2時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年12月19日

議 長 板 谷 信

署 名 議 員 芹 澤 廣 行

署 名 議 員 中 村 優